

大阪府財政構造改革プラン 《案》

平成22年(2010年)10月



はじめに ～ 財政構造改革の必要性 ～

- 大阪府では、長年にわたり行財政改革に取り組んできましたが、とりわけ、平成20年に策定した「財政再建プログラム案」においては、次世代に負担を先送りせず“収入の範囲内で予算を組む”という原則を徹底することで、財政規律を堅持してきました。
- しかし、雇用や経済の状況は依然として厳しく、法人二税を中心とする税収が低迷する中、今後とも歳入の大きな伸びは期待できず、国の地方財政対策に大きく依存する形となっています。
一方、社会保障分野をはじめ、国が決める制度内容に従って、地方の義務的・恒常的な負担が生じ、それが高齢化等に伴って、年々拡大を続けています。
- 10年以上改革を続けても恒常的に財源不足が続くのはなぜなのか。こういう問題意識から、4月に公表した「財政構造等に関する調査分析報告書」では、自らの改革の手は緩められないということとあわせ、国の制度にも課題があることを明らかにしました。
- こうした構造を改善し、地方が地域主権の担い手として機能していくためには、「国が決定することは国の責任、地方が決定することは地方の責任」という考え方の下で、税源移譲を含む自律的な財政構造を実現しなければなりません。そうでなければ、人口減少やグローバル競争が進展する中、大阪府は、多様な行政ニーズに添えていくことはできません。
- 「財政再建プログラム案」の後継となる本プランは、先に公表した調査分析報告書で明らかになった課題を踏まえ、「歳入歳出改革」「国への制度提言」「公務員制度改革」「財政運営のあり方」を改革の柱として、取りまとめました。
- 今後、これに沿って、自律的な財政構造を実現し、大阪府が地域主権をリードできるよう、歳入歳出や公務員制度など自らの改革推進はもとより、国に対しては、地方財政や社会保障などについて必要な提言を行い、改革を迫ってまいります。



目 次

はじめに	1
財政構造改革プラン(案)の基本的考え方	3
(1) 大阪府の財政構造等に関する調査分析の総括	3
(2) 基本的考え方	4
(3) 計画期間	5
(4) 改革効果額・収支不足額への対応	6
(5) 改革のポイント（取組みの要約）	7
1. 大阪府における歳入歳出改革	22
(1) 歳出改革（事業の評価・点検、主要分析事業）	23
(2) 歳入確保（財産・債権管理等、課税自主権の活用、使用料・手数料の見直し）	62
(3) 出資法人等のさらなる改革	81
(4) 公の施設のさらなる改革	91
(5) 主要事業の「将来リスク」の点検	99
2. 国への制度提言	109
(1) 地方財政制度	110
(2) 社会保障制度	120
◇総論	
◇個別項目	①生活保護制度 ②国民健康保険制度 ③後期高齢者医療制度
	④介護保険制度 ⑤ 障害者自立支援法に基づく福祉サービス給付
	⑥公費負担医療制度 ⑦児童扶養手当
(3) その他の制度改善等	151
	①公営住宅制度 ②子ども手当 ③その他
3. 公務員制度改革	165
(1) 公務員制度改革	166
(2) 組織人員体制の見直し	169
4. 財政運営のあり方	173
(1) 昭和60年代以降の財政運営について	174
(2) これからの財政運営のあり方	178
(3) 新公会計制度の導入	184
【参考】「今後の財政収支の見通し〔粗い試算〕 22年8月版」(抜粋)	187

財政構造改革プラン(案)の基本的考え方

(1) 大阪府の財政構造等に関する調査分析の総括

【歳出面】

◇ 他府県との比較では、「府だけが実施している」あるいは「実施府県が半数未満である」という事業が約4割に上ることや、社会保障関連経費では、平成元年度に比べて20年度で約3倍となり、府財政に大きな影響を与えていることなどを明らかにしました。

とりわけ社会保障制度は、国の企画・立案する内容によって、介護や医療など、地方に義務的・恒常的な負担が生じ、府財政を硬直化させている状況等を分析するとともに、国との権限・財源・責任のあり方検討や、必要な制度見直しを提示しました。

また、他府県と比較した約400事業のうち、事業費の規模や増加傾向など財政構造への影響が大きい21の事業を「主要分析事業」として、より掘り下げた分析を行いました。

【歳入面】

◇ 税では、法人2税が急激に落ち込み、その回復が他府県よりも鈍いことや、個人住民税では低所得者層の増加等に伴い、1人あたり税額が全国平均を下回ることなどを明らかにしました。

また、地方交付税では、その総額の不足を補うために地方自治体が発行する「臨時財政対策債」等の残高が大きく増加しており、こうした後年度への負担の先送りは、地方財政制度そのものが立ち行かなくなる事態も懸念されること等から、地方税財源のあり方の検討が急務であることなどを提示しました。



「自律的な財政構造」の実現が必要

(2) 基本的考え方

【理念・目的】

- 国と地方の役割分担を明確にし、地方の仕事の中身は地方が責任を持って決めるという「地域主権」の実現を通じて、府財政構造の抜本的改革をめざします。
- 守るべきものは守りながら「収入の範囲内で予算を組む」ことを徹底し、財政健全化団体にならないよう、財政規律を堅持します。

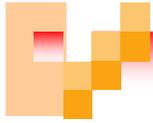
【改革の視点】

①国との役割分担

- ・ 国は、国家としての存立に関わる事務や全国的に展開すべき政策課題など、本来果たすべき役割を重点的かつ限定的に担い、その他は地方自治体に任せるよう国に求める。
- ・ 全国一律の基準により国民に保証すべき施策やサービスについては国、地域の実情や創意工夫を反映させるものは地方という役割分担を明確化し、権限・財源・責任を一致させるよう国に求める。

②市町村との役割分担

- ・ 住民に身近なサービスは市町村が担い、府は広域的自治体として、成長戦略や地域では解決できない広域的な課題など、府域トータルで行うべき役割を担う。
- ・ 基礎自治体である市町村が住民の安心を支えられるよう、府は市町村に権限や財源を移譲し、広域的、専門的観点からバックアップする。



③民間との役割分担

- 民間でできることは民間に委ね、府は民間ではできないサービスを担うことを基本に施策選択する。
- 府が担うこととした分野でも、良質のサービスを最小のコストで提供できるよう、民間の経営手法等を取り入れ、質や効率性を向上させる。

④持続可能性の確保

- 限られた資源を最適配分する観点から、他府県との比較を通じて府の施策、組織等を精査し、将来にわたって持続可能なものとなるよう、大阪府の地域性や実情も考慮して適正な水準に見直す。
- 受益の範囲等が限定されるサービスについては、負担の公平を図る観点から、適正な受益者負担を求める。
- 高齢化に伴い費用の増加が見込まれる社会保障制度について、制度の持続性を高める見直しを国に提言する。

⑤経営の視点、マネジメントの重視

- 「収入の範囲内で予算を組む」という原則を徹底する。財政規律を強固なものとし、将来の負担リスクなど突発的な事態への対応にも備える。
- サービスを利用者の選択にさらし、実施主体の切磋琢磨を引き出す。頑張ったところ、実績をあげたところ、確実に効果が見込まれるところに集中投資する。
- PDCAサイクルを通じて必要性・費用対効果等を点検し、部局長のマネジメントによる運営を徹底する。

(3) 計画期間

国が「財政運営戦略」（平成22年6月22日閣議決定）の中で策定した中期財政フレームの期間や、社会保障制度の見直し時期などを考慮し、平成23年度から25年度までの3年間とします。

(4) 改革効果額・収支不足額への対応

【自らの改革によるもの】

一般財源ベース(単位:億円)

項目	H23年度	H24年度	H25年度
要対応額	600	600	600
歳入歳出の取組み	330	330	330
構造改革	125	175	185
歳出改革 (出資法人・公の施設含む)	75	110	110
歳入確保	50	65	75
予算編成における取組みなど※1	205	155	145
人件費 ※2	270	270	270

財政収支の見通し(H22年8月試算)における要対応額については、本プラン記載の構造改革による歳入歳出の取組みに加え、以下による対応を行う

※1 予算編成における取組みなど : 毎年の府政運営の基本方針の策定段階や予算編成過程を通じて、税収や地方財政対策の動向などを踏まえ、

歳入の確保や歳出の見直しなど歳入歳出全般にわたる一層の精査・点検を実施

※2 人件費 : 引き続き職員給与の時限的な減額により、人件費の抑制に取り組む

【国への制度提言(社会保障関係)実現によるもの】 [平成21年度決算見込額をベースに試算(単年度)]

項目	計画期間中に実現をめざす	「将来の姿」として実現をめざす
具体的な制度提言の実現(現時点で試算可能なもの) 決算額と基準財政需要額の乖離是正	約370億円	
ナショナル・ミニマムの全額国庫負担化		約2,000億円 - α 〔 α : 地方財政上の取扱いが変更された場合に生じる減〕

国制度改正によって財源が確保された場合の活用は、その際に検討

(5) 改革のポイント（取組みの要約）

① 歳出改革

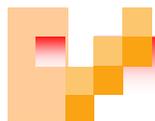
■ 見直しの視点

大阪府では、これまでも数次にわたり行財政改革に取り組んできましたが、少子高齢化の一層の進展、金融不安に端を発する世界的な景気後退、政権交代に伴う様々な制度改革など、社会経済情勢の構造的な変化に見舞われています。そうした中、今回、先の調査結果を踏まえて新たに類似府県等との比較の視点で評価・検討を行うとともに、財政再建プログラム案と同様の視点からも再点検を行いました。

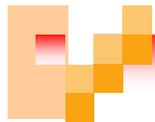
■ 主要分析事業

「見直しの方向」「実施時期」の記載は要約のため、正確には各事業に関する本文中の記載を参照

事業名	見直しの方向（要旨）	実施時期
市町村振興補助金	<ul style="list-style-type: none">平成22年度から、より市町村の自律化を重点的に支援する制度に改正し、それを踏まえた算定項目を新たに設定3年後の25年において、本補助制度が十分にその役割を果たしているか効果検証を行う	平成22年度 (25年効果検証)
市町村施設整備資金貸付金	<ul style="list-style-type: none">当分の間存続することとし、府と市町村が連携して低利で安定的に資金調達できる仕組みの構築に向けた検討をすすめる	速やかに検討



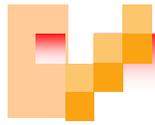
事業名	見直しの方向（要旨）	実施時期
私学助成 （経常費助成など）	<p>【1 私学助成について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ρ 厳しい財政状況を踏まえ、財政再建プログラム案で実施している経常費助成単価引下げ等の節減の取組みは、公立学校教育の経費節減等の取組みも踏まえ、継続を検討せざるを得ない ρ 府としての補助目的や効果に変化がみられる補助メニュー（私立幼稚園3歳児保育料軽減補助、専修学校専門課程振興補助）を見直し、政策目的を明確化した事業へと再構築。さらに専修学校高等課程への経常費助成については、他府県水準を上回る助成効果の有無等を検証の上、現行助成水準の継続の可否を判断 ρ 授業料支援補助金の拡充を検討。あわせて、選択と集中の観点から、公立での受け皿がある小中学校に対する経常費助成のあり方など、私学助成全体について検討 	23年度 「専修学校高等課程の経常費助成」の効果は、 23年度以降検証
	<p>【2 府立高等学校について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ρ 授業料無償化、学校事務の集約化、IT化等による効率的な事務執行を推進することにより、学校事務運営体制を見直し ρ 数年後には再び生徒減少期に入る見込み。加えて、公私間の競争条件の整備を今後すすめることによって、公私間の生徒の流動化がすすむことも考えられる。こうした背景を踏まえ、府立高等学校の再編整備の考え方を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・体制見直し 23年度着手 ・再編整備の考え方検討 23年度以降着手



事業名	見直しの方向（要旨）	実施時期
大阪府育英会助成費	<ul style="list-style-type: none">ρ 授業料支援補助金を含めたトータルの修学支援策を検討するなかで、持続可能で、より効果的な制度となるよう奨学金制度を再構築ρ 奨学金制度の持続的な運営のためには、授業料支援補助金の実施による貸付総額の縮減とあわせて、貸付内容の見直し検討のほか、滞納対策など債権管理の強化が必要ρ 具体的には、奨学金貸付について、今後、授業料支援補助金の拡充とあわせた奨学金制度を構築するなかで、修学支援策として最も有効となるよう貸付上限額や対象の見直しを検討ρ また、入学資金貸付について、国と地方の役割分担を踏まえ、高校等入学資金の貸付への重点化を検討ρ 債権回収におけるサービスの活用について、費用対効果等を踏まえ、検討	24年度以降実施を目途に検討
福祉医療費助成制度	<ul style="list-style-type: none">ρ 全都道府県で実施されており、国において制度化されるよう要請ρ 国による制度化までの間は、地方単独で持続させていくために、対象者の範囲や国の公費負担医療制度との整合性をも考慮した制度のあり方について再検討ρ 乳幼児医療制度については、子育て施策の一環として対象年齢の引上げや所得制限の撤廃を市町村の判断で実施されていることも踏まえ、あり方を検討ρ 今後、国における医療保険制度等の検討状況を見据えつつ、医療が必要な方に対する支援として府が実施する医療費助成制度の「守備範囲」を明確化の上、25年度実施を目途に抜本的な見直しを図る	25年度実施を目途に抜本的な見直し



事業名	見直しの方向（要旨）	実施時期
<p>中小企業向け制度 融資</p>	<p> <ul style="list-style-type: none"> ρ 中小企業の元気アップ ⇒府は預託を通じて企業を支援 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 熱心な金融機関と保証協会を担い手とする新たな政策融資を創設 ◇ 政策目的に応じた金利優遇による成長企業支援融資を継続 ρ 金融セーフティネット <ul style="list-style-type: none"> ⇒府は信用補完を維持し、必要なときに借りられる環境を整える ◇ 府は損失補償を通じて府保証協会とともにセーフティネットを支える ◇ 融資資金の調達は金融機関に委ね、府による預託は廃止 ρ 府保証協会に対する損失補償の見直し <ul style="list-style-type: none"> ◇ 他府県比較や社会経済情勢を踏まえ、府の負担割合を見直し </p>	<p>23年度</p>
<p>小規模事業対策費・ 経営力向上緊急支 援事業</p>	<p> <ul style="list-style-type: none"> ρ 民間専門家による「経営力向上緊急支援事業」を新設。同一の条件下でエンドユーザー（小規模事業者）が商工会等と民間専門家を選択 ρ カルテ方式を導入し、事業者ごとに、①課題把握⇒②具体的支援メニューの実施⇒③支援結果の把握までの支援過程を記録し、支援実績や成果を『見える化』 ρ 支援メニューを標準化し、実績に応じた補助を実施 </p>	<p>22年度</p>
<p>公営(公的)住宅への 行政投資のあり方</p>	<p> <ul style="list-style-type: none"> ρ 住宅政策のあり方について <p>【基本理念】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 府営住宅の供給を中心とした政策から、住宅市場全体で、府民の安心居住と活力を創造する新たな住宅政策に転換 ○ 住宅セーフティネットについては、税の公平性の観点も含め、今後創設が望まれる住宅バウチャー制度なども利用しながら、住宅市場全体のストックを活用し、確保に努める </p>	



事業名	見直しの方向（要旨）	実施時期
公営(公的)住宅への行政投資のあり方 (続き)	<p>【府営住宅の基本的な将来方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅としてのストックは、今後の必要数を見極める中で耐震化を実施するとともに、良質なものは活用することを基本に、長期的な視点から世帯数の減少動向や市場全体の状況を勘案し、総合的に施策を展開。これらにより、将来のストック戸数の半減をめざす ○ 府営住宅のセーフティネットとしての役割は、今後、福祉部門と連携したソフト・ハードでの対応をすすめるとともに、地域経営の主体である基礎自治体等が自らの意思により、ストックとしての府営住宅を活用して多様なサービスを提供できるよう制度を構築し、移管をすすめる 	
	<p>▶ 特別会計の導入 府営住宅のフルコストを管理する特別会計を設置し、自律的な住宅経営を展開。導入にあたっては、一般会計との繰入ルールを整理</p>	24年度
	<p>▶ 建替え必要度の精査等 高度経済成長期に大量に建設した住宅ストック(約7.3万戸)を中心に、建替え必要度合いの精査、ストック活用の検討</p>	随時
	<p>▶ 管理コストなどの見直しや一層の収入確保 さらなるコスト圧縮の努力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設・管理水準の適正化 ・指定管理者制度のモデル地区拡大(23年度)、本格実施(24年度) <p>一層の収入確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低利用地の有効活用・売却(未利用駐車場の時間貸し等) ・民間事業者も活用した高層化建替えにより活用用地を創出し、売却 	随時
	<p>▶ 国への制度提言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理戸数未満での建替えや用途廃止に係る明渡し請求権の付与 ・借上げ公営住宅や住宅バウチャー制度等 	随時



事業名	見直しの方向（要旨）	実施時期
警察職員待機宿舎	<ul style="list-style-type: none">○ 待機宿舎の整備計画の策定にあたっては、既存ストックの活用を図るなどにより、可能な限り整備戸数を抑制するとともに、民間活力の導入など様々な手法を検討し、整備費用の抑制を図る○ 賃料は、整備コストなどを踏まえ、引き続き適正水準に設定	随時

■ 公共投資（インフラ）のあり方

建設から維持管理への重点化

都市基盤整備の見直しによって、将来の建設事業を圧縮 ⇒ 維持管理費に重点化

都市基盤整備の見直し

- 道路等の見直し・・・物流の効率化や広域連携の強化、安全・安心の確保、早期に効果発現が可能であるなどの観点から重点化し、今後の整備計画を策定するとともに、将来の必要性、実現性を考慮して、未着手である道路等の都市計画について、見直しをすすめる
- 治水対策及び土砂災害対策の見直し・・・人命を守ることを最優先としつつ、府内一律に定めていた治水目標を見直し、河川氾濫や浸水の程度により判定した危険度の大きさに応じて各河川ごとに定めるとともに、今後の整備計画を策定

維持管理費への重点化

- 「維持管理の戦略」の策定・・・高度成長期に整備したインフラを計画的に効率よく補修・更新する必要。施設の長寿命化、維持管理費の平準化及びライフサイクルコストの縮減を着実にすすめるため、予防保全の観点をさらに重視した「維持管理の戦略」を策定
- 維持管理財源の充実確保・・・多額を要する維持補修については、地方債を含め、必要な財源を充実確保できるよう、国に提言

■ 400事業の評価

評価・点検の視点

部局長マネジメントを基本に、全庁を挙げて評価・点検を実施しました。「これまでも続けてきたから」という前例踏襲をやめ、府として本当に必要なサービスの内容や規模について、次のような視点から点検を行いました。

(評価・点検の主な視点)

- 1 他府県との比較 (サービスの水準(対象範囲、単価設定など)、事業費の全体規模など)
- 2 府県の役割か否か (民間類似サービスの有無、国や市町村との役割分担、広域連携の可能性など)
- 3 財源確保の可能性 (受益者が特定されるサービスには適正な受益者負担を設定など)
- 4 競争性の向上・確保 (エンドユーザーに届くサービスの質・量を改善し、府民満足度を向上)
- 5 持続可能性の確保 (持続可能な制度とするため、優先順位付けを徹底)
- 6 PDCAサイクルの厳格化 (PDCAサイクルを徹底するため、目標や撤退ルールを明確化など) など

評価・点検の結果

前述の視点から評価・点検を行い、「◎(継続)」「○(課題付き継続)」「△(見直し)」「×(廃止)」に区分しました。

(各区分のイメージ)

「◎(継続)」・・・当面はこれまでどおりに継続 (95事業)

「○(課題付き継続)」・・・継続するが、事業費の増大リスク等の課題に今後対応が必要 (81事業)

「△(見直し)」・・・事業の規模、水準、手法等について見直し (41事業)

「×(廃止)」・・・当該事業を廃止 (4事業)

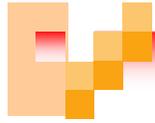
※ 400事業中、法令義務負担などを除き、評価対象は約220事業

② 歳入確保

大阪府では、歳入確保を図るため、これまでも府有財産の処分をすすめてきましたが、さらに、府民共通の財産として、現在の利用形態や貸付方法の見直しも含め積極的に調整を図り、財源確保を行います。また、基金の活用や債権回収の強化などに取り組みます。

項目	内容	取組額（単位：億円）		
		H23	H24	H25
財産・債権管理等				
(i) 府有財産の活用と売却	保有する全府有財産のうちから、活用可能財産を掘り起こし、積極的に売却・貸付	23 (23)	56 (54)	89 (71)
(ii) 基金の活用	活用可能財産として掘り起こした未利用地の売却益(府営住宅整備基金に積立て)は、府営住宅の適正な管理のため、計画修繕に活用	6	10	18
(iii) 債権管理の強化対策	府税債権の滞納圧縮の更なる推進を図るとともに、「債権特別回収・整理チーム」の設置など、的確な債権の回収・整理を図り、債権管理の大幅な強化対策を順次実施していく	43	51	39
合計		72 (23)	117 (54)	146 (71)
一般財源ベース		49	63	75

※府営住宅用地を売却した場合、府営住宅整備基金への積立てが必要なため、その額を内数で記載。()内の数字は積立てを行う額。
 なお、府営住宅は平成24年度から特別会計への移行を検討しているため、用地の売却益の取扱いや基金の活用の取組額については、今後検討が必要



《今後取り組むもの》

項 目	内 容
課税自主権の活用 (超過課税及び法定 外税)	不断の行財政改革の継続を前提とした上で、課税自主権活用に向けた課題や、地方税制度上の課題等について、学識経験者を交えて、平成23年中にとりまとめを行う
使用料・手数料の見 直し	受益と負担の明確化の観点から、受益者(サービス利用者)の特定されるサービス・事務等について、現行の使用料・手数料の水準や、徴収していないものの理由等を再点検する

③ 出資法人等のさらなる改革

出資法人について、財政再建プログラム案の進捗の点検はもちろんのこと、その後の社会状況の変化などを踏まえ、さらに事業の必要性・効果を検証し、そのあり方を見直します。

○プログラム案に沿った見直しの具体化をすすめます

- ・見直しの実施時期、方法などをより具体化
- ・可能なものはさらに踏み込んだ見直しを実施

(財)大阪府文化振興財団、(財)大阪府国際交流財団、(株)大阪国際会議場、
(財)大阪府保健医療財団、(公財)千里ライフサイエンス振興財団、
(株)大阪府食品流通センター、大阪高速鉄道(株)、大阪府道路公社、大阪府都市開発(株)、
(財)大阪府タウン管理財団、(財)大阪府文化財センター

○国の制度改革等に対応したさらなる見直しをすすめます

- ・国の制度改革や本プランによる事業見直し等に対応し、法人のあり方や運営方法等について改めて見直し

(財)大阪府育英会、(財)大阪府産業基盤整備協会、堺泉北埠頭(株)

○新たな観点からの点検

- ・国の制度や補助金が第三セクターのみを対象としているものなどについて、その妥当性等を点検し、必要に応じて、国に対し制度改革を提言
- ・出資法人が出資等を行っている法人(いわゆる孫法人)が府や出資法人の事業の一翼を担っている場合などには、その状況も点検しておく必要。今後、出資法人の孫法人に対する関与の状況等を踏まえながら、出資法人を通じて、定期的に点検

④ 公の施設のさらなる改革

公の施設について、財政再建プログラム案の取組みに加え、以下の観点から、さらなる点検を行いました。

- ・プログラム案どおり見直しがすすんでいない、あるいは事情の変化により見直しの方向性に変更があるもの
- ・プログラム案以降に、さらに点検を行った結果、新たな課題が見つかったもの

◇廃止等（4施設）		
箕面通勤寮	特許情報センター	健康科学センター（ゲンキープ大阪）
府民牧場		
◇抜本的なあり方検討（11施設）		
インターネットデータセンター（iDC）	子どもライフサポートセンター	介護情報・研修センター
稲スポーツセンター	障がい者交流促進センター （ファインプラザ大阪）	箕面公園・昆虫館
服部緑地・都市緑化植物園	浜寺公園・プール	久宝寺緑地・プール
住之江公園・プール	枚岡公園・プール	
◇「地元関係自治体等との協働、連携強化」「運営の一層の効率化」等（9施設）		
青少年海洋センター	青少年海洋センターファミリー棟 （マリンロッジ海風館）	上方演芸資料館（ワッハ上方）
金剛コロニー	泉州救命救急センター	中河内救命救急センター
府民の森（ほりご園地）・紀泉わいわい村	弥生文化博物館	体育会館

⑤ 国への制度提言

項目	内容																								
地方 財政 制度	<p>◆地方においても、歳出の無駄をなくすなどのさらなる改革を行わなければならないが、国においても臨時財政対策債からの早期脱却に向け、地方税収の拡充や交付税率の引上げを検討すべき</p> <p style="text-align: center;">国と地方の役割分担を踏まえた権限・財源・責任の明確化</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">ナショナル・ミニマム</th> <th colspan="2">ローカル・オプティマム(地域における最適水準)</th> </tr> <tr> <th>ナショナル・スタンダード</th> <th>地方の独自施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定義</td> <td>全国一律の最低限の基準として、国が提供を保障すべきもの</td> <td>国が示す基準を参考にしつつ、地域の実情に即して、地方が内容を決定するもの</td> <td>地方が、地域の実情に即して、独自に内容を決定するもの</td> </tr> <tr> <td>特徴</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 国民が必要なときに、公平・平等に受けるべき最低限の給付やサービス ◆ 国は、全国一律に従うべき基準を設定 地方の判断で下げることは不可 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 国は、目安となる基準を提示 ◆ 地方は、その基準を参考にしつつも、変更可 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 国の関与なし ◆ 地方は、独自に最適水準を決定し、全ての責任を負う </td> </tr> <tr> <td>権限 責任</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 国：制度の企画・立案 ◆ 地方：国からの委託を受けて執行 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 国：目安となる基準の提示 ◆ 地方：自らの判断で執行 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 国：なし ◆ 地方：自らの判断で執行 </td> </tr> <tr> <td>財源</td> <td>◆ 委託金(国が全額負担)</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">◆ 地方税(税源移譲) + [財源調整]</td> </tr> </tbody> </table>				ナショナル・ミニマム	ローカル・オプティマム(地域における最適水準)		ナショナル・スタンダード	地方の独自施策	定義	全国一律の最低限の基準として、国が提供を保障すべきもの	国が示す基準を参考にしつつ、地域の実情に即して、地方が内容を決定するもの	地方が、地域の実情に即して、独自に内容を決定するもの	特徴	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国民が必要なときに、公平・平等に受けるべき最低限の給付やサービス ◆ 国は、全国一律に従うべき基準を設定 地方の判断で下げることは不可 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国は、目安となる基準を提示 ◆ 地方は、その基準を参考にしつつも、変更可 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国の関与なし ◆ 地方は、独自に最適水準を決定し、全ての責任を負う 	権限 責任	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国：制度の企画・立案 ◆ 地方：国からの委託を受けて執行 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国：目安となる基準の提示 ◆ 地方：自らの判断で執行 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国：なし ◆ 地方：自らの判断で執行 	財源	◆ 委託金(国が全額負担)	◆ 地方税(税源移譲) + [財源調整]	
	ナショナル・ミニマム	ローカル・オプティマム(地域における最適水準)																							
		ナショナル・スタンダード	地方の独自施策																						
定義	全国一律の最低限の基準として、国が提供を保障すべきもの	国が示す基準を参考にしつつ、地域の実情に即して、地方が内容を決定するもの	地方が、地域の実情に即して、独自に内容を決定するもの																						
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国民が必要なときに、公平・平等に受けるべき最低限の給付やサービス ◆ 国は、全国一律に従うべき基準を設定 地方の判断で下げることは不可 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国は、目安となる基準を提示 ◆ 地方は、その基準を参考にしつつも、変更可 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国の関与なし ◆ 地方は、独自に最適水準を決定し、全ての責任を負う 																						
権限 責任	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国：制度の企画・立案 ◆ 地方：国からの委託を受けて執行 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国：目安となる基準の提示 ◆ 地方：自らの判断で執行 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国：なし ◆ 地方：自らの判断で執行 																						
財源	◆ 委託金(国が全額負担)	◆ 地方税(税源移譲) + [財源調整]																							
	<p>◆ 権限・財源・責任の明確化の観点から、ナショナル・ミニマムにあたる事務は、国が全額を負担する制度とすべき。ただし、具体的に何がナショナル・ミニマムかは、国民合意に向け、国・地方で要協議</p> <p>◆ ローカル・オプティマムにあたる事務の財源は、原則地方税で賄うべき</p>																								
社会 保障 制度	<p>◆ 前記の考え方を、主要な社会保障制度に当てはめて分類</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>■ ナショナル・ミニマム</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 現金給付(生活保護制度、児童扶養手当) ◇ 医療給付(国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、公費負担医療制度) </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>■ ナショナル・スタンダード</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 介護保険制度、障害者自立支援法に基づく福祉サービス </div>																								
その他	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 公営住宅制度・・・民間賃貸住宅ストック等を活用したバウチャー制度の検討 など ◇ 子ども手当・・・国の責任で全額財源を確保すべき など 																								

《社会保障制度の提言》

個々の制度については、経済が低迷する中で、当面（計画期間3年間）、早急な手立てが必要な低所得者対策や、高齢化の進展による費用の増加に対応しつつ、制度の持続性を高めるための改革を中心として、以下のとおり提言しています。

項 目	主 な 提 言 内 容
生活保護制度	生活保護への移行を未然に防止する「第2のセーフティネット」の構築、稼働年齢層と高齢者層など対象者に応じた保護の仕組みの構築、医療扶助のあり方検討
国民健康保険制度	市町村国保の広域化に向けた条件整備、低所得者対策である「保険基盤安定制度」についての国負担化、単独の医療費助成事業の実施に伴う国庫負担金の減額措置（ペナルティ）の廃止 など
後期高齢者医療制度	新しい高齢者医療制度への円滑な移行
介護保険制度	低所得の高齢者が無理なく負担できる仕組みの創設、資産の保有状況を保険料の決定に反映する仕組みや被保険者の拡大の検討 など
障害者自立支援法に基づく福祉サービス給付	障がい者の地域移行・地域生活支援の充実、応能負担への利用者負担の見直し、支給決定の客観的なルールの創設 など
公費負担医療制度	特定疾患治療研究事業の法制化、福祉医療費助成制度の国制度化
児童扶養手当	児童扶養手当の基準の見直しなど母親の自助努力が報われる仕組みの構築 母子家庭の母の正規雇用を促進するための奨励金制度創設などの仕組みの検討

⑥ 公務員制度改革

がんばった職員が報われ、やる気を引き出すとともに、府民の理解と支持を得られ、多様な人材登用によって組織のエネルギーを引き出せるよう、公務員制度の改革に取り組みます。

項 目	内 容
人事給与制度	<ul style="list-style-type: none"> ◇給与制度 <ul style="list-style-type: none"> ・独自給料表の導入(部長級・次長級の定額制、1つの役職段階に1つの職務の級 等) ・わたり・一律的昇格の廃止。現給保障は解消し、給料の額が下がる場合は、段階的に引き下げる経過措置を設ける。 ◇人事制度 <ul style="list-style-type: none"> ・本庁部長(庁内外を問わず人材を登用できる仕組みを徹底) ・課長級昇任の見える化(マネジメント能力を重視した任用)
組織人員体制	<ul style="list-style-type: none"> ◇一般行政部門職員数 <ul style="list-style-type: none"> ・22年度から26年度の5年間で、21年度当初比900人削減をめざす ◇ポスト管理 <ul style="list-style-type: none"> ・職員数全体の削減をすすめる中で、管理職ポストのスリム化を図る ◇出先機関の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・廃止・統合及びあり方検討・・・特許情報センター、府営印刷所 など ・独法化・・・産業技術総合研究所、環境農林水産総合研究所(24年1月まで) ・中核市移行・・・豊中保健所廃止(24年4月) ◇附属機関の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・85機関中、10機関を廃止、8機関を4機関に統合、5機関を休止。

※給与、勤務条件に関する事項は職員団体等と協議します。

⑦ 財政運営のあり方

時代時代の社会経済環境に応じて、府民のみなさんが必要とする行政サービスを提供することが府の使命であり、その基礎となる財政基盤を確かなものにするのが不可欠です。

そのための財政運営のあり方として、「収入の範囲内で予算を組む」という原則の徹底、予算の編成過程を全面的に公開するなど、財政規律の確立をすすめています。

さらに、昭和60年代以降の財政運営をあらためて検証し、その教訓をもとに、一層の規律ある財政運営を行います。

また、基本的な財政運営のあり方を定める条例について検討します。

<教訓>

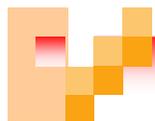
- ◆ 中長期的な財政収支見通しなし
- ◆ 府政運営の方針と財政収支試算が連携していない
- ◆ 財政状況の認識が、全庁的に共有されていない
- ◆ 将来リスクを含めた事業実施判断がされていない
- ◆ 意思決定プロセスが不透明

<対応>

- ◆ 中長期的な財政収支試算を庁内で共有・公表
- ◆ 府政運営の基本方針と財政収支試算の連携
- ◆ 全庁的に財政状況の認識を共有し、部局長マネジメントに活かす
- ◆ 将来リスクなど十分な判断材料をもとにした事業実施の判断
- ◆ 意思決定プロセスの透明化

◇ 規律ある財政運営

財政再建プログラム(案) H20~H22	一層の強化・定着策
<p><u>予算編成改革の着手</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 方針と収支フレームの共有 ○ 予算編成過程の公開 <p><u>財政構造改革の着手</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 減債基金からの借入れ・借換債の増発との決別 ○ 収入の範囲内で予算を組む ○ 減債基金への返済開始 ○ 実質府債残高の圧縮、実質公債費比率を25%以上にしない 	<p><u>予算編成改革の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 部局長マネジメントを活かした予算編成 ○ 新公会計制度と連動した予算編成サイクルの確立 <p><u>財政構造改革の着実な実行</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 黒字予算の継続 ○ 減債基金の計画的な復元 ○ 実質府債残高の安定的な縮減、実質公債費比率を25%以上にしない ○ 新たなルールによる財政調整基金等の管理 ○ 財務マネジメント機能の向上



1. 大阪府における歳入歳出改革

(1) 歳出改革

事業の評価・点検

調査分析報告書では、約400事業について類似府県等との比較を行いました。

比較対象として取り上げた事業は、平成21年度当初予算における事業規模に一定の基準を設けて抽出したものでしたが、これらのうち、法令による義務負担で府に裁量の無いもの、平成22年度までに終了するものなどを除いた約220事業を個別の評価・点検の対象としました。

大阪府では、これまでも幾度となく行財政改革に取り組んできましたが、少子高齢化の一層の進展、金融不安に端を発する世界的な景気後退、政権交代に伴う様々な制度改革など、社会経済情勢の構造的な変化に見舞われています。こうした中、今回、先の調査結果を踏まえて新たに類似府県等との比較の視点で評価・検討を行うとともに、財政再建プログラム案と同様の視点からも再点検を行いました。

評価・点検の結果、府として必要性の高い事業については「継続」としつつ、選択と集中の徹底を図るため、「廃止」や「見直し」(運用の見直しを含む。)等を行うこととしました。

※ 約400事業のうち事業費の規模や増加傾向など、財政構造への影響の大きさを踏まえ、より掘り下げて分析する必要があると考えられる事業については、「主要分析事業」として取り上げました。これらについては35ページ以下において個別に評価・検討の結果を明らかにしています。

(国に問題提起し、改革を要請することとしたものについては、別の項目において述べています。)

1. 400事業の評価・点検の視点

部局長マネジメントを基本に、全庁を挙げて評価・点検を実施しました。「これまでも続けてきたから」という前例踏襲をやめ、府として本当に必要なサービスの内容や規模について、次のような視点から点検を行いました。

(評価・点検の主な視点)

- 1 他府県との比較 (サービスの水準(対象範囲、単価設定など)、事業費の全体規模など)
- 2 府県の役割か否か (民間類似サービスの有無、国や市町村との役割分担、広域連携の可能性など)
- 3 財源確保の可能性 (受益者が特定されるサービスには適正な受益者負担を設定など)
- 4 競争性の向上・確保 (エンドユーザーに届くサービスの質・量を改善し、府民満足度を向上)
- 5 持続可能性の確保 (持続可能な制度とするため、優先順位付けを徹底)
- 6 PDCAサイクルの厳格化 (PDCAサイクルを徹底するため、目標や撤退ルールを明確化など) など

2. 評価・点検の結果

前述の視点から評価・点検を行い、「◎(継続)」「○(課題付き継続)」「△(見直し)」「×(廃止)」に区分しました。

(各区分のイメージ)

「◎(継続)」・・・当面はこれまでどおりに継続 (95事業)

「○(課題付き継続)」・・・継続するが、事業費の増大リスク等の課題に今後対応が必要 (81事業)

「△(見直し)」・・・事業の規模、水準、手法等について見直し (41事業)

「×(廃止)」・・・当該事業を廃止 (4事業)

3. 改革効果額(概算)

平成23年度	70億円程度
平成24年度	100億円程度
平成25年度	100億円程度

※ 個別事業について記載している改革効果見込額は、現時点における見込額であり、具体的な見直し内容や金額の精査は今後の予算編成において検討するものである

4. 個別の点検結果

評価・点検の対象とした事業のうち、「○(課題付き継続)」「△(見直し)」「×(廃止)」としたものは、次のとおりです。(表中の事業番号は、調査分析報告書(参考資料)の事業分析における事業番号)

「見直し等の視点」欄の番号は、前ページの「評価・点検の主な視点」に対応しています。

- | | |
|-------------|----------------|
| 1 他府県との比較 | 5 持続可能性の確保 |
| 2 府県の役割か否か | 6 PDCAサイクルの厳格化 |
| 3 財源確保の可能性 | 7 その他 |
| 4 競争性の向上・確保 | |

■ (見直しの具体的な内容や規模が未定であるなど)現時点で改革効果額を見込めないものについても、各年度の予算編成過程において精査を行うなど、改革効果の具体化を図っていきます

※ 当該事業については、表の中で、「改革効果見込額」を「—」で表示している

× 廃止するもの

(単位:千円)

部局名	事業番号	事業名	H22当初		改革効果見込額 (一般財源ベース)			見直し等の 視点	見直し等の内容・時期	担当課
			一般財源		H23	H24	H25			
商工労働部	199	運輸事業振興費補助金	330,950	330,950	330,950	330,950	330,950	7	22年度で廃止。施策目的(交通安全・環境等)に沿った事業として再構築	経営支援課
環境農林水産部	229	府民牧場管理運営費	82,395	70,618	—	70,618	70,618	1 2	民営化は断念。府民牧場(ふれあい事業・子牛育成事業)について23年中に廃止を含めあり方を決定	動物愛護畜産課
都市整備部	294	大阪市地下鉄整備促進費	194,555	194,555	0	16,673	16,673	2	エレベータ整備をすすめてきた本事業としては、23年度終了(ただし、既発債償還補助分は償還終了まで継続)	都市交通課
教育委員会	355	新学習指導要領移行促進事業(中学校)	111,991	74,775	74,775	74,775	74,775	1	既存人員によることとし、本事業での講師配置は22年度限り	小中学校課

△ 見直すもの

部局名	事業番号	事業名	H22当初		改革効果見込額 (一般財源ベース)			見直し等の 視点		見直し等の内容・時期	担当課
			一般財源	H23	H24	H25					
政策企画部	13	空港周辺整備機構助成	29,362	29,362	2,312	5,472	6,826	2		空調機等の3回目の更新に対しては、府は助成を行わない	空港戦略室
政策企画部	15	少年サポートセンター	85,710	85,710	19,000	50,000	50,000	1	6	センターに関する人件費を含むフルコストを縮減(23・24年度) ※改革効果見込み額はフルコストによるものであり、他の関係経費からの削減を含む	青少年課
総務部	21	職員用情報処理装置賃借事業	348,620	322,363	—	—	—	7		機器の仕様見直しにより、22年度以降の府費負担を縮減	IT推進課
総務部	27	インターネットデータセンター府有部分管理費	125,639	125,639	40,804	40,804	40,804	1	7	22年度から府費負担の縮減	IT推進課
総務部	28	公的個人認証サービス事業費	103,644	103,644	—	—	—	2	7	国・都道府県協議会へ制度改善・経費縮減を提言	IT推進課
総務部	33	職員研修費	56,231	56,231	—	—	—	1	7	23年度から府費負担の縮減	人事課
福祉部	77	老人福祉施設運営助成費	2,667,071	2,667,071	300,000	300,000	300,000	1		民改費加算の廃止等により、23年度から補助水準を他府県並みに見直し	施設課
福祉部	81	老人福祉施設等整備助成事業	1,768,571	185,571	—	—	—	1		次期介護保険事業計画(24年度～)に合わせ、補助内容を見直し(単価の見直し及び大規模改修補助を原則廃止)	施設課
福祉部	88	特定健診・特定保健指導公費負担事業	1,121,781	1,121,781	36,820	36,820	36,820	1		国保組合分は23年度より廃止	国民健康保険課
福祉部	97	障がい福祉施設機能強化推進事業費(重症心身障がい児施設)	256,104	256,104	—	—	—	1		近隣府県と協議のうえ、23年度から補助単価を見直し	地域生活支援課
福祉部	98	障がい者福祉作業所運営助成費	254,750	254,750	0	234,000	237,250	1		新規分への補助は22年度限り(既補助決定分は継続)	生活基盤推進課
福祉部	133	老人地域活動促進費	119,655	59,828	—	—	—	2		市町村助成分については、市町村が担うべき事業として国へ制度改正を要望の上、実現後は府事業としては廃止。実現までの間は、広域的な取組み支援など府として補助すべき事業内容に見直し実施	介護支援課
福祉部	138	精神障がい者地域生活移行・自立生活サポート事業	96,077	48,039	—	—	—	1		政令市への委託については23年度から見直し	地域生活支援課
福祉部	145	重度障がい者等住宅改造助成事業	63,814	63,814	28,716	28,716	28,716	3		22年度から国の「社会資本整備総合交付金」を充当	地域生活支援課
福祉部	147	産休等代替職員費補助金	64,857	64,857	50,000	50,000	50,000	1		平成23年度から他府県の実施状況を踏まえ、公立保育所への補助は廃止	子育て支援課

部局名	事業番号	事業名	H22当初		改革効果見込額 (一般財源ベース)			見直し等の 視点	見直し等の内容・時期	担当課
			一般財源	H23	H24	H25				
健康医療部	149	病院事業費(負担金)	13,417,229	13,417,229	2,000,000	2,000,000	2,000,000	7	第二期中期計画において、負担金を縮減	医療対策課
健康医療部	153	中河内救命救急センター運営費	895,873	780,055	—	—	—	1	将来的に運営形態を見直し	医療対策課
健康医療部	156	泉州救命救急センター運営費	1,974,052	823,652	—	—	—	1	25年度末までに移管	医療対策課
健康医療部	158	看護職員養成所運営費補助事業費	1,095,405	598,904	—	—	—	1 2	府単独補助分のあり方について検討	医事看護課
健康医療部	175	ドクターヘリ運営事業	177,524	90,301	—	—	—	1 2	府県間の応分の負担を図る観点から関西広域連合へ移管	医療対策課
健康医療部	183	監察医事務所費	95,067	72,248	37,250	37,250	37,250	3	・検案手数料の見直し ・運営手法等、事業のあり方について引き続き検討を継続	医事看護課
商工労働部	194	企業立地促進補助金	4,220,451	4,220,451	—	—	—	7	より高い誘致・立地効果を得られるよう、新たな立地支援方策の制度設計について検討	企業誘致推進課
商工労働部	198	産業立地促進融資資金貸付金	1,532,240	0	—	—	—	7	より高い誘致・立地効果を得られるよう、新たな立地支援方策の制度設計について検討	企業誘致推進課
商工労働部	206	中小企業組織化対策費	162,092	162,092	—	—	—	4	中小企業組合が相談や指導を受ける先として、団体中央会だけでなく専門家(行政書士、中小企業診断士など)も選択できるシステムの導入について検討(23年度)	商業支援課
環境農林水産部	221	いきいき水路整備事業費	286,079	32,683	553	553	553	2	23年度以降は継続事業のみとし、府費負担を縮減	農政室整備課
環境農林水産部	224	府民の森管理運営費	242,763	237,937	41,000	41,000	41,000	1 3	23年度以降の府費負担を縮減	みどり推進課
環境農林水産部	225	大阪府立花の文化園管理運営費	161,065	161,064	—	—	—	1 3	23年度以降の府費負担を縮減	農政室推進課
環境農林水産部	226	大気汚染常時監視	157,016	139,563	5,000	5,000	5,000	1 2	23年度以降の府費負担を縮減	環境農林水産総合研究所
環境農林水産部	230	農空間保全地域制度推進事業	87,082	53,036	2,200	2,200	2,200	1 6	23年度以降は、定期的に事業効果を検証	農政室整備課
環境農林水産部	233	ダイオキシン類等常時監視費	70,480	70,480	—	—	—	1 2	23年度以降の府費負担を縮減	環境農林水産総合研究所
環境農林水産部	235	大気・水質環境調査分析等業務費	58,816	54,403	1,000	1,000	1,000	1 2	23年度以降の府費負担を縮減	環境農林水産総合研究所
環境農林水産部	236	公共用水域及び地下水の水質常時監視等事業費	59,862	58,342	3,000	3,000	3,000	1 2	23年度以降の府費負担を縮減	環境農林水産総合研究所
環境農林水産部	237	環境科学センター管理運営費	55,963	55,672	—	—	—	1 2	23年度以降の府費負担を縮減	環境農林水産総合研究所

部局名	事業番号	事業名	H22当初		改革効果見込額 (一般財源ベース)			見直し等の 視点		見直し等の内容・時期	担当課
			一般財源		H23	H24	H25				
環境農林水産部	238	環境情報管理費	52,751	52,751	—	—	—	1	2	23年度以降の府費負担を縮減	環境農林水産総合研究所
都市整備部	306	地価調査事業	64,175	64,175	5,421	5,421	5,421	1		調査地点充足率を他府県最低水準へと1割程度削減(23年度)	用地室
住宅まちづくり部	318	高齢者居住安定促進事業費	891,342	490,187	—	—	—	4		23年度より、適宜契約家賃の見直しを実施	居住企画課
教育委員会	331	大阪教育ゆめ基金運営事業費	1,013,813	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	7		一般財源による基金への積立は22年度限り。寄附金による基金への積立は継続	教育総務企画課
教育委員会	341	学校支援地域本部事業	356,167	8,232	—	—	—	2		国庫委託事業終了につき22年度限り。23年度以降は国庫補助事業に係る国の動向を踏まえ、府の役割を再整理の上、事業を再構築	地域教育振興課
教育委員会	363	スクールカラーサポートプラン推進事業	128,737	92,230	0	32,856	32,856	1		集中支援事業について、事業見直し(23年度末)。学校活性化の支援策は再構築	高等学校課
教育委員会	366	(財)大阪人権博物館事業助成費	98,819	89,819	—	—	—	6	7	運営コストの縮減に合わせ補助水準を見直し(23年度から)。あわせて、利用者1人あたりの公費投入額の縮減目標を設定し、その実現をめざす(25年度)	文化財保護課
教育委員会	374	学校支援人材バンク活用事業	57,351	57,351	29,689	29,689	29,689	2		市町村補助について、事業見直し(22年度末)。中学校の体力向上支援策は再構築	保健体育課

○ 課題付きで継続するもの

部局名	事業番号	事業名	H22当初		改革効果見込額 (一般財源ベース)			見直し等の 視点		見直し等の内容・時期	担当課
			一般財源		H23	H24	H25				
政策企画部	9	防災行政無線管理費	205,341	205,341	—	—	—	1	2	今後、老朽化した無線の再整備や庁舎移転に伴う整備を行う際には、効率的かつ最適な整備となるよう十分検討	消防防災課
政策企画部	14	防災情報センター運営費	101,249	101,249	—	—	—	1	2	今後、老朽化した無線の再整備や庁舎移転に伴う整備を行う際には、効率的かつ最適な整備となるよう十分検討	消防防災課
政策企画部	16	消防学校派遣職員費負担金	73,000	73,000	—	—	—	1	2	基礎自治体の水平連携について検討課題	危機管理課
総務部	18	特別徴収義務者徴収奨励金	822,378	822,378	—	—	—	1	2	国に軽油引取税の徴収奨励金のあり方など、制度改善を提言	徴税対策課
総務部	20	電子調達システム開発事業費	328,819	328,819	—	—	—	1	7	効果検証を行い、今後の府費負担を縮減	契約局契約総務課

部局名	事業番号	事業名	H22当初		改革効果見込額 (一般財源ベース)			見直し等の 視点		見直し等の内容・時期	担当課
			一般財源	H23	H24	H25					
総務部	22	情報基盤整備事業費	275,704	271,135	—	—	—	7		23年度以降の府費負担を縮減	IT推進課
総務部	24	住民基本台帳ネットワーク推進事業	230,107	230,107	—	—	—	2	7	国・全国協議会に経費縮減を提言	市町村課
総務部	25	行政文書管理システムの運用	213,606	200,318	—	—	—	1	7	次期更新(25年度)に向けて再構築	IT推進課
総務部	32	総合行政ネットワーク整備事業費	63,039	63,039	—	—	—	7		全国協議会に経費縮減を提言	IT推進課
府民文化部	37	公立大学法人大阪府立大学運営交付金	10,699,740	10,699,740	—	—	—	3	4 5	次期中期目標(23～28年度)において、運営コストの精査、外部資金の確保、納付金のあり方などを検討し、運営費に占める交付金率を引下げ	私学・大学課
府民文化部	43	上方演芸資料館運営費	394,905	394,905	—	—	—	6		23～24年度の目標入館者数40万人/年の達成状況等を見極め、施設の存続を判断(24年度)	文化課
府民文化部	45	総合相談事業交付金	227,000	227,000	0	—	—	6		23年度までは継続、24年度以降については、本事業の成果や効果を検証し、市町村とともに本交付金のあり方を検討	人権室
府民文化部	46	御堂筋イルミネーション事業	180,000	90,000	—	—	—	2	3	23年度は継続、24年度以降は、官民協働の取組みとして、安定的な収入確保の仕組みを検討し、一般財源負担割合の縮減をめざす	都市魅力課
府民文化部	47	広報活動推進費	185,233	147,433	—	—	—	4	5	府政情報の提供方法等について、効果的な手法を検討(23年度)	府政情報室
府民文化部	53	国際交流推進費	49,632	46,632	—	—	—	7		(財)自治体国際化協会等に対し、分担金のあり方を含め、23年度以降も改革を求める	国際交流・観光課
府民文化部	55	(財)大阪府人権協会補助金	53,936	53,936	0	0	0	4		人権相談・啓発事業は継続するが、事業実施主体を公募により選定(24年度を目途に実施)	人権室
府民文化部	56	御堂筋の魅力創造・発信事業	53,100	53,100	0	0	0	6		継続にあたって、明確な数値目標及び事業継続の基準を設定(23年度)	都市魅力課
府民文化部	58	消費生活センター事業	97,374	89,152	—	—	—	2		大阪市消費者センターとの連携体制構築等により、運営を効率化(23年度以降の実施に向けて検討)	消費生活センター
福祉部	82	地域生活支援事業(市町村地域生活支援事業)	2,308,953	2,308,953	0	0	0	2		法定の市町村事業であるため、事業の内容に見合った適切な負担のあり方について国へ要望	障がい福祉企画課
福祉部	87	放課後児童健全育成事業費補助金	1,886,813	943,514	0	0	0	2		市町村が担うべき事業として国へ制度改正を要望の上、実現後は府事業としては廃止	子育て支援課
福祉部	91	公的病院運営緊急対策資金貸付金	998,000	0	0	0	0	7		単年度貸付の早期解消に向け検討	国民健康保険課
福祉部	99	大阪府立病院機構運営負担金	554,094	554,094	0	0	0	7		病院事業費(負担金)と併せて第二期中期計画策定の中で検討	地域生活支援課

部局名	事業番号	事業名	H22当初		改革効果見込額 (一般財源ベース)			見直し等の 視点	見直し等の内容・時期	担当課
			一般財源	H23	H24	H25				
福祉部	101	保育所運営費補助金	225,829	112,915	0	0	0	2	市町村が担うべき事業として国へ制度改正を要望の上、実現後は府事業としては廃止	子育て支援課
福祉部	102	民生委員活動費等負担金	401,582	401,582	0	0	0	1	他府県の状況を踏まえ事業継続	地域福祉課
福祉部	103	障がい者施設等施設整備事業	555,093	54,163	0	0	0	1	他府県の状況を踏まえ事業継続	生活基盤推進課
福祉部	104	病児・病後児保育事業	396,536	198,268	0	0	0	2	市町村が担うべき事業として国へ制度改正を要望の上、実現後は府事業としては廃止	子育て支援課
福祉部	107	国民健康保険事業費補助金	300,000	300,000	0	0	—	1 7	福祉医療費助成制度と併せて25年度実施を目途に見直しを検討	国民健康保険課
福祉部	111	子育て支援のための拠点施設整備事業費	202,063	101,058	0	0	0	2	市町村が担うべき事業として国へ制度改正を要望の上、実現後は府事業としては廃止	子育て支援課
福祉部	113	在宅重度障がい児(者)介護手当	236,768	236,768	0	0	0	1	より有効な事業への組替えを検討	地域生活支援課
福祉部	114	社会福祉施設整備費補助金	16,200	1,400	0	0	0	1	他府県の状況を踏まえ事業継続	家庭支援課
福祉部	116	「大阪後見支援センター」運営事業費補助金	193,921	97,004	0	0	0	7	より実態に即した補助基準となるよう検討	地域福祉課
福祉部	118	母子寡婦福祉資金特別会計繰出金	196,113	196,113	0	0	0	1	23年度から貸付審査の厳格化と償還率の向上に努める方策に取り組む	家庭支援課
福祉部	119	地域生活支援事業(都道府県事業)	397,031	239,662	0	0	0	1	国庫の範囲内で実施	障がい福祉企画課
福祉部	121	街かどデイハウス支援事業	160,606	160,606	0	0	0	2	23年度から地域福祉・子育て支援交付金で対応	介護支援課
福祉部	128	障がい児等療育支援事業	146,176	146,176	0	0	0	1	事業規模については精査	地域生活支援課
福祉部	132	大阪府ITステーション関係事業	123,470	101,027	0	—	—	1 6	協定期間中(～23年度)に効果検証のうえ、期間終了後は就労に直結する事業に組替え	自立支援課
福祉部	136	発達障がい者支援事業	57,951	52,008	0	0	0	1 2	24年度までに市町村との役割見直し	地域生活支援課
福祉部	140	ホームレス対策推進事業費	10,120	8,444	8,444	8,444	8,444	1	国庫の範囲内で実施 府単独実施分は、22年度終了	社会援護課
健康医療部	154	肝炎医療費援助事業	1,832,316	916,159	—	—	—	2	全額国庫負担とするよう国に要望	健康づくり課
健康医療部	170	肝炎ウイルス検査事業	257,822	128,911	—	—	—	2	全額国庫負担とするよう国に要望	地域保健感染症課

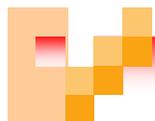
部局名	事業番号	事業名	H22当初		改革効果見込額 (一般財源ベース)			見直し等の 視点	見直し等の内容・時期	担当課
			一般財源		H23	H24	H25			
健康医療部	155	病院事業費(貸付金)	2,250,000	0	0	0	0	7	現行水準の範囲内で実施	医療対策課
健康医療部	161	救急医療情報システム整備運営事業費	448,509	361,537	0	0	0	1	救急医療体制の維持・確保については、予算額が増高する要素の抑制に努める	医療対策課
健康医療部	162	救急医療施設等施設・設備整備事業(救命救急センター設備整備事業)	33,330	16,666	0	0	0	1	救急医療体制の維持・確保については、予算額が増高する要素の抑制に努める	医療対策課
健康医療部	163	救命救急センター事業費	522,590	283,795	0	0	0	1	救急医療体制の維持・確保については、予算額が増高する要素の抑制に努める	医療対策課
健康医療部	165-1	休日夜間急患診療確保対策事業(小児救急医療支援事業)	200,244	100,122	0	0	0	1	救急医療体制の維持・確保については、予算額が増高する要素の抑制に努める	医療対策課
健康医療部	165-2	" (特定科目二次救急医療体制運営事業)	72,441	72,441	0	0	0	1	救急医療体制の維持・確保については、予算額が増高する要素の抑制に努める	医療対策課
健康医療部	165-3	" (救急病院等施設・設備整備事業)	36,560	18,280	0	0	0	1	救急医療体制の維持・確保については、予算額が増高する要素の抑制に努める	医療対策課
健康医療部	184	産婦人科一次救急医療ネットワーク整備事業	134,260	106,067	0	0	0	1	救急医療体制の維持・確保については、予算額が増高する要素の抑制に努める	医療対策課
健康医療部	186	大阪府地域医療確保修学資金等貸与事業	132,658	126,658	—	—	—	1	着実な医師確保の実現に努める	医療対策課
商工労働部	201	あいりん地域労働対策費	483,991	483,991	0	0	0	7	引き続き効率的に実施	雇用対策課
商工労働部	205	ホームレス就労支援対策事業	244,500	244,500	0	0	0	7	今後の就労環境に留意	雇用対策課
商工労働部	214	あいりん地域高齢日雇労働者特別清掃事業	67,369	67,369	0	0	0	7	今後の就労環境に留意	雇用対策課
商工労働部	209	技能尊重対策費	87,142	43,889	—	—	—	1 2 3	技能検定に関する事業は、効率的な運営に取り組む 技能検定以外の事業(指導員養成など)は、補助対象外	人材育成課
環境農林水産部	223	試験研究費	284,416	22,125	—	—	—	2	試験研究課題について、必要性や効果を個別に精査	環境農林水産総合研究所
環境農林水産部	228	中央卸売市場事業会計繰出金	115,000	115,000	—	—	—	3 4	指定管理者導入により、市場の活性化と経営改善に努める	流通対策室
環境農林水産部	231	堺第7-3区管理事業	87,330	18,357	—	—	—	1	排水処理効率化検討委員会の検討結果等を踏まえ、今後の府費負担を縮減	資源循環課
都市整備部	259-1	市街地整備総合補助(組合等区画整理)	896,181	479,131	—	—	—	4 5	投資効果が高い等の採択基準を22年度中に設定し、重点的に採択	市街地整備課

部局名	事業番号	事業名	H22当初		改革効果見込額 (一般財源ベース)			見直し等の 視点		見直し等の内容・時期	担当課
			一般財源		H23	H24	H25				
都市整備部	259-2	市街地整備総合補助(組合等市街地再開発事業)	1,114,162	557,081	—	—	—	4	5	投資効果が高い等の採択基準を22年度中に設定し、重点的に採択	市街地整備課
都市整備部	269	大阪外環状線鉄道整備促進費	845,590	1,590	—	—	—	6		事業費の抑制に努め、事業費増が見込まれる場合には、戦略本部会議で議論	都市交通課
都市整備部	284 296	モノレール事業	460,000	33,735	—	—	—	2	3	事業は継続。ただし、車庫用地の全体を購入することについては、大阪府・大阪高速鉄道(株)とも共通認識として持った上で、以下の取扱いとする。(1)有償貸付用地(普通財産)の購入について、具体的な時期や方法を検討(2)残る用地(道路区域)については、会社が累積赤字を解消した時点で協議検討	都市交通課
都市整備部	289 302	土木行政システム関係経費	309,297	254,612	—	—	—	6		事業規模の水準について引き続きBPR効果と比較	事業管理室
都市整備部	297	有料道路整備事業	131,278	131,278	0	0	0	6		22年度中に道路公社の健全化計画を策定	道路整備課
都市整備部	304	鉄道駅耐震補強事業費	20,084	20,084	0	0	0	3		23年度以降の事業継続は、国庫補助が継続されることが条件	都市交通課
都市整備部	305	未利用地処理促進事業	64,203	64,203	0	0	0	6		収入見合いで引き続き実施	用地室
住宅まちづくり部	307-1	住宅供給公社融資費(長期貸付金)	5,116,200	▲ 514,381	808,000	1,347,000	1,500,000	2		新規貸付は、25年度で終了 建設戸数削減等により貸付金の圧縮	居住企画課
住宅まちづくり部	307-3	住宅供給公社融資費(損失補償)	—	—	0	0	0	2		公社債に対する損失補償の付与は原則3年間。その後は公社の自己信用力により資金調達するよう努力	居住企画課
住宅まちづくり部	307-4	住宅供給公社融資費(利子補給)	341,301	341,301	0	0	0	2		繰上償還時は、当該利子補給に係る借入残高の圧縮について努力	居住企画課
住宅まちづくり部	315	特定優良賃貸住宅供給促進事業費	986,707	543,720	0	0	0	4		今後も適宜契約家賃の見直しを実施	居住企画課
住宅まちづくり部	323	市街地整備総合補助	135,000	135,000	0	0	0	2		府の役割(補助対象・補助率等)について整理(23年度)	居住企画課
住宅まちづくり部	326	大阪府住宅耐震化緊急促進事業	90,202	82,471	0	0	0	1		診断単価の見直しや国庫補助メニューの活用を含め、施策の改善・見直し(23年度)	建築企画課
教育委員会	330	府立支援学校通学バス運行費	1,570,195	1,570,195	0	0	0	7		引き続き、民間委託によりコストを縮減(23年度以降)	支援教育課
教育委員会	335	学校安全教育費	553,368	51,234	11,210	11,210	11,210	1		災害共済給付事業は継続とするが、管理者賠償責任保険加入は、責任発生時に別途対応するものとし、22年度限り	保健体育課

部局名	事業番号	事業名	H22当初		改革効果見込額 (一般財源ベース)			見直し等の視点	見直し等の内容・時期	担当課
			一般財源		H23	H24	H25			
教育委員会	336 368	習熟度別指導推進事業	235,323	157,122	0	0	0	6	習熟度別指導の実施状況等を明らかにし、府民への説明責任を果たしつつ、学力向上策として効果的に実施(22年度から)	小中学校課
教育委員会	342 358 369	外国人講師関連事業費	533,201	531,301	0	0	0	7	ALT(外国青年の活用)からNET(在住外国人の活用)、T-NET(民間語学学校への委託)への順次移行によりコストを縮減(22年度から)	高等学校課
教育委員会	350	おおさか元気広場推進事業	165,615	90,287	0	0	0	2	地方が担うべき事務と責任に見合った税財源の移譲を受け、市町村の自主性が図られる制度化を国に要望の上、実現後は府事業としては廃止	地域教育振興課
教育委員会	356	府立学校給食実施事業	164,188	164,188	0	0	0	3	府立定時制高校デリバリー給食は、公費負担すべき経費の内容について精査(23年度から)	保健体育課

(参考) プランより前に終期が設定されていたもの

部局名	事業番号	事業名	H22当初		改革効果見込額 (一般財源ベース)			見直し等の内容・時期	担当課
			一般財源		H23	H24	H25		
政策企画部	5	(財)大阪府青少年活動財団運営補助金	380,359	380,359	380,359	380,359	380,359	22年度終了	青少年課
府民文化部	57	2010年上海万博出展準備費	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	22年度終了	国際交流・観光課
福祉部	79	大阪府障がい者自立支援対策臨時特例基金事業費	2,870,466	456,372	0	456,372	456,372	23年度で国制度が終了	障がい福祉企画課
福祉部	94	精神障がい者社会復帰施設運営助成事業費	529,910	301,472	0	301,472	301,472	23年度で国制度が終了	生活基盤推進課
福祉部	97	障がい福祉施設機能強化推進事業費(授産施設)	122,472	122,472	122,472	122,472	122,472	22年度終了	自立支援課
福祉部	100 106 126	障がい者小規模通所授産施設運営等助成費	581,300	421,300	0	421,300	421,300	23年度終了	生活基盤推進課
福祉部	134	小規模通所授産施設機能強化支援事業	42,120	42,120	42,120	42,120	42,120	22年度終了	生活基盤推進課
福祉部	146	地域生活支援事業市町村推進補助金	29,700	29,700	29,700	29,700	29,700	22年度終了	地域生活支援課
健康医療部	166	千里救命救急センター支援事業	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	22年度終了	医療対策課
健康医療部	185	小児救急広域連携促進事業	56,686	53,856	0	53,856	53,856	23年度終了	医療対策課
商工労働部	196	大阪府住宅供給公社貸付金	2,900,000	0	0	0	0	23年度終了(単年度貸付金)	労政課
都市整備部	274	本州四国連絡高速道路出資金	838,880	84,880	0	0	84,880	24年度で予定の出資が終了	道路整備課
都市整備部	290	石畳と淡い街灯まちづくり支援事業	427,159	427,159	0	427,159	427,159	現事業は計画どおり23年度終了	市街地整備課
教育委員会	337	学校安全対策交付金	500,800	500,800	500,800	500,800	500,800	22年度終了	児童生徒支援課
教育委員会	339	市町村支援プロジェクト事業	496,500	0	0	0	0	22年度終了	小中学校課



主要分析事業

市町村振興補助金	36	中小企業向け制度融資	47
市町村施設整備資金貸付金	37	小規模事業対策・ 経営力向上緊急支援事業	50
私学助成(経常費助成など)	38	公営(公的)住宅への 行政投資のあり方	52
大阪府育英会助成費	42	警察職員待機宿舎	58
福祉医療費助成制度	45	公共施設(インフラ)関連	59

市町村振興補助金（平成22当初予算 10億円）

（参照）調査分析報告書 135ページ

事業目的・内容

市町村の自律化に向けた体制整備や行財政基盤の強化への取組みを支援するために、府内の各市町村の取組みの成果に基づいて補助金を交付する事業です。（※平成22年度制度見直し）

具体的には、毎年度、広域連携、定員管理、財政健全化策、経費削減など、市町村の自律化に資する「算定項目」を選定し、その成果に基づいて各市町村への補助金の上限額を算出します。

見直しの内容

- ◇ 平成22年度から、より市町村の自律化を重点的に支援する制度（「市町村の自律化に向けた体制整備」や「行財政基盤の強化」への取組みを支援）に改正し、それを踏まえた算定項目を新たに設定
- ◇ 3年後の25年において、制度の目的に沿って、本補助制度が十分にその役割を果たしているか効果検証を行う

市町村施設整備資金貸付金（平成22当初予算 20億円）

（参照）調査分析報告書 138ページ

事業目的・内容

市町村の公共施設の整備にかかる臨時的な財政需要をサポートするため、府が資金を貸し付けることによって地方債制度を補完する制度です。

《貸付条件》

・利率 … 貸付日の政府資金と同率 ・期間 … 5～25年以内（据置期間0～5年）

見直しの内容

- ◇ 地域主権をすすめる観点から、自治体経営に必要な資金調達は地方公共団体自らの責任において行うことが基本
この間、国の地方債制度も充実（対象事業の範囲や充当率）してきており、資金調達にあたっては、原則として既存の制度を活用すべきであるが、市町村のセーフティネットとして、当該貸付金が担ってきた機能は引き続き維持することが必要
- ◇ また、現状でも資金調達に苦慮している団体が存在している中、金融環境の著しい悪化など、資金の独自調達が困難な場合においても、共同調達の仕組みを構築するなどにより、低利で安定的に資金調達ができる仕組みを確保することが重要
- ◇ したがって、本貸付金は当分の間、存続することとし、府と市町村が連携して低利で安定的に資金調達できる仕組みの構築に向けた検討をすすめる

私学助成(経常費助成など)(平成22当初予算 68,549,205千円)

(参照) 調査分析報告書 111ページ

事業目的・内容

教育条件の維持向上、保護者負担の軽減及び経営の健全化を図り、私立学校の健全な発展を目的としています。

(主な補助内容)

- ・経常費補助(幼小中高専) H22: 46,624,860千円
- ・各種振興補助(幼小中高) H22: 1,160,447千円
- ・授業料・保育料補助(幼高専) H22: 20,728,799千円

現状分析と課題

- ◇ 財政再建プログラム案により、経常費補助は、幼▲2.5%、小中▲25%、高・専▲10%のカットを行いました。依然として、一般財源の投入額は平成22年度当初予算で約468億円と多額にのぼっています。
 - ◇ 22年度は、新たに私立高校等の授業料支援補助金の創設など、保護者負担の軽減と公立との均衡を図ることとしています。
- ⇒ 私学助成は、財政状況等を踏まえると、今後府独自で行っている制度などを中心に、私学の特性も踏まえて、あり方検討が必要です。
- また、質の高い高校教育の提供や公私を問わず自由な進路選択を可能とする観点から行われる、私立の授業料支援についての更なる拡充の検討とあわせて、高校生徒数が減少する平成26年度以降における公・私の高校への財源配分について検討が必要です。

【補助制度の概要（平成22年度当初予算）】

区 分	経 常 費 補 助	各 種 振 興 補 助	そ の 他
幼 稚 園	<p>◆一般助成（経常費）（学校法人） 単価 @165,152円 （国標準額×▲2.5%） 予算 15,684百万円（13,275百万円）</p> <p>◇一般助成（教育研究費等（学法以外）） 単価 @49,500円 （経常費助成単価の30%） 予算 137百万円（137百万円）</p> <p>◆3歳児特別助成 単価 学校法人：@13,162円 学法以外：@3,900円 予算 403百万円（342百万円）</p>	<p>◆預かり保育事業 教員配置数に応じ助成 予算 410百万円（213百万円）</p> <p>◆キンダーカウンセラー事業 臨床心理士配置数に応じ助成 予算 31百万円（16百万円）</p> <p>◆特別支援教育助成事業 園児受入れ数に応じ助成 予算 386百万円（203百万円）</p> <p>※いずれも学校法人のみ国庫1/2</p>	<p>◇保育料軽減助成 単価 @23,000円 対象 3歳児のみ 所得制限（年収680万円以下） 予算 493百万円（493百万円）</p>
小 学 校	<p>◆経常費助成 単価 @176,475円 （標準教育費×1/2×▲25%） 予算 1,326百万円（1,135百万円）</p>	<p>◆教育振興補助金 特色ある教育その他新学習指導 要領・教育振興基本計画を踏ま えた特色ある取組みに助成 予算 102百万円（51百万円）</p>	
中 学 校	<p>◆経常費助成 単価 @205,687円 （標準教育費×1/2×▲25%） 予算 5,023百万円（4,300百万円）</p>		
高 等 学 校	<p>◆経常費助成 単価 全日制@275,528円 等 （国標準額×▲10%） 予算 23,107百万円（19,765百万円）</p>		
専 修 学 校	<p>◇高等課程経常費助成 単価 @275,528円 （高校経常費助成と同額） 予算 790百万円（790百万円）</p>	<p>◇専門課程振興補助金 事業内容に応じ助成 予算 231百万円（231百万円）</p>	<p>◇授業料支援補助金（一部国庫） （年収区分）（全日制単価） ～250万円 @312,400円 ～350万円 @371,800円 ～430万円 @275,200円 ～500万円 @175,200円 予算 6,516百万円（5,677百万円）</p> <p>◆就学支援金（国制度） （年収区分）（全日制単価） ～250万円 @237,600円 ～350万円 @178,200円 350万円～ @118,800円 予算 13,719百万円（0）</p>
外国人学校	<p>◇振興補助金 単価 @69,300円 予算 155百万円（155百万円）</p>		

※◆は国庫制度に依拠した補助制度（国庫制度に連動して交付税措置があるものを含む）。◇は地方単独の補助制度。
予算の（ ）は一般財源。

見直しの内容【 1 私学助成について 】

◇ 厳しい財政状況を踏まえれば、今ただちに経費節減を緩和することは非常に難しい状況。このため、公立学校教育の経費節減等の取組みも踏まえ、プログラム案で実施している経常費助成単価引下げ等の節減の取組みは、継続を検討せざるを得ない

「従来ルールによる単価」× 幼稚園▲2.5%、小中学校▲25%、高校・専各▲10%

※従来ルールによる単価:「国標準額」(国補助単価+交付税単価)と「標準教育費(公立1人あたり経費)の1/2」のいずれか低い方

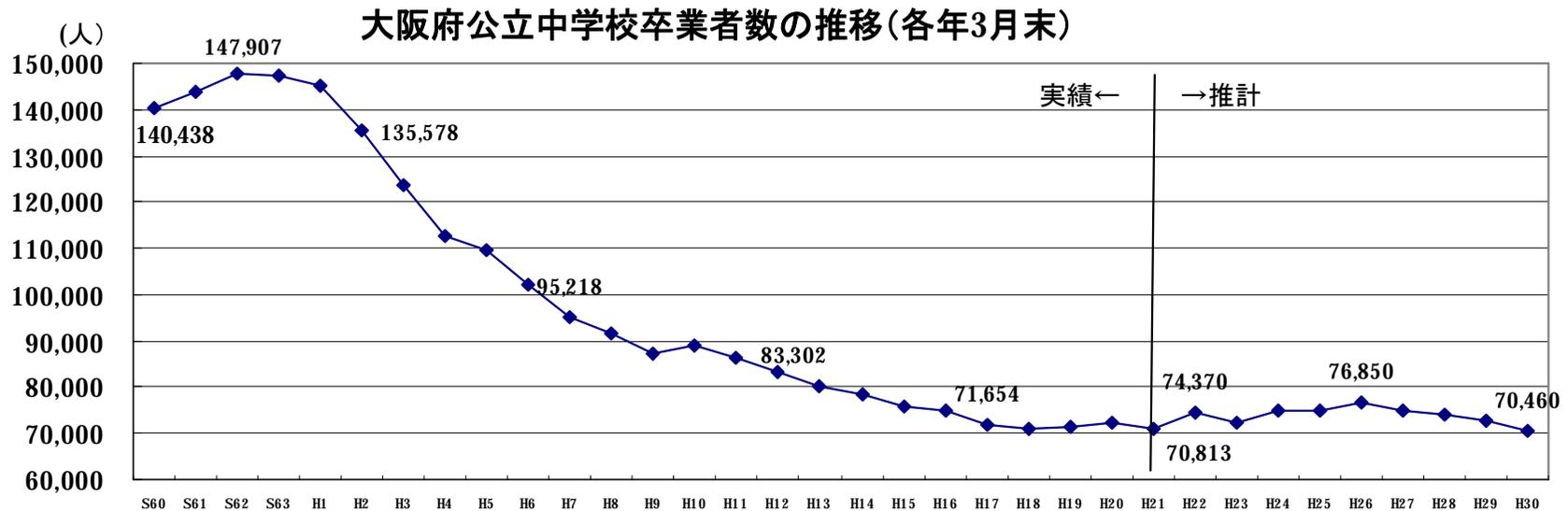
◇ また、制度創設以降の社会経済情勢等の変化や国制度の充実などにより、府としての補助目的や効果に変化がみられる補助メニュー(私立幼稚園3歳児保育料軽減補助、専修学校専門課程振興補助)を見直し、政策目的を明確化した事業へと再構築。さらに、専修学校高等課程への経常費助成については、他府県水準を上回る助成効果の有無等を検証の上、現行助成水準の継続の可否を判断

◇ なお、高等学校については、公立・私立高校における学校間の競争条件を整え、エンドユーザーである生徒・保護者の学校選択の自由度をさらに拡大する観点から、現状でも全国No.1の突出した水準(2位 東京都の予算額の1.5倍)である授業料支援補助金(22年度創設)のさらなる拡充を検討する。あわせて、選択と集中の観点から、公立での受け皿がある小中学校に対する経常費助成のあり方など、私学助成全体について検討を行う

見直しの内容【 2 府立高等学校について 】

- ◇ 高校教育においては、公立・私立高校の双方が公教育としての役割を担っているなか、府立高等学校についても、平成23年度に開設される進学指導特色校をはじめ、「がんばる高校」を評価・応援する一方で、さらなる効率的運営が求められることは言うまでもない
- ◇ このため、授業料無償化に加えて、学校事務の集約化、IT化等による効率的な事務執行を推進することにより、学校事務運営体制を見直す
- ◇ また、平成11年度以降、社会経済情勢の変化や、学習ニーズの多様化に対応するため、特色づくり・再編整備や学区再編等を計画的に推進してきた

今後、当面は、中学校卒業者の増加が見込まれるが、少子化の進行により、数年後には再び生徒減少期に入る見込み。加えて、公私間の競争条件の整備を今後すすめることによって、公私間の生徒の流動化がすすむことも考えられる。こうした背景を踏まえ、府立高等学校の再編整備の考え方を検討



大阪府育英会助成費(平成22当初予算 8,094,051千円)

(参照) 調査分析報告書 107ページ

事業目的・内容

教育の機会均等を図るため、(財)大阪府育英会が行う修学資金貸付事業に対し、助成を行っています。
貸付内容：奨学金貸付事業、入学資金貸付事業 利率:無利子 H22貸付総額見込:9,600百万円

現状分析と課題

- ・ (財)大阪府育英会の修学資金貸付総額は、毎年度増加しており、21年度の年間貸付総額は144億円となっています。
また、償還率は現年度分81.9%、過年度分16.5%となっています。
 - ・ 奨学金は、貸付限度額から、国や府から支給される授業料支援の補助金等を差し引いて貸付を行っています。22年度からの、国の高校授業料実質無償化や府の授業料支援補助金の創設により、その貸付額は大幅に減少する見込みですが、その他の教育費に対する国の軽減措置はなく、奨学金への需要は依然として高いものがあります。
 - ・ 一方、奨学金の貸付原資は、償還金収入及び日本学生支援機構からの交付金では確保できず、毎年度、新規貸付のための多額の資金が必要となっています。
- ⇒ 多額の公費を投じており、就学を保障するセーフティネットとして、持続可能で、より効果的・効率的な修学支援制度となるよう見直しが必要です。

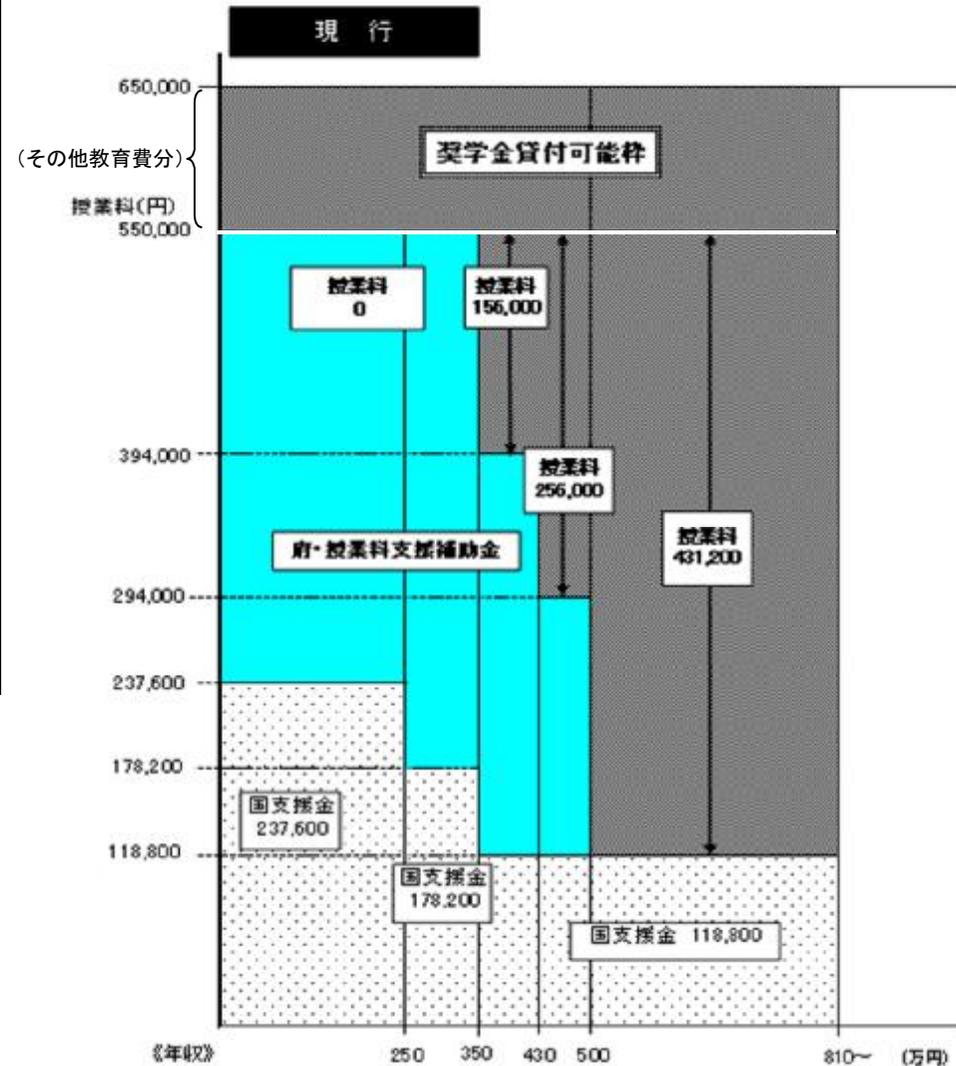
大阪府育英会奨学金制度の概要(現行制度)

			所得基準額 (年収めやす)	貸付額 ※無利子
奨学金	高校	国公立	3,620千円以下 (8,100千円以下)	《各校の授業料》 +10万円を上限に 1万円単位で選択
		私立		
	専修学校(高等)			
入学資金	高校	国公立	1,676千円以下 (5,500千円以下)	50,000円
		私立	3,560千円以下 (8,000千円以下)	250,000円
	専修学校	高等		
		専修学校	専門課程	1,965千円以下 (5,900千円以下)
	大学・短大			

※「年収めやす」は、4人標準世帯での概算金額

奨学金の貸付イメージ【私立高校の場合】

※「授業料」を府内私立高校の標準的な金額55万円とした場合



見直しの内容

- ◇ 育英会奨学金貸付は、国の高校授業料実質無償化や、府の授業料支援補助金と一体的に運営していることから、高校等授業料無償化施策の影響や他府県の水準も踏まえ、授業料支援補助金を含めたトータルの修学支援策を検討するなかで、奨学金制度が持続可能で、より効果的な制度となるよう再構築を図る
- ◇ 府では、授業料支援補助金の拡充を検討することとしているが、その場合、奨学金の貸付総額の縮減が見込まれる。奨学金制度の持続的な運営のためには、こうした縮減とあわせて、貸付内容の見直し検討のほか、滞納対策など債権管理の強化が必要
- ◇ 具体的には、奨学金貸付について、今後、授業料支援補助金の拡充とあわせて奨学金制度を構築するなかで、修学支援策として最も有効となるよう貸付上限額や対象の見直しを検討。また、入学資金貸付について、国と地方の役割分担を踏まえ、高校等入学資金の貸付への重点化を検討
- ◇ 債権回収におけるサービスの活用について、費用対効果等を踏まえ、検討
- ◇ これらについては、平成24年度以降の実施を目途に検討

福祉医療費助成制度（平成22当初予算 19,287,055千円）

（乳幼児入院時食事療養費及び国民健康保険の国庫負担金減額措置除く）

（参照）調査分析報告書 118ページ

事業目的・内容

市町村が行う医療費の一部自己負担助成に対し、助成額の1/2を補助しています。

【 現行制度概要 】

区分	対象者	所得制限	自己負担額
(1) 老人医療 (高齢障がい者等)	65歳以上で ① 身体障がい者及び知的障がい者医療費助成の対象の方 ② ひとり親家庭医療費助成の対象の方 ③ 特定疾患をお持ちの方 ④ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく結核にかかる医療を受けている方 ⑤ 障がい者自立支援法に基づく精神通院医療を受けている方	①の方 (2)に同じ ②の方 (3)に同じ ③④⑤の方 二世帯の場合： 本人所得2,590千円以下	1医療機関あたり 入通院1日につき 各500円 (月2日限度) 1ヶ月あたり2,500円 を超える額を償還
(2) 身体障がい者及 び知的障がい者医 療	① 1～2級の身体障がい者手帳をお持ちの方 ② 重度の知的障がいの方 ③ 中度の知的障がい者手帳をお持ちの方	障がい基礎年金の全部支給停止 の所得制限を準用 単身の場合： 本人所得4,621千円以下	
(3) ひとり親家庭医療	① 18歳に到達した年度末日までの子 ② 上記の子を監護する父又は母 ③ 上記の子を養育する養育者	児童扶養手当の一部支給の所得 制限を準用 二世帯の場合： 所得2,300千円未満	
(4) 乳幼児医療	① 就学前児童の入院 ② 3歳未満児の通院	児童手当の特例給付の所得制限 を準用 四人世帯の場合： 所得6,460千円未満	

現状分析・課題と

見直しの基本的な考え方

- ◇ 福祉医療費助成については、すべての都道府県で実施されており、事実上ナショナル・ミニマムとなっている現状を踏まえ、国において制度化されるよう引き続き強く要請
- ◇ しかし、医療のセーフティネットとして必要不可欠なこの制度を、国による制度化までの間は、地方単独で持続させていかざるを得ず、対象者の増加、医療費の増嵩や厳しい大阪府の財政状況にあって、制度の維持継続のためには、給付と負担のあり方など不断の見直しが必要
そのため、医療保険制度の自己負担を軽減する福祉医療費助成制度の趣旨を踏まえて、対象者の範囲や国の公費負担医療制度との整合性をも考慮した制度のあり方について再検討を行う
- ◇ また、乳幼児医療制度については、市町村が先行して実施してきた経緯もあり、現在も子育て施策の一環として対象年齢の引上げや所得制限の撤廃を市町村の判断で実施されていることも踏まえた上で、そのあり方を検討
- ◇ 今後、障がい者自立支援医療制度、後期高齢者医療制度など、国における医療保険制度等の検討状況を見据えつつ、医療が必要な方に対する支援として府が実施すべき医療費助成制度の「守備範囲」を明確化した上で、以上のような観点による検討結果を踏まえ、平成25年度実施を目途に抜本的な見直しを図る
- ◇ なお、制度のあり方とは別に、23年度当初から、国の公費負担医療制度の優先的な適用の厳格化や、事務処理の効率化による経費抑制に取り組む

中小企業向け制度融資（平成22当初予算 預託金6,892億円 損失補償65億円）

（参照）調査分析報告書 115ページ

事業目的・内容

中小企業の健全な事業の振興及び発展を図るため、府が中小企業への貸付原資の一部を無利子で金融機関に預託し、金融機関がそれを運用することで低利での融資を行います。

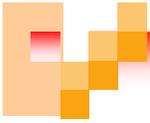
また、返済不能により生じた損失について、府中小企業信用保証協会との間で締結した損失補償契約に基づき、同協会が受けた損失の一定割合を府が補償します。

現状分析と課題

- 保証債務残高の増加に伴い、府の負担（預託金の調達コストや損失補償）も年々増加しており、持続可能性に懸念があります。

	19年度	20年度	21年度見込	22年度当初
保証債務残高	1兆3,953億円	1兆8,695億円	2兆1,937億円	
預託額	3,071億円	3,138億円	4,952億円	6,892億円
損失補償額	37.1億円	47.2億円	71.8億円	65.2億円

- 特に、平成20年10月に国の経済対策を受けて創設された緊急経営対策資金の保証債務残高が巨額となっており、今後の景気動向により府の損失補償負担が大きく膨らむ恐れがあります。さらに、現行制度は22年度末までですが、国が制度延長・拡充を行えば、府の将来負担はさらに増大していく可能性があります。
- 中小企業支援に熱心な金融機関との連携の一層の強化を図るとともに、府保証協会にも信用補完の担い手としてのさらなる役割・責任の強化を求め、頑張る企業を応援する制度融資の持続性を維持し、高めていくことが重要な課題となっています。



見直しの内容

【中小企業の元気アップ】⇒ 府は預託を通じて企業を支援

- ◇ 熱心な金融機関と府保証協会を担い手とする新たな政策融資を創設
- ◇ 政策目的に応じた金利優遇による成長支援融資を継続

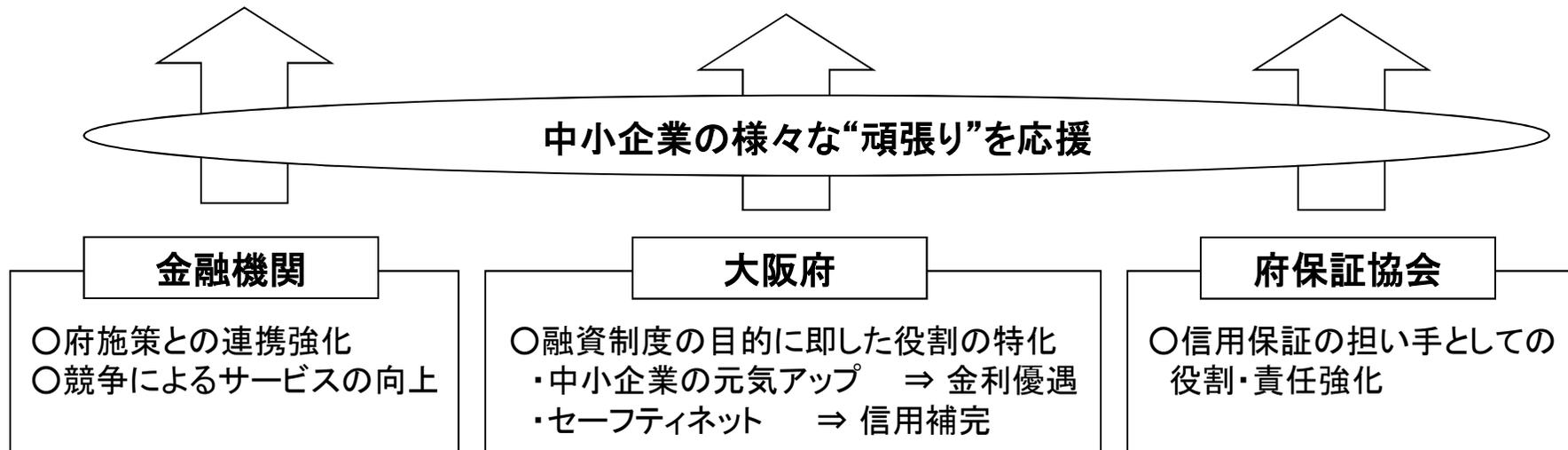
【金融セーフティネット】⇒ 府は信用補完を維持し、 必要なときに借りられる環境を整える

- ◇ 府は損失補償を通じて府保証協会とともにセーフティネットを支える
- ◇ 融資資金の調達には金融機関に委ね、府による預託は廃止

【府保証協会に対する損失補償の見直し】

- ◇ 他府県比較や社会経済情勢を踏まえ、府の負担割合を見直し

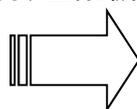
	中小企業の 元気アップ	セーフティネット
損失補償	× (原則) 金融機関の目利きにより事業成果を高める。	○ 中小企業の資金調達の確実性を高める。
預託	○ 金利の軽減により成長企業を支援する。	× 資金調達のコストは中小企業に負担を求める。



新たな制度融資の体系（23年度～）

	中小企業の元気アップを後押しするための融資		経営安定を図るための融資
見直しの考え方	経営力・成長力の向上を志向 ・府の推進する施策と連携した融資制度として事業規模を設定 ・預託を行い、金利を軽減して成長に向けた頑張りを支援 ⇒成長支援型融資の継続	金融機関によるサポート強化 ・金融機関が成長をめざして頑張る中小企業支援のための融資メニューと融資目標を設定 ・府は金利軽減とソフト面支援に協力 ⇒金融機関提案型融資の創設【新】	金融セーフティネットの維持 ・預託金を廃止し、金利は金融機関の所定金利とする ・府の信用補完を維持し、府保証協会とともに頑張る中小企業のセーフティネットを支える ⇒必要な資金を“借りられる”環境整備
融資金利	融資メニューごとに政策目的に応じた金利を設定（※）		金融機関所定金利
預託	原則行う		行わない
金融機関利回り	融資金利の設定方法とあわせて検討		—
損失補償	行う ※府と保証協会の負担割合の見直し	行わない （責任共有制度）	行う ※府と保証協会の負担割合の見直し
融資総枠	上限を設ける		上限は設けない

※ 定率、上限金利、金融機関所定金利から一定率を軽減した金利、金融機関所定金利 等



こうした考え方のもと、新たな制度設計をすすめる

小規模事業対策費（平成22当初予算 19.6億円）
経営力向上緊急支援事業<<新規>>（平成22当初予算 6,060万円）

（参照）調査分析報告書 132ページ

事業目的・内容

府内商工会・商工会議所及び大阪府商工会連合会と連携して、経営基盤が弱い小規模事業者が経営の安定・改善・革新に向けて取り組めるよう支援するとともに、地域産業の活性化をめざします。

平成22年度から中小企業診断士等の民間専門家を府から直接派遣する「経営力向上緊急支援事業」を新設し、小規模事業者の発展のために、商工会等と民間専門家が良い意味で競い合える環境を創出します。

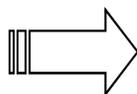
なお、他府県では商工会等への人件費補助と事業費補助とを併用していますが、大阪府は事業費補助に転換しました。

見直しの内容（22年度着手）

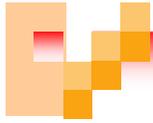
- ◇ 民間専門家による「経営力向上緊急支援事業」を新設し、同一の条件下でエンドユーザー（小規模事業者）が商工会等と民間専門家を選べるようにする
- ◇ カルテ方式を導入し、支援対象事業者毎に、①課題把握⇒②具体的支援メニューの実施⇒③支援結果の把握までの支援過程の記録を行い、支援実績や成果を『見える化』
- ◇ 支援メニューを標準化し、その単価を設定することで、実績に応じた補助を実施

見直しの効果

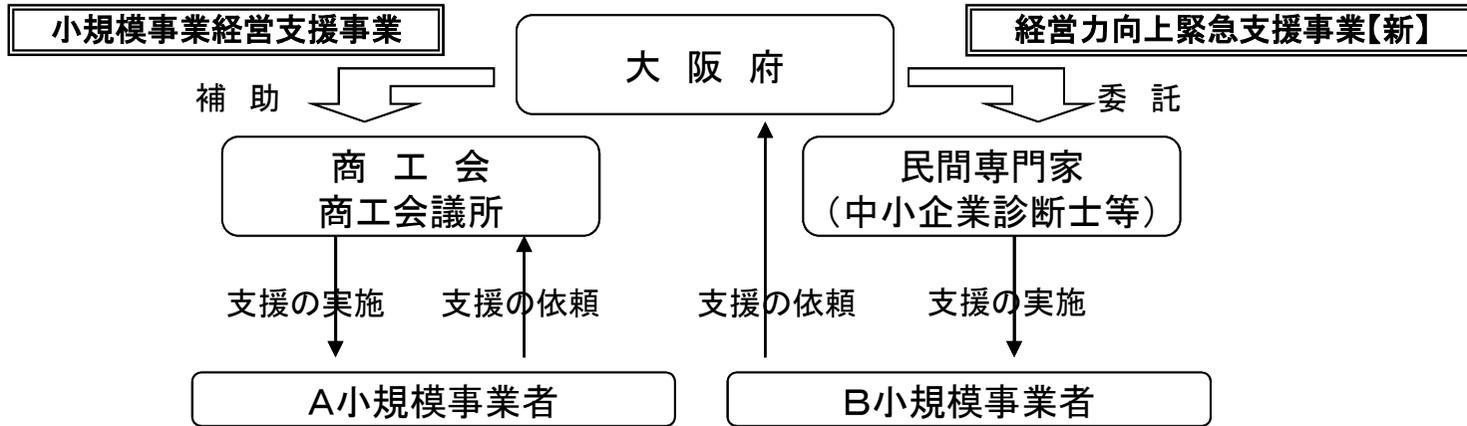
- ◇ サービスの質の向上
- ◇ 事業全体のPDCAサイクルの確立



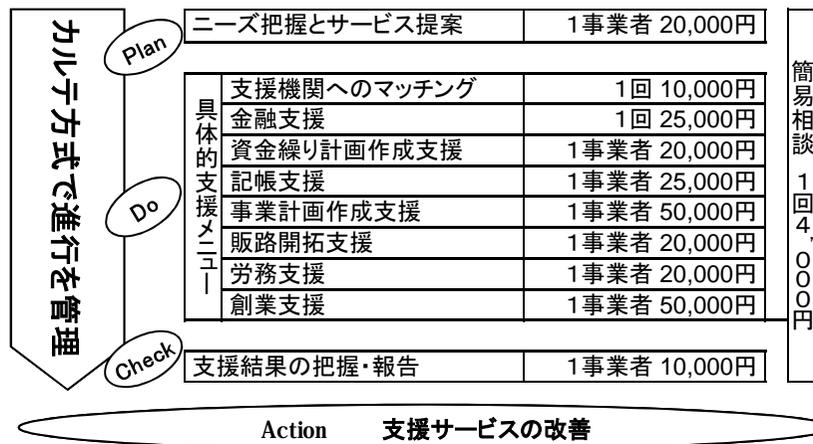
22年度からの新たな取組みの成果を検証し、小規模事業者の発展にとって、より効果的な事業として公的な支援サービスの改善をすすめていく



エンドユーザー(小規模事業者)が選択できる制度の創設



カルテ方式の導入と支援メニューの標準化



公営(公的)住宅への行政投資のあり方 (平成22当初予算 51,017,977千円)

事業目的・内容

(参照) 調査分析報告書 121ページ

(1) 公営住宅とは

地方公共団体が住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。(公営住宅法1条抜粋)

(2) 入居資格

【同居親族要件】(公営住宅法23条1号)

現に同居し、又は同居しようとする親族があること。

ただし、60歳以上の方、身体障がい者等、特に居住の安定を図る必要がある方については単身での入居が可能です。

【入居収入基準】(法23条2号、令6条5項)

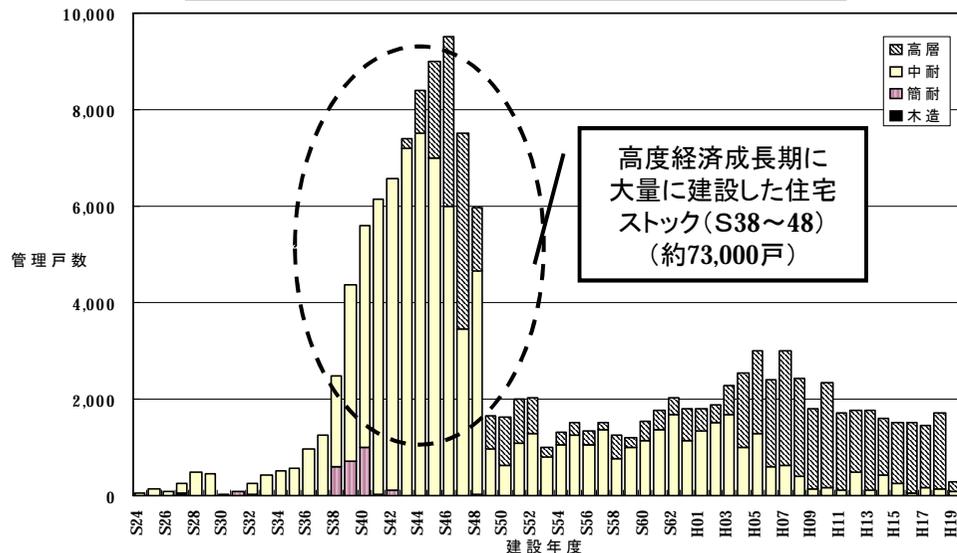
<本来階層> 月収15.8万円(収入分位25%)以下

<裁量階層> 月収21.4万円(収入分位40%)以下 (60歳以上の方、身体障がい者、小学校就学前の子どもがいる世帯等)

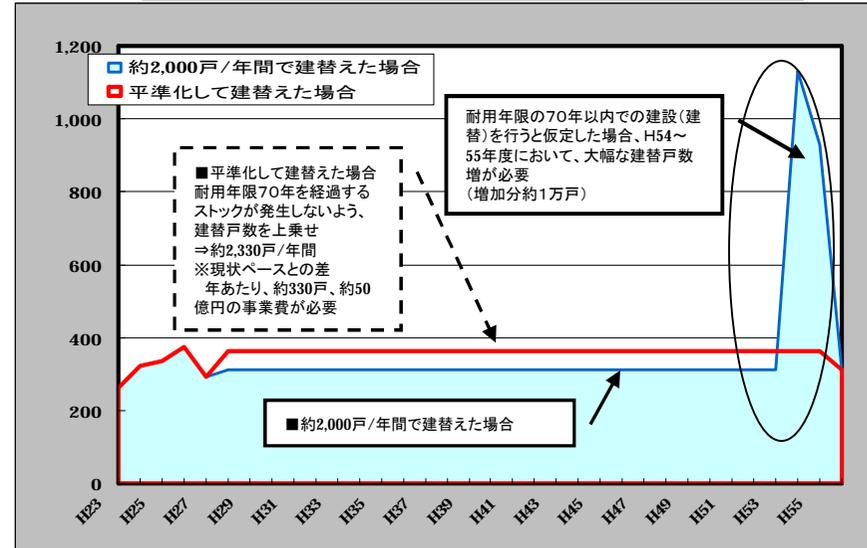
(3) 家賃の決定

公営住宅の家賃は、入居者の収入及び公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で政令で定めるところにより、事業主体が定めることとしています。(公営住宅法16条1項)

建設年度別構造別管理戸数



府営住宅建設シミュレーション



◇ 住宅政策のあり方について

基本理念

- これまでの府営住宅の供給を中心とした政策から、公的賃貸(公営、公社、UR)、民間賃貸住宅等を含めた住宅市場全体で、府民の安心居住と活力を創造する新たな住宅政策に転換する
- 低所得者等への住宅セーフティネットについては、税の公平性の観点も含め、今回提言し、今後創設が望まれる住宅バウチャー制度なども利用しながら、住宅市場全体のストックを活用し、確保に努める

府営住宅のあり方

バウチャー制度などの新たなスタイルの住宅セーフティネット政策の構築など、住宅市場全体で必要な住宅の確保に努めるとともに、府と基礎自治体等の協調によるソフト・ハード両面にわたる低所得者や高齢者等への対応を前提として、府営住宅ストックについては将来的に量的な縮小を図る。

<基本的な将来方向>

- 住宅としてのストックは、今後の必要数を見極める中で耐震化を実施するとともに、良質なものは可能な限り活用することを基本とし、長期的な視点から世帯数の減少動向や住宅市場全体の状況を勘案し、総合的に施策を展開する。これらにより、将来のストック戸数の半減をめざす。
- 府営住宅のセーフティネットとしての役割については、今後、福祉部門と連携したソフト・ハードでの対応をすすめるとともに、地域経営の主体である基礎自治体等が自らの意思により、ストックとしての府営住宅を活用して多様なサービスを提供できるよう制度を構築し、移管をすすめる。

住宅セーフティネット

◆現行施策（住宅・福祉施策）

- 公営住宅制度
- 生活保護制度（住宅扶助）
- 高齢者施策
 - ・高齢者入所施設、認知症グループホーム 等
- 障がい者施策
 - ・障がい者入所施設、グループホーム・ケアホーム 等
- 雇止め等の一時的困窮者への対応
 - ・住宅手当緊急特別措置事業 等

住宅セーフティネット施策の展開（住宅部門・福祉部門の連携）

◆住宅セーフティネットの新たな枠組みの構築

住宅セーフティネットの新たなスタイル（イメージ）

- 民間住宅市場を活用した住まいの確保
(例)・住宅バウチャー制度等の創設
 - ・元気高齢者に対する多様な住まいの供給促進（民間ビジネスが生まれる市場環境整備）
 - ・入居拒否の解消に向けた事業者等への対応（市場環境整備）など
- 対象者ごとの特性に配慮した住まいの場の確保、質の向上
(例)・障がい者向けの住宅改造（バリアフリー）等への支援
 - ・介護が必要になっても地域で生活できる厚みのある住環境の整備（認知症グループホーム、特別養護老人ホームなど）

※府と市町村の適正な役割分担のもとでの施策展開が必要

ストックの活用

府営住宅ストック

◆現行ストック 13.8万戸

- ◎長期的な世帯数減少への対応
- ◎ストックの耐震化の推進
- ◎良質なストックは可能な限り活用

耐震・バリアフリー対応の観点から、優良なストックについては有効活用

◆将来ストック 半減

市場ストックを活用し、
府営住宅は地域資源に転換

- 民間・公社・UR等の住宅資産の活用
 - ・誰もが入れる市民住宅化
 - ・地域団体等への移管、サービス提供
- 基礎自治体への移管
 - ・市民サービスのための地域資源として活用

基礎自治体等
へ移管

これらをすすめるに当たり、今後、課題等を抽出し、具体的な手法や工程を検討・実施

当面の見直し

効率的で安定した公営住宅経営

府で行うもの

◇ 特別会計の導入

- ◆建設費・管理費だけでなく、人件費や公債費を含めた府営住宅のフルコストを管理する特別会計を設置し、自律的な住宅経営を展開

なお、導入にあたっては、一般会計との繰入ルールを整理

◇ 建替え必要度の精査等

- ◆高度経済成長期に大量に建設した住宅ストック(約7.3万戸)を中心に、建替え必要度合いの精査、ストック活用の検討

◇ 管理コストなどの見直しや一層の収入確保

- ◆他団体との水準・検証に基づく管理コストなどの見直し
 - ・建設や管理水準について、他団体や民間との比較を行う
 - ・指定管理者制度については、23年度にモデル地区を拡大し、24年度に本格実施
- ◆一層の収入の確保
 - ・低利用地の有効活用や売却(未利用駐車場の時間貸し等)
 - ・民間事業者も活用した建替え実施により、地域特性を踏まえて高層化を行い、活用用地を創出、売却

◇ 借上げ公営住宅やバウチャー制度等の検討

国に対する制度提言

- ◆管理戸数未満の建替え、低需要や耐震化が困難な住宅の用途廃止を実施できるよう、明渡し請求権に係る制度改正を提言

- ◆民間を含めた住宅ストックの活用も可能とする借上げ公営住宅やバウチャー制度等の検討をすすめ、国に対し制度改正を提言

参考

空家の状況

◆府内住宅空家の内訳 (H20)

内訳	空家数 (万戸)	空家率 (%)
賃貸用住宅	39.2	19.9
売却用住宅	4.1	—
別荘等住宅	1.6	—
その他住宅	17.7	—
合計	62.6	14.4

◆他県等の全賃貸住宅空家率 (H20)

	空家率	備考
東京都	14.5%	H20.10
大阪府	19.9%	H20.10
愛知県	16.0%	H20.10
兵庫県	19.8%	H20.10
神奈川県	16.1%	H20.10
福岡県	18.8%	H20.10
京都府	17.3%	H20.10
全国	18.8%	H20.10

◆府営・府公社の空家率 (H20)

	空家率	備考
(大阪府営)	4.1%	H21.3
(大阪府公社)	6.7%	H21.3

※政策空家除く

出典:平成20年住宅・土地統計調査

応募・家賃の状況

◆府営住宅応募倍率の推移 (総合募集)

	応募倍率 (下位)	応募倍率 (上位)	平均応募倍率
平成18年度	0.26	387.00	11.23
平成19年度	0.09	348.33	8.78
平成20年度	0.04	373.00	8.85

単位:円

区分	住戸のタイプ	府営住宅家賃	近傍同種家賃
泉北 ニュータウン	S52完成 高層14階 3DK	20,400 ~ 30,300	43,600 ~ 45,000
都心部	H12完成 高層11階 3DK	41,200 ~ 61,300	78,700 ~ 104,700
郊外	H14完成 高層7階 3DK	29,000 ~ 43,200	68,200 ~ 96,500

〔近傍同種家賃とは〕(法16条2項)

大阪府が対象不動産(府営住宅)の基礎価格を求め、期待利回りを乗じて得た額に必要諸経費を加算するものです。

毎年度大阪府公報において公表しています。

また、収入超過者に対しては、近傍同種家賃を徴収することになります。

警察職員待機宿舎（平成22当初予算 686,928千円）

（参照）調査分析報告書 134ページ

事業目的・内容・課題

待機宿舎とは、大規模災害等の発生時において、大量の警察力を迅速に動員し、初動措置を行うための体制を確立するために、警察職員を集団的に居住させる施設です。

狭隘・老朽化が著しい施設を再整備するに当たり、待機宿舎の整備戸数や手法を検討することが必要です。

見直しの内容

- ◇ 待機宿舎の整備計画の策定にあたっては、既存ストックの活用を図るなど、可能な限り整備戸数を抑制するとともに、民間活力の導入など様々な手法を検討し、整備費用の抑制を図る
- ◇ 賃料については、入居者の行動制限の状況や整備コストなどを踏まえ、引き続き適正水準に設定

（参考）

- ・ 大規模災害等発生時には、待機宿舎の居住者は「待機宿舎部隊」として部隊編成され、災害警備活動に従事
- ・ 待機宿舎の現状： 3,445室
- ・ 使用料はほぼ他府県なみの水準

公共施設(インフラ)関連

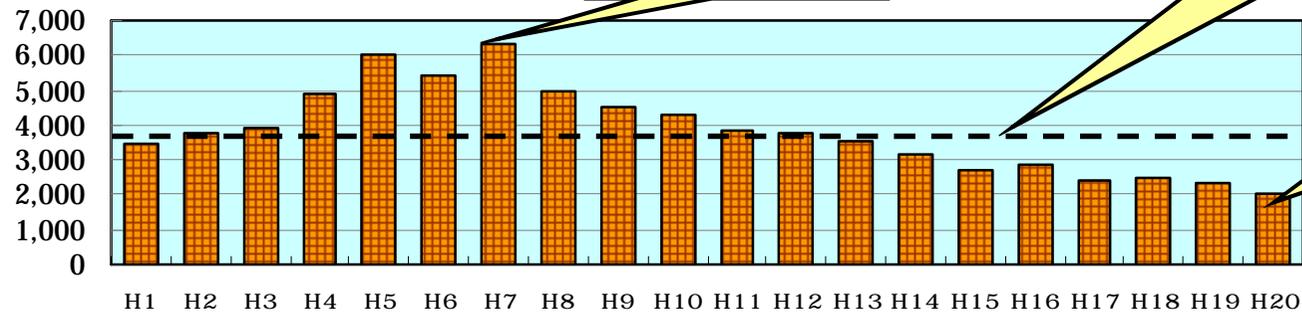
(参照) 調査分析報告書 144ページ

現状と課題

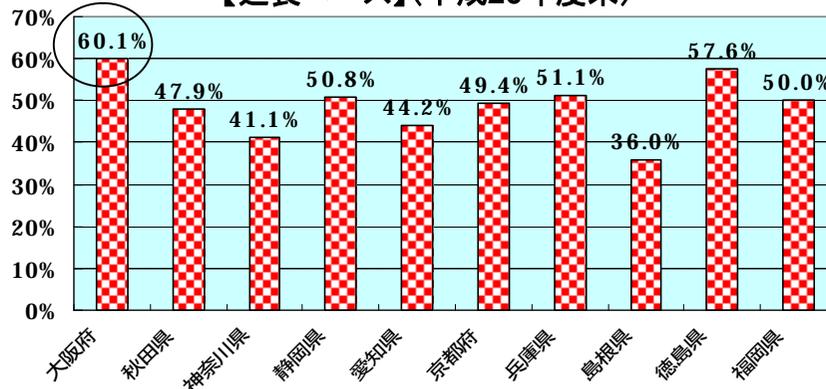
これまでの改革により、インフラ関連事業費はすでにかかなりの抑制基調となっています。
既存の都市基盤施設は老朽化がすすんでおり、今後は維持管理費用の増加が予想されます。

<普通建設事業費の推移>

(単位:億円)



昭和55年までに建設された橋梁の割合 【延長ベース】(平成20年度末)



◇ 昭和55年以前に建設された橋梁の割合を見ると、調査府県の中で最も多い約6割となっています。

今後の維持管理費の増加が予想される中、建設事業費の抑制による財源捻出には限界があり、新たな手法が必要です。

都市基盤施設の効率的な維持管理

維持管理費に重点化

将来世代に良好な状態でインフラを引き継ぐため、「維持管理の戦略」を策定

■「維持管理の戦略」の策定

○ 高度成長期に整備したインフラを計画的に効率よく補修・更新する必要がある。施設の長寿命化、維持管理費の平準化及びライフサイクルコストの縮減を着実にすすめるため、予防保全の観点を中心に重視した「維持管理の戦略」を策定

維持管理財源の充実確保

■維持管理財源の充実確保

○ 維持管理の中でも、多額を要する維持補修については、地方債を含め、必要な財源を充実確保できるよう、国に提言

都市基盤整備の見直し

下記対応により、将来の建設事業を圧縮

即効性や実現可能性等の観点から、道路整備や治水対策等の考え方を見直し、さらなる選択と集中により事業を推進

■道路等の見直し

○ 物流の効率化や広域連携の強化、安全・安心の確保、早期に効果発現が可能であるなどの観点から重点化し、今後の整備計画を策定するとともに、将来の必要性、実現性を考慮して、未着手である道路等の都市計画について、見直しをすすめる

■治水対策及び土砂災害対策の見直し

○ 人命を守ることを最優先としつつ、府内一律に定めていた治水目標を見直し、河川氾濫や浸水の程度により判定した危険度の大きさに応じて各河川ごとに定めるとともに、今後の整備計画を策定



各分野の状況	建設	維持
<p>① 道路関連</p> <p>橋梁の高齢化などの進展に伴い維持管理・補修事業費の増加が見込まれることから、建設と維持管理・補修の最適配分の検討が必要です。</p>	<p><u>選択と集中による重点化</u></p> <p>物流の効率化や広域連携の強化、安全・安心の確保、早期に効果発現が可能であるなどの観点から、選択と集中により重点化。</p>	<p><u>優先的に計上</u></p> <p>橋梁の高齢化が他府県に比べて高く維持管理費用が増大する見込みであることを踏まえ、長寿命化のために拡充。</p>
<p>② 河川関連</p> <p>時間雨量50mm相当に対する河川改修率は9割に近い状況であり、より優先箇所を絞り整備を行うとともに、将来の維持管理・補修も見据えながら、事業推進の検討が必要です。</p>	<p><u>地先の危険度に応じた対策の実施</u></p> <p>治水対策のすすめ方を見直し、地先の危険度に応じた治水対策を効果率的に実施。</p>	<p><u>優先的に計上</u></p> <p>水門等の設備や護岸の長寿命化のために拡充。引き続き、コスト削減を実施。</p>
<p>③ 公園関連</p> <p>総面積に占める割合は高い状況です。今後の整備は、財政状況を踏まえながら、すすめていく必要があります。</p>	<p><u>継続地区のみ</u></p> <p>新規着工は原則休止。 早期に効果発現が可能な事業や緑の創造につながる事業のみ継続実施。</p>	<p><u>優先的に計上</u></p> <p>公園施設の長寿命化を図りつつ、機能確保のための最小限必要経費を計上。引き続き、コスト削減を実施。</p>
<p>④ 流域下水道関連</p> <p>人口普及率は他府県より高いことから、財政状況に鑑み、今後の維持管理のあり方も含めた整備計画の検討が必要です。また、汚水及び雨水事業における市町村との財源割合についても改めて点検が必要です。</p>	<p><u>継続地区のみ</u></p> <p>新規着工は原則休止。 寝屋川流域の治水対策事業は河川事業と整合を図り実施。</p>	<p><u>優先的に計上</u></p> <p>設備等の長寿命化を図りつつ、機能確保のための最小限必要経費を計上。引き続き、コスト削減を実施。</p>
<p>⑤ 港湾関連</p> <p>過去20年間、港湾取扱貨物量は、ほぼ変わらない中、維持管理事業の割合が高くなっている傾向が見受けられます。しかし、重要港湾の取扱貨物量は減少しており、その回復のための方策について検討が必要です。</p>	<p><u>継続地区のみ</u></p> <p>新規着工は原則休止。ただし、取扱貨物量の回復方策、海岸の津波・高潮対策に関する事業のみ実施。</p>	<p><u>優先的に計上</u></p> <p>港湾・海岸施設の長寿命化を図りつつ、機能確保のための最小限必要経費を計上。引き続き、コスト削減を実施。</p>

(2) 歳入確保

- 大阪府では、歳入確保を図るため、これまでも府有財産の処分をすすめてきましたが、さらに、府民共通の財産として、現在の利用形態や貸付方法の見直しも含め積極的に調整を図り、財源確保を行います。
- また、基金の活用や債権回収の強化などに取り組みます。

項目	内容	取組額（単位：億円）		
		H23	H24	H25
① 財産・債権管理等				
(i) 府有財産の活用と売却	保有する全府有財産のうちから、活用可能財産を掘り起こし、積極的に売却・貸付を行う	23 (23)	56 (54)	89 (71)
(ii) 基金の活用	活用可能財産として掘り起こした未利用地の売却益（府営住宅整備基金に積立）は、府営住宅の適正な管理のため、計画修繕に活用	6	10	18
(iii) 債権管理の強化対策	府税債権の滞納圧縮の更なる推進を図るとともに、「債権特別回収・整理チーム」の設置など、的確な債権の回収・整理を図り、債権管理の大幅な強化対策を順次実施していく	43	51	39
合計		72 (23)	117 (54)	146 (71)
一般財源ベース		49	63	75

※府営住宅用地を売却した場合、府営住宅整備基金への積立てが必要なため、その額を内数で記載。（）内の数字は積立てを行う額。
 なお、府営住宅は平成24年度から特別会計への移行を検討しているため、用地の売却益の取扱いや基金の活用の取組額については、今後検討が必要

《今後取り組むもの》

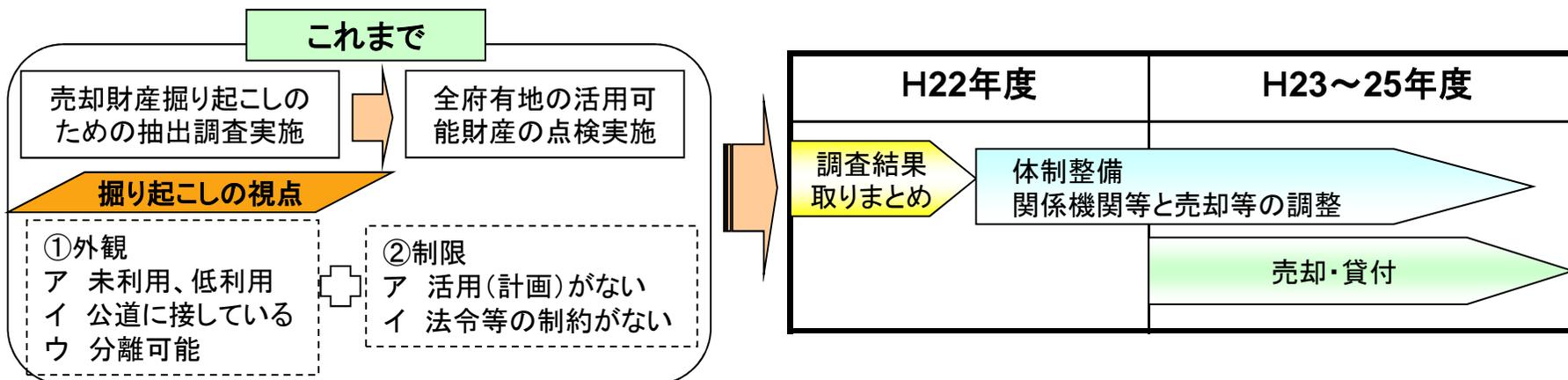
項 目	内 容
① 財産・債権管理等	
(iv)その他	宝くじの発行のコストの徹底検証や配分ルールの見直しを求め、地方公共団体へのさらなる還元を図る
② 課税自主権の活用 (超過課税及び法定外税)	不断の行財政改革の継続を前提とした上で、課税自主権活用に向けた課題や、地方税制度上の課題等について、学識経験者を交えて、平成23年中にとりまとめを行う
③ 使用料・手数料の見直し	受益と負担の明確化の観点から、受益者(サービス利用者)の特定されるサービス・事務等について、現行の使用料・手数料の水準や、徴収していないものの理由等を再点検する

① 財産・債権管理等

(i) 府有財産の活用と売却

【現状と今後の取組み】

- ◇ 平成21年度
 - ・売却財産の掘り起こしを行うため、府有地の1割程度(147件)を抽出調査
(活用可能割合約27%〔40/147〕)
 - ・この結果を踏まえ、21年度末を目途に全府有地(約1,400件)について、活用可能財産の有無を確認
- ◇ 22年度
 - ・調査結果の取りまとめ、公表
- ◇ 22年度～
 - ・体制整備 ・関係機関等と売却等に向けた調整
- ◇ 23～25年度
 - ・売却・貸付可能財産について、売却・貸付を実施



(iii) 債権管理の強化対策

【現状と今後の取組み】

- ◇ 大阪府の収入未済額は高水準で推移しており、厳しい財政状況等を踏まえ、「大阪府債権回収及び整理に関する条例」を制定し、
 - ① 府税債権の滞納圧縮の更なる推進を図る
 - ② 「債権特別回収・整理チーム」を設置するなど、的確な債権の回収・整理を図り、債権管理の大幅な強化対策を順次実施していく

	これまでの状況	新たな取組み
債権回収 (徴収)の 強化	収入未済額や回収(徴収)進捗状況などの 情報開示が不十分である	債権の回収・整理の推進のため、計画・実施・公表等を内容とする 「大阪府債権回収及び整理に関する条例」を制定 〔22年10月可決／公布日施行〕
	原則、府職員が直接回収を実施している	自力執行権のない債権の民間委託の拡大を検討 〔23年度に向けた拡充〕
	税外収入延滞金を徴収する条例が未整備 である	延滞金を賦課する「大阪府税外収入延滞金徴収条例」を制定 〔22年10月可決／23年4月施行〕
税外の長期 延滞債権の 整理	不納欠損や債権放棄に関する全庁的な基 準がない	「大阪府債権回収及び整理に関する条例」に債権整理ルール(債権 放棄基準など)を規定 〔22年10月可決／公布日施行〕
	長期延滞債権の回収・整理を債権所管課 で実施している	「債権特別回収・整理チーム」を設置し、所管課への支援を行うととも に、困難事案などの処理を実施 〔22年11月設置〕
制度管理	債権管理事務が庁内で統一されていない	債権管理簿の統一化 〔22年11月策定〕

【目標の設定】

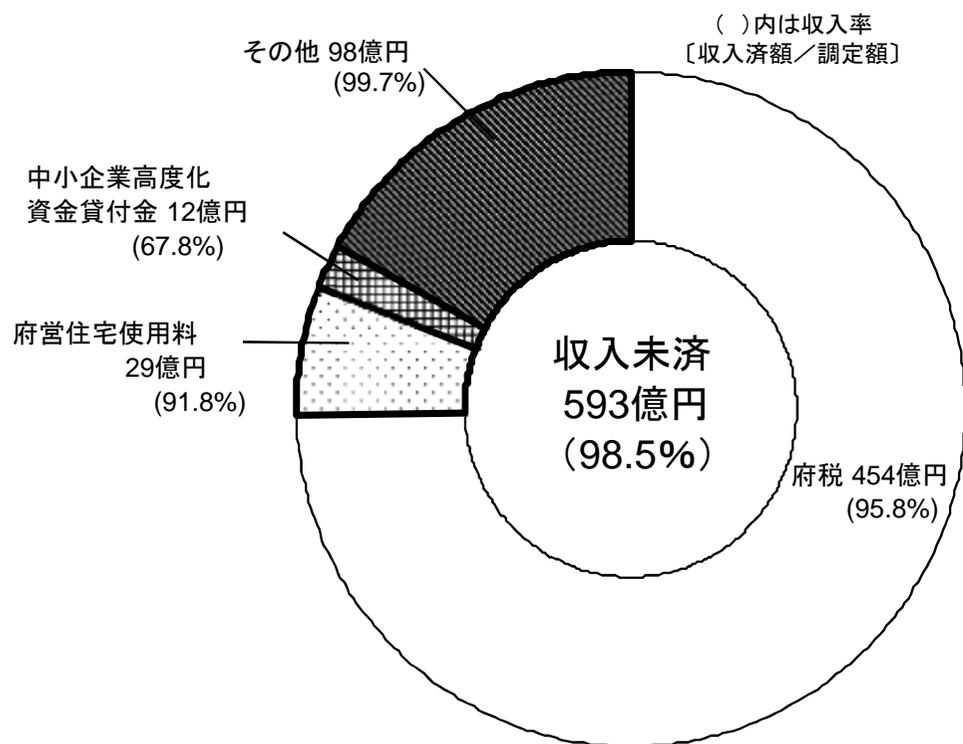
- ◇ 債権の回収・整理の目標設定(税外滞納債権の圧縮額等)は、債権回収・整理計画策定後に設定(22年11月予定)
- ◇ なお、府税債権の滞納については、平成22年度に繰り越した滞納額220億円(個人府民税を除く)を3年間で一掃できるよう、平成22年度は40%圧縮(22年度 圧縮見込額88億円)を目標とする

不納欠損額と収入未済額の推移

平成21年度決算見込み

○調定額: 4兆2,966億円

○不納欠損額: 37億円、収入未済額: 593億円



(億円)

	H17	H18	H19	H20	H21
不納欠損額	54	99	52	37	37
(うち税外収入)	(13)	(13)	(21)	(8)	(5)
収入未済額	482	492	513	546	593
(うち税外収入)	(135)	(141)	(132)	(138)	(139)

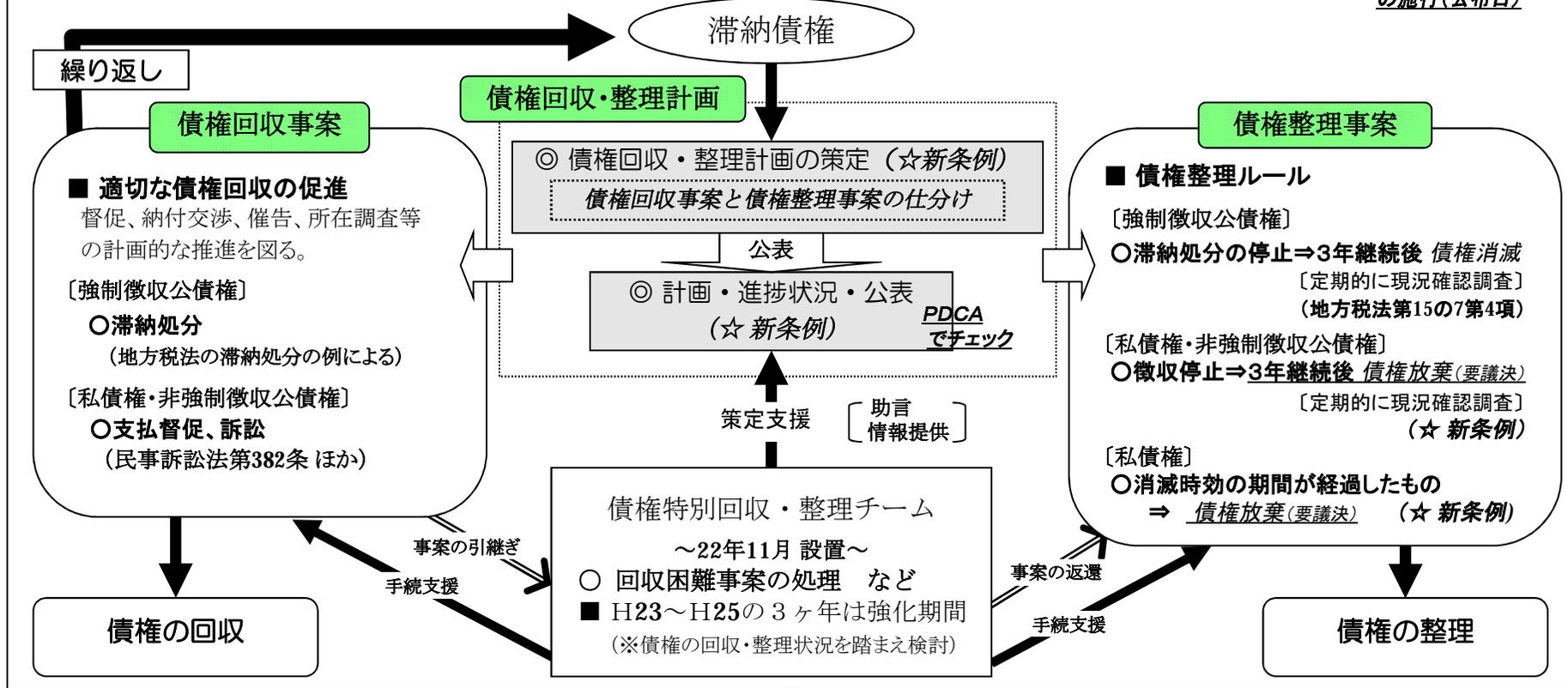
◇その他の主なもの

- ・延滞金、加算金及び過料等 44
(うち放置違反金 27)
- ・母子寡婦福祉資金貸付金 8
- ・高等学校授業料 5
- ・原状回復事業弁償金 3
- ・港湾施設使用料 3
- ・非常勤嘱託員報酬等返還金 3
- ・児童措置費負担金 2 など

債権管理の強化対策【概要】

1 大阪府債権の回収及び整理に関する条例 (債権の回収及び整理を計画的に推進するために制定)

平成22年11月上旬
の施行(公布日)



2 大阪府税外収入延滞金徴収条例 (納付者間の不公平感の払拭及び期限内納付の促進を図るため制定)

平成23年4月1日
施行

- ◇ 適用債権： 公債権のうち、個別法令に延滞金徴収の定めがあるもの以外
- ◇ 延滞金率： 年14.6% (最初の1ヶ月は7.3% ※)
※当分の間は、前年度の商業手形の基準割引率+4% [22年度に当てはめると4.3%]
- ◇ 減免規定： やむをえない理由があるときは減免することができるものとする。

【凡例】

- 強制徴収公債権
⇒ 地方税法の滞納処分の例によるもの
- 非強制徴収公債権
⇒ 地方税法の滞納処分の例によらないもの
- 私債権
⇒ 私法上の原因に基づいて発生するもの



(iv) その他

宝くじ発行に関する検証と見直し

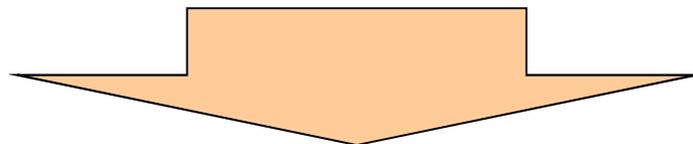
【今後の取組み】

■宝くじ発行に伴うコストの徹底検証

- ◇ 宝くじ発行にかかるコスト及び普及宣伝費の内容を精査し、必要性を検証

■宝くじ発売額の配分ルールの見直し

- ◇ 発売額の一部が、国が所管する公益法人を通じて地方公共団体等に分配される複雑な交付形態等について見直し

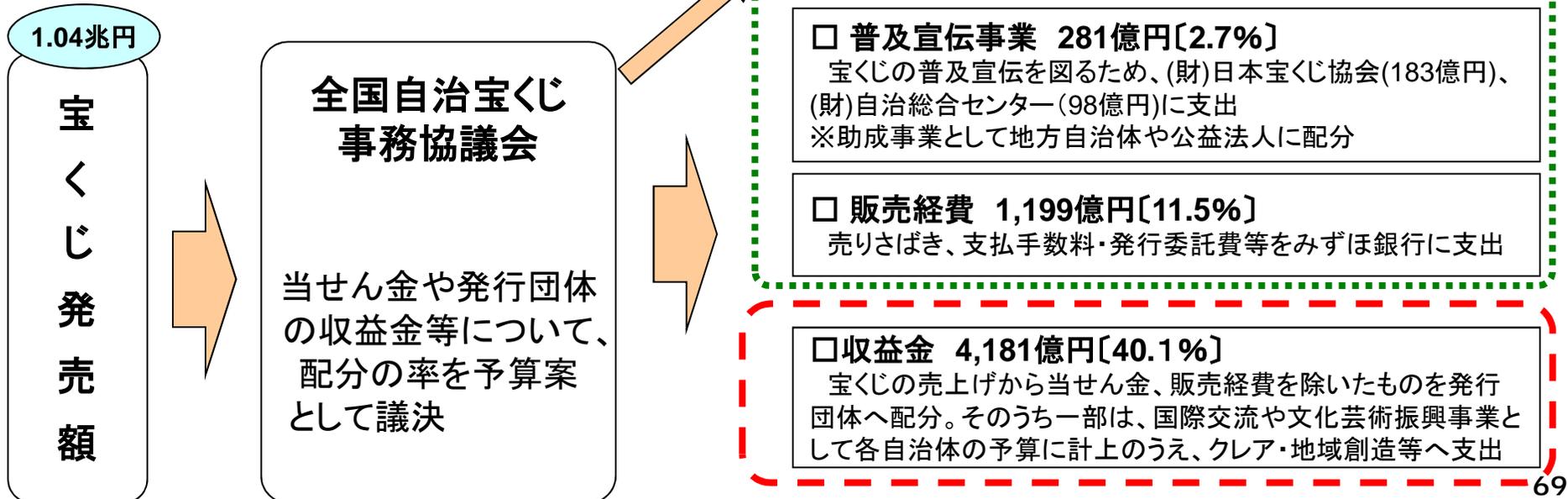


- ◇ 宝くじは、法律上、地方公共団体が実施する公共事業や公益増進事業等の地域振興事業に必要な地方財政資金の調達を目的に、発売が認められており、地域の自主財源である。
- ◇ 全国宝くじ事務協議会等の議論の場に積極的に参加し、コストの検証や配分ルールの見直しを求め、地域へのさらなる還元を図る。

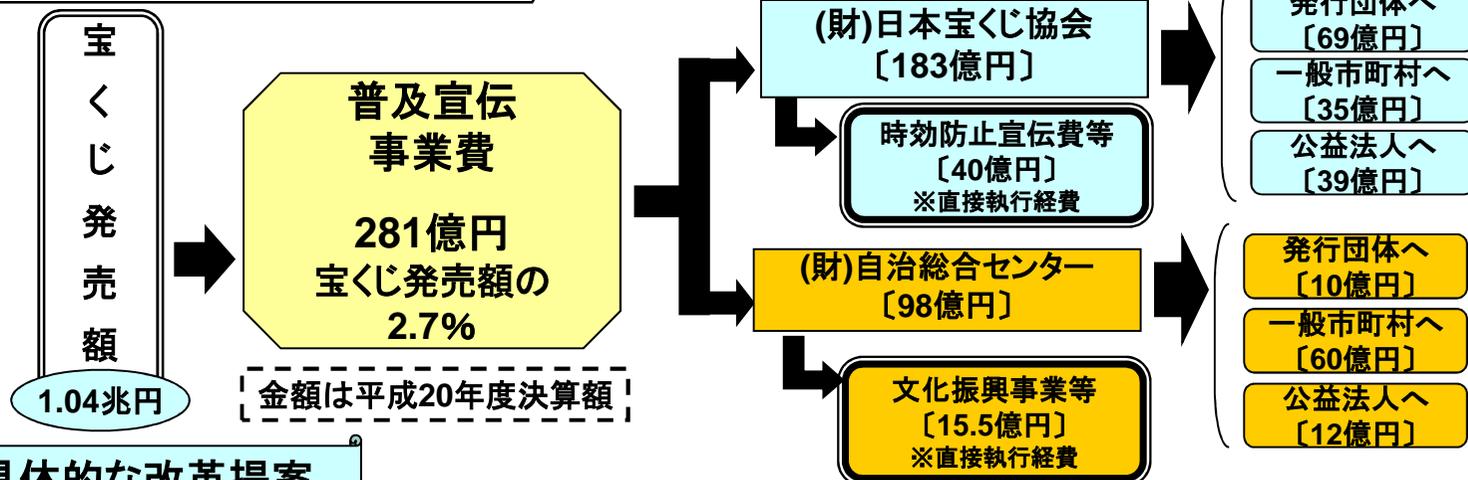
□ 大阪府の基本姿勢

- 宝くじは、法令に基づき、都道府県、政令市が地域振興をすすめるための貴重な財源
- しかしながら、収益の配分方法が不十分であったり、配分の過程で一部が国の天下り団体に流れること
によって、不要な中間コストが発生するなどの問題が明らかになった
- 発行団体である都道府県、政令市はその使い道に責任を持つべきであり、こうした反省のもと、ガバナンスの強化に取り組む必要
- 宝くじの収益金をより効果的に地域に還元するため、宝くじ全般について徹底した検証と抜本的な見直しに早急に着手。その効果は、発売団体以外の市町村も含めて、地域へ十分に還元することとし、平成23年度予算に反映させるべき
- 都道府県知事の関与が及ばない競輪、競馬、競艇、オートレース、スポーツ振興くじ(toto)にも、宝くじと類似の問題がないか厳密なチェックが必要

宝くじ売上金配分の仕組み(平成20年度決算)



普及宣伝事業費の現状



□ 具体的な改革提案

1. 普及宣伝事業費について

◇ 普及宣伝事業費(H20決算:281億円)について、その手法や効果を検証のうえ解体的に見直す

(1) 地方公共団体への助成事業は全廃

- ・発行団体分(79億円)は収益金へ吸収
- ・一般市町村分(95億円)は総額確保(拡充も)。具体的なルールは市町村でもしっかり議論

(2) 公益法人等(51億円)への助成金は思いきって縮小

- ・内容を徹底精査(ex.がん検診車や採血車のように『社会還元』として真にふさわしいものに限定)
 - ・少なくともポスター・パンフレットを用いた啓発は効果不明、廃止すべき
- ⇒無駄なポスターやパンフレットの大量生産の原因
- ・以上により、半減をめざす

(3) 上記の結果、存続する助成事業については、事務協議会が責任を持って対応

- ・事務協議会で、まずは責任をもった対応(配分方針策定、事後の成果検証、情報公開の徹底等)
- ・さらに、実際の配分についても、事務協議会が責任を持って配分する仕組みを構築

- ⇒
- | | | | |
|----|-------------------------|-----|--|
| 課題 | ・事務局の負担増
・各地方団体意見の反映 | 対応案 | ・事務局の下に配分法人の事務機能を統合、ガバナンスを確保しつつ第三者へ委託など
・各地方団体の代表が参画できる仕組みの構築など |
|----|-------------------------|-----|--|

地方団体が協力して知恵と工夫を凝らして課題解決にあたる

2. 販売経費(みずほ銀行への販売委託費)について

◇受託銀行の販売業務(H20決算:1,199億円)についても、自治体の行革努力に歩調を合わせた縮減を要請

《具体的な内容》

諸経費(印刷費や搬送料等)などの販売コストを精査し、一定の縮減を行う 等

3. 発行団体である都道府県や政令市を通じて行われる (財)自治体国際化協会、(財)地域創造等への支出の総点検について

◇宝くじ収益金は、貴重な地方の自主財源であり、発行団体である都道府県、政令市が責任を持ってその使い道をチェックすべき

《本府の取り組み》

本府では、平成21年度から、国の所管法人(独法、公益法人)に加え、国が設立や運営に関与する法人等への支出の総点検を実施

[平成21年度及び平成22年度の予算編成過程における見直し額:▲14.2億円]
・(財)自治体国際化協会:▲0.47億円、(財)地域創造:▲0.01億円、その他の法人:▲13.72億円

◇法人自身の組織や事業についても、自治体の行革努力に歩調を合わせた縮減を要請

《ガバナンスの強化》

各自治体に対し、各事業内容のチェック強化など、監視の強化を呼びかけ

※全国市町村振興協会に対する納付金支出は、各都道府縣市町村振興協会が行っており、同様に厳格なチェックを求めている。(市町村の自主的・主体的な判断をお願いする。)

② 課税自主権の活用(超過課税および法定外税)

【現状】

- 報告書でも記載したとおり、府では法人府民税(均等割・税割)及び法人事業税において超過課税を実施しており、法人の皆様には、標準より多くの税をご負担いただいているところです。
- 一方、他の都道府県の状況を見ると、府では実施していないものとして、個人道府県民税(均等割)は30団体で、個人道府県民税(所得割)は1団体で超過課税が導入されています。
- また、法定外税については、法定外目的税制度の創設された平成12年度以降、産業廃棄物税等を中心に、全国的な広がりをみせつつあります。

【課題】

- ◇ 現行の国と地方の税体系のもとでは、課税自主権を発揮する余地はそれほど大きくありません。将来的には、より広範な税率操作権をはじめ、地方自治体が自らの裁量で課税できるような、税財政制度の抜本改革が必要です。
- ◇ 一方、報告書でも示したとおり、大阪府財政は、個人・法人ともに税収が低迷する中、懸命の財政健全化努力を続けていますが、今後も、社会保障関係経費や過去に発行した地方債を償還するための経費など、行政需要の増加が見込まれています。
- ◇ 今後も、府として、不断の行財政改革を続けていきますが、他府県等の標準的な水準を上回る行政サービスの提供を行う場合には、府民の皆様にご負担をいただくことも検討しなければなりません。

【今後の方針】

- ◇ 課税自主権の活用について検討する際には、受益と負担の対応関係や、新たな税負担に見合う行政サービスかどうか等に留意する必要があります。
- ◇ 上記を踏まえ、課税自主権活用に向けた課題や、地方税制度上の課題等について、学識経験者を交えて、平成23年中に取りまとめます。
- ◇ こうした府独自の取組みとあわせて、国に対して、地方における税率決定の自由度を高めるなど、課税自主権が一層発揮できる環境の整備を求めています。

【参考】

○ 他府県の状況

法定外税		超過課税		
普通税	石油価格調整税	沖縄県	道府県民税	
	核燃料税	福井県、福島県、愛媛県、佐賀県、島根県、静岡県、鹿児島県、宮城県、新潟県、北海道、石川県		個人
	核燃料等取扱税	茨城県		均等割
	核燃料物質等取扱税	青森県		所得割
目的税	産業廃棄物税等(最終処分場等への産業廃棄物の搬入に対して課税するもの)	三重県、鳥取県、岡山県、広島県、青森県、岩手県、秋田県、滋賀県、奈良県、新潟県、山口県、宮城県、京都府、島根県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、熊本県、宮崎県、福島県、愛知県、沖縄県、北海道、山形県、愛媛県	法人	
		均等割	30団体 (秋田県、神奈川県、静岡県、愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、島根県、福岡県など)	
	宿泊税	東京都	税割	46団体(静岡県除く46道府県)
	乗鞍環境保全税	岐阜県	法人事業税	8団体 (宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県)

○ 超過課税

条例により、地方税法で定められている標準税率を超えた税率で課税することです。

○ 法定外税

地方自治体が、地方税法に定められた税目以外に、条例により新設する税目で、総務大臣の同意を要します。なお、次のいずれかに該当すると認められる場合を除いて、総務大臣は同意しなければならないと定められています。

- ① 国又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ ①及び②のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと



③ 使用料・手数料の見直し

(i) 基本的な考え方

- 受益と負担の明確化の観点から、受益者(サービス利用者)の特定されるサービス・事務等について、現行の使用料・手数料の水準や、徴収していないものの理由等を再点検する。
- 使用料・手数料は、フルコスト(※)計算による原価を基本とするが、それ以外の手法で積算を行う場合は、その理由を明示するとともに、適宜、運用の実態を点検する。
(※) 直接的な経費のほか、人件費、維持管理費など
- 減免については、その適用の根拠等について点検するとともに、他制度が補完するもの(例:生活保護費の算定基礎に入っている経費)については厳格に除外する。

(ii) 使用料見直しの手法

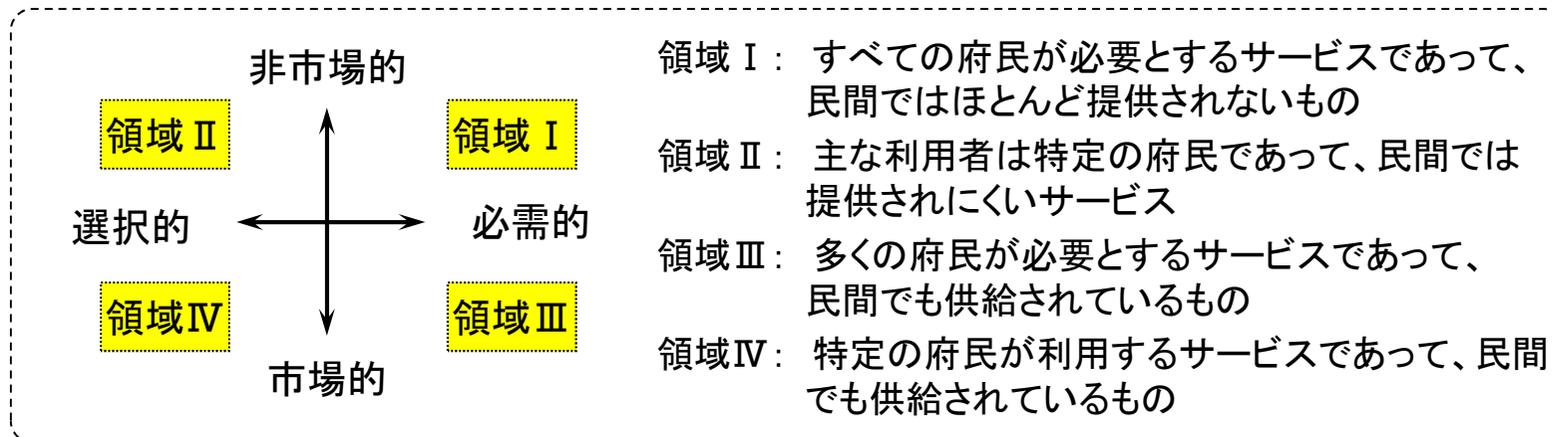
○ 使用料については、施設等の性質に応じて、2つの基準の組み合わせによって、I～IVの4つの領域のいずれに属するかを区分し、それぞれの区分に応じて算定する。

① 提供されるサービスが日常生活のうえで必需的か、選択的か(必需性)

必需的なサービスは、都市インフラの提供をはじめとして、府民の安心・安全な生活に直接関わる基礎的な行政サービスであって、税投入が多い府民の理解を得やすいが、選択的なサービスは、生活や余暇の充実のためのサービス等であることから、使用料によって賄うべき度合いが高いと考えられる。

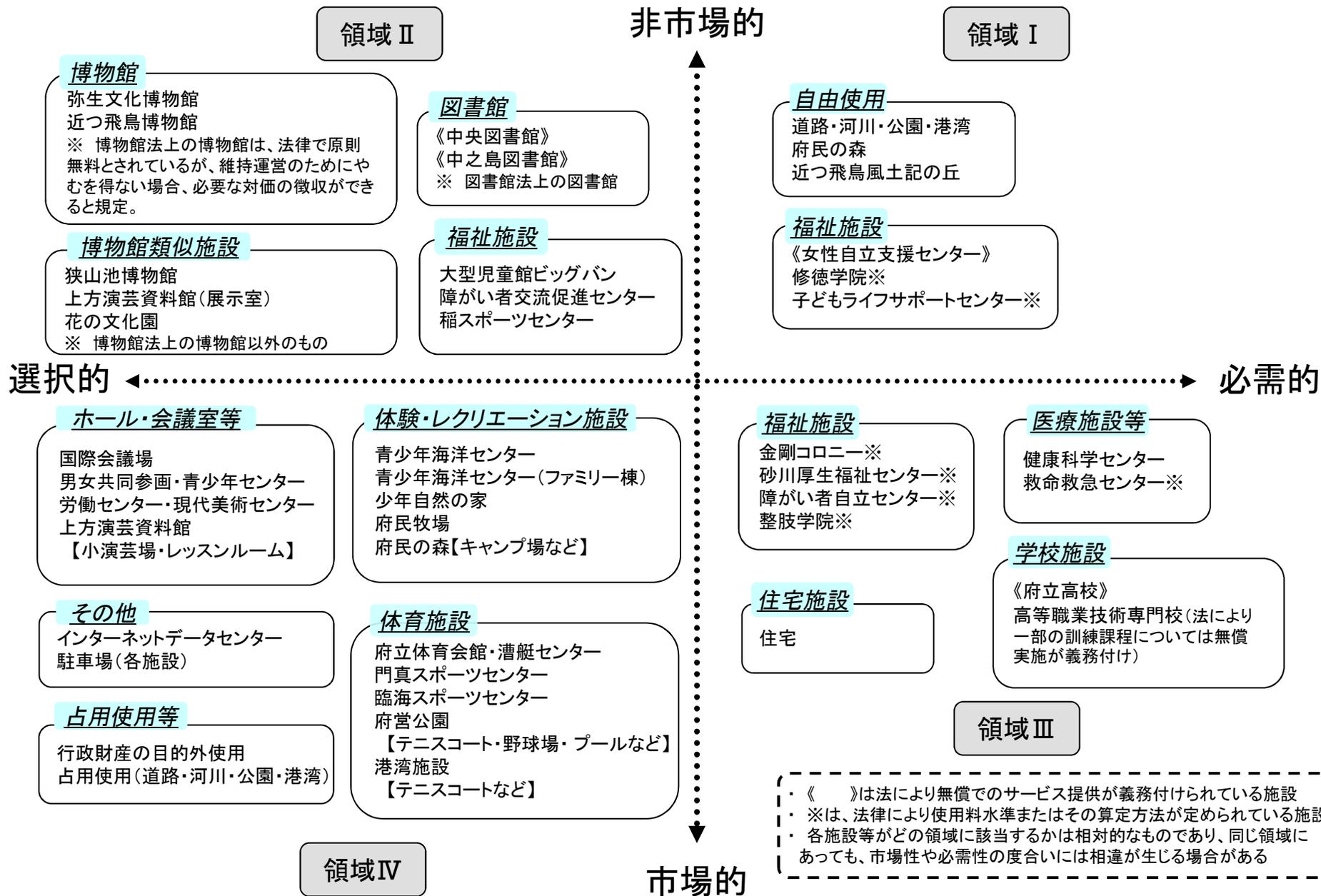
② 民間でも提供されるサービスかどうか(市場性)

市場経済では提供されにくいサービスについては、他府県や市町村の水準を参考にしつつも、原価計算を基本とすべきであるが、民間でも提供されるサービスについては、原則として民間と同等の使用料を徴収することが妥当と考えられる。



○ 府有施設を各領域に当てはめる際の考え方の例は、次ページのとおり。

《参考》 施設別の領域区分（考え方の例）



○ すべての施設等について、まずは原価計算を行う。

・ **原価** : 建設コストを除く人件費、維持管理費等のフルコスト

○ この原価に、領域Ⅰ～Ⅳの区分に応じて、以下の受益者負担割合を乗じた額を、使用料算定の基本となる額とする。

・ **受益者負担割合** { 領域Ⅰ : 原則 0%
領域Ⅱ・Ⅲ : 原則 50%
領域Ⅳ : 原則 100%

○ **最終的な使用料水準については、他府県(市町村)や民間サービスの価格水準と比較考量のうえで決定。**

《最終的な使用料決定にあたっての留意点》

- ・ 府民の急激な負担増を避けるため、大幅な上昇となるものについては、激変緩和措置を講じることを検討
- ・ 領域Ⅳに属する施設等のうち、特に市場性が高く、利用者が限定されているものについては、地方債の元利償還費や将来の大規模修繕費用への対応等を踏まえ、資本費の一定部分も使用料で賄うことを検討

※ 利用料金制を採用している施設についても、上記の考え方を準用。

※ 法令等により使用料水準またはその算定方法が定められているものは、当面、原価計算にとどめるが、検証の上、必要に応じて国に見直しを要望。

(iii) 手数料見直しの手法

○ 現在、手数料の徴収が可能と思われる事務について、他府県や市町村での徴収実績があるにもかかわらず、府では徴収していない事務がある。

⇒ 受益者が特定されるあらゆる事務について、手数料の徴収を検討(原則として徴収することとし、例外的に徴収しないものについては、その理由を明示)。

【手数料を徴収しない事務の基準 (案)】

- ① 法令により無償で実施しなければならない事務
- ② 直接的な給付の前提として行われる申請等
例) 生活保護申請など、直接的扶助や現金給付の前提となる申請
補助金交付申請、減免申請など
- ③ 処理件数が著しく少ない、非定型であるなど、手数料の算定が困難な事務
- ④ 事務処理コストが著しく少額な事務

○ 手数料についても、原則としてフルコストによる原価計算によって積算。

・ 原価 : 人件費、物件費(間接経費も含むあらゆる経費)

なお、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)」に基づいて設定している手数料についても、その水準の妥当性を検証し、必要に応じて改定。

※ 法令で手数料の金額が定められているものについては、検証の上、必要に応じて国に手数料の引き上げを要望。

(iv) 使用料・手数料の減免について

- 公益目的により、広く減免対象としているケースがあるが、包括外部監査の意見等も踏まえ、類似案件についても再検証し、さらに減免対象を限定していく必要がある。
- 使用料・手数料の性質によっては、減免によって対応するのではなく、使用許可等の相手方に対する補助金等として交付することが、行政の「見える化」につながることに留意。
- 減免を受けようとする者が、他の制度により重複して負担の軽減を受けることにならないよう、他制度が補完するものについては厳格に除外していく必要。
- 行政財産使用料・普通財産貸付料については、平成18年2月策定の減免基準を見直し、減免措置の厳格化を図る。
- 子どもの社会教育の観点から、小中学生の入場料を無料としている社会教育施設等については、実施から15年が経過していることも踏まえ、税投入の意義や効果等を、施設ごとに検証する。

【見直しのすすめ方】

- ① 減免の現状把握
(減免の相手方と件数、金額や他制度による補完の有無、独自基準など、運用の実態調査)
- ② 減免基準(特に手数料)の設定(統一化)と、それに沿った見直しの実施

(v) 個別検討課題(案)

○ 使用料について

- ・ 行政財産使用料及び普通財産貸付料の料率(※ 使用料等を算出するために資産価格に乗じる率)水準の妥当性の点検
 - 〔 ・ 行政財産使用料の料率は、現在、土地の場合で3%(←全国最低水準)
 - ・ 普通財産貸付料の料率は、土地の場合、非営利で5.6%、営利で7.4%(全国中位)
- ・ 道路、河川等の占用料の水準と区分の妥当性の点検
- ・ 使用料等を徴収している府県があるにもかかわらず、府では徴収していない施設が存在
例) 職業技術専門校授業料 など

○ 手数料について

- ・ 他府県で徴収している例があるにもかかわらず、府では徴収していないものが散見
例) ・ 境界明示手数料・幅員証明
 - ・ 砂防指定地内制限行為許可申請手数料(急傾斜地等も同様)
 - ・ その他、各種証明手数料
- ・ これらの事務とあわせて、広く「受益者が特定される」事務を全庁調査のうえ、原則徴収するという視点から、手数料徴収の可能性について検討

○ 住民サービス向上のための見直し

- ・ 電子申請の推進・クレジットカード納付の拡大
- ・ 広域によるシステム共有化等の取組み推進 など

◇ 具体的な見直し対象や料金水準、実施時期などについては、平成22年度中に検討。

(※ 指定管理者の指定等の手続きのため、先行して9月議会に上程するものがある。)

(3) 出資法人等のさらなる改革

(参照) 調査分析報告書205ページ

財政再建プログラム案の取組み

ゼロベースでの見直し 府の関与の見直し

- 出資法人が行っているすべての事業について、改めてその必要性・効果を検証し、出資法人のあり方を見直し
- 民間、NPOの活動領域が広がっていることを踏まえ、出資法人のあり方を見直し
- 行政責任の所在を明確にするため、府と出資法人の関係(財政的・人的関与など)を抜本的に見直し

法人の廃止、自立化、民営化等により法人数を半減
・20年度当初44法人⇒20法人へ(22年度:28法人)

財政再建プログラム案策定後の取組み

さらなる自立化の推進

- 経営評価制度の充実
 - ・外部の専門家のチェックのもと、府が法人の目標(ミッション)を定め、達成状況进行评估
 - ・PDCAサイクルの確立により、経営の効率化、サービスの向上を推進
- 府OBの役員就任の見直し
 - ・21年度58ポスト⇒18ポストへ(22年度:32ポスト)
- 府派遣職員の引上げ
 - ・20年度99法人・735名⇒24年度15法人・81名へ(22年度:51法人・317名)
 - ※法人には国関係法人などを含む。

本プランによるさらなる取組み

○財政再建プログラム案に沿った見直しの具体化をすすめます

- ・見直しの実施時期、方法などをより具体化
- ・可能なものはさらに踏み込んだ見直しを実施

(財)大阪府文化振興財団、(財)大阪府国際交流財団、(株)大阪国際会議場、
 (財)大阪府保健医療財団、(公財)千里ライフサイエンス振興財団、
 (株)大阪府食品流通センター、大阪高速鉄道(株)、大阪府道路公社、大阪府都市開発(株)、
 (財)大阪府タウン管理財団、(財)大阪府文化財センター

○国の制度改正等に対応したさらなる見直しをすすめます

- ・国の制度改正や本プランによる事業見直し等に対応し、法人のあり方や運営方法等について改めて見直し

(財)大阪府育英会、(財)大阪府産業基盤整備協会、堺泉北埠頭(株)

○新たな観点からの点検

- ・国の制度や補助金が第三セクターのみを対象としているものなどについてその妥当性等を点検し、必要に応じて、国に対し制度改正の提言を行う
- ・出資法人が出資等を行っている法人(いわゆる孫法人)が府や出資法人の事業の一翼を担っている場合などには、孫法人の状況も点検しておく必要がある。今後、出資法人の孫法人に対する関与の状況等を踏まえながら、出資法人を通じて、定期的に点検

改革効果額(概算) (一般財源ベース)

主な項目	効果額	平成23年度	平成24年度	平成25年度
			約1億円	約4億円
(財)大阪府文化振興財団		約1.0億円	約1.0億円	約1.0億円
(財)大阪府保健医療財団		—	約2.4億円	約2.4億円

財政再建プログラム案により見直しを
実施した出資法人(平成20年6月～22年8月)

今後の方向性

※下線は、本プランで新たな方向性を示した法人

○廃止・撤退【3法人】

- (財)アジア・太平洋人権情報センター
- (財)大阪生涯職業教育振興協会
- (財)大阪府水道サービス公社

○統合【2法人】

- (社)大阪国際ビジネス振興協会
- (財)大阪がん予防検診センター

○自立化【11法人】

- (財)大阪府男女共同参画推進財団
- (財)大阪21世紀協会
- (財)大阪府マリーナ協会
- (社福)大阪府総合福祉協会
- (株)大阪繊維リソースセンター
- (財)大阪労働協会
- 大阪府職業能力開発協会
- (財)大阪府公園協会
- (財)大阪国際児童文学館
- (財)大阪府スポーツ・教育振興財団
- [現(財)大阪府学校給食会]
- (財)大阪体育協会

○廃止【1法人】

- (財)大阪府産業基盤整備協会

○統合【1法人】

- (財)大阪府タウン管理財団

○民営化【4法人】

- (株)大阪府食品流通センター
- (株)大阪鶴見フラワーセンター
- 大阪府都市開発(株)
- 大阪外環状鉄道(株)

○自立化【3法人】

- (財)大阪府文化振興財団
- (財)大阪府青少年活動財団
- (社福)大阪府障害者福祉事業団

○抜本的見直し【3法人】

- (財)大阪府育英会
- (財)大阪府国際交流財団
- (株)大阪国際会議場

○存続【16法人】

- (財)大阪国際平和センター
- (財)大阪府地域福祉推進財団
- (財)大阪府保健医療財団
- (財)大阪産業振興機構
- (公財)千里ライフサイエンス振興財団
- 大阪府中小企業信用保証協会
- (財)西成労働福祉センター
- (財)大阪府みどり公社
- (財)大阪府漁業振興基金
- 大阪高速鉄道(株)
- 大阪府道路公社
- 大阪府土地開発公社
- 堺泉北埠頭(株)
- 大阪府住宅供給公社
- (財)大阪府都市整備推進センター
- (財)大阪府文化財センター

※自立化:一定の自己収入を有する法人について、府の財政的・人的関与を最小限に抑制し、自立化を促進する法人
抜本的見直し:法人の運営やあり方等について抜本的見直しを行った上で、今後の方向性について改めて検討する法人

出資法人ごとの方向性【14法人】

1. 財政再建プログラム案に沿った見直しの具体化をすすめる法人【11法人】

【(財)大阪府文化振興財団】(府民文化部)

【プログラム案での方向性】

- 存続(条件付き)
 - ・さらなる経費節減や収入確保に取り組み、法人への補助金を縮減
 - ・府民のオーケストラとして、府民からの支援スキームを構築

【経過/現状/課題】

- ・ファンクラブ、ワンコインサポート制度の構築など府民からの支援獲得に向けた取組みを実施
- ・府補助金削減の中、法人からの自立化の意向表明を踏まえ、自立化の方向性を決定

【本プランでの方向性】

- 自立化
 - ・府運営補助金は平成22年度で廃止
 - ・引き続き民間スポンサーの獲得に努めるとともに、23年4月から公益財団法人に移行し、大阪での演奏活動に軸足を置きつつ活動範囲を全国に広げ、自立化を図る

【(財)大阪府国際交流財団】(府民文化部)

【プログラム案での方向性】

- 抜本の見直し
 - ・必要な事業は府で実施
 - ・基本財産の府への寄附を求める
 - ・府派遣職員の見直し

【経過/現状/課題】

- ・府との役割分担を踏まえ、財団事業を民間国際交流の促進、留学生等在住外国人に対する支援に重点化
- ・留学生会館(堺)の購入
- ・(財)大阪国際交流センター(大阪市)との事業連携の検討

【本プランでの方向性】

- 抜本の見直し
 - ・(財)大阪国際交流センターとの事業連携をさらにすすめ、類似・重複事業を整理した上で、法人のあり方について整理
 - ・そのなかで、必要な基本財産のあり方について整理

【(株)大阪国際会議場】(府民文化部)

【プログラム案での方向性】

- 存続
 - ・一層の運営の効率化等により、府への利益還元額の増額を求める
 - ・府派遣職員の見直し

【経過/現状/課題】

- ・施設利用料収入の一定割合を府に納入する修繕積立金制度やコンベンション機能強化のための新たな仕組みを次期指定管理期間から導入

【本プランでの方向性】

- 抜本の見直し
 - ・次期指定管理期間を暫定2年とし、指定管理者の選定方法や府出資比率も含めた法人のあり方、利益剰余金の活用方法について検討

【(財)大阪府保健医療財団】 (健康医療部)

【プログラム案での方向性】

○存続

- ・健康科学センターの機能重点化(フィットネス・展示施設の廃止、健診事業の内容精査)
- ・(財)大阪がん予防検診センターと統合

【経過／現状／課題】

- ・平成22年4月に統合を実施
- ・法人統合を踏まえ、両センターの事業を精査中
(～24年度)

【本プランでの方向性】

○存続

- ・がん予防検診センターの総合健診と健康科学センターの健診を24年度までに精査・統合
- ・総合健診以外のがん検診(一次検診)は、対象を受診率の低い中小企業や市町村に重点化
- ・健康科学センターは、23年度末に公の施設としては廃止することを前提に、必要な事業の実施方法等の調整を行う
- ・中河内救命救急センターは、より効率的な運営をめざし、運営形態のあり方について検討をすすめる

【(公財)千里ライフサイエンス振興財団】 (商工労働部)

【プログラム案での方向性】

○存続

- ・府派遣職員は必要最小限とする

【経過／現状／課題】

- ・産学官連携事業のコーディネートを担う財団と、バイオ産業振興の総合調整を担う府バイオ振興課との役割分担について、より効果的・効率的な事業実施の観点から検証が必要
- ・23年度末で、財団事業の7割以上(事業費ベース)を占める知的クラスター創成事業(国庫補助事業)の事業期間が満了し、その後の国庫補助事業の動向は未定である

【本プランでの方向性】

○存続

- ・府施策(バイオ戦略)における財団の位置づけを明確にし、22年度中に財団と府との役割分担について検討

【(株)大阪府食品流通センター】 (環境農林水産部)

【プログラム案での方向性】

- 民営化
 - ・加工食品卸売団地としての機能維持を条件に府所有の株式を売却
 - ・他の株主との調整や引き続き売却先の選定をすすめ、21年度中を目途に民営化

【経過／現状／課題】

- ・平成21年度中を目途に民営化をめざしていたが、経済状況の悪化により売却候補先が見つからず、株式売却に至らなかった
- ・隣接する府中央卸売市場のあり方において、加工食品卸売団地を含めて、「競争力のある総合食料物流基地」をめざすとしている

【本プランでの方向性】

- 民営化
 - ・今後、府中央卸売市場とともに、流通構造の変化に対応した「競争力のある総合食料物流基地」をめざすため、加工・物流機能の付加を検討するなど両者の活性化をすすめながら、(株)大阪府食品流通センターの民営化に向けて取り組む

【大阪高速鉄道(株)】 (都市整備部)

【プログラム案での方向性】

- 存続
 - ・民営化の可能性について検討

【経過／現状／課題】

- ・府からの貸付金の繰上償還の実施(20~21年度 31.9億円)
- ・民営化については、専門家等の意見を聞きつつ、検討を行い課題等の抽出を行った
- ・府からの貸付用地の有償化(0.8億円/年)
- ・現行の国庫補助制度では、経営主体について地方公共団体又は出資比率51%以上の第三セクターであることが採択要件

【本プランでの方向性】

- 存続
 - ・国に対する補助制度改正の提言検討
 - ・車庫用地の全体を購入することについては、大阪府・大阪高速鉄道(株)ともに共通認識として持った上で、以下の取扱いとする
 - ・有償貸付用地(普通財産)の購入について、具体的な時期や方法を検討
 - ・残る用地(道路区域)については、累積赤字を解消した時点で協議検討

【大阪府道路公社】 (都市整備部)

【プログラム案での方向性】

- 存続

【経過／現状／課題】

- ・利用交通の低迷や関連事業の計画変更等の影響を受け、有料道路事業許可取得時の予測交通量に満たない路線が存在
- ・上記のような状況が継続した場合、各路線で定められた料金徴収期間内に、府出資金を含め建設債務の償還が困難になる

【本プランでの方向性】

- 存続
 - ・公社健全化計画を22年度中に策定
 - ・事業許可取得時の予測交通量を満たしていない路線の料金徴収期間の延長や、維持管理経費等の縮減により、収支の改善を図る
 - ・国貸付金の償還期限の延長を国へ要望

【大阪府都市開発(株)】(都市整備部)

【プログラム案での方向性】

- 民営化
 - ・当面、配当アップを要請
 - ・府保有株式を一部売却

【経過／現状／課題】

- ・株主への配当アップは実施済
- ・平成22年1月、同社から、さらなる民営化について検討を行った報告書が提出され、引き続き検討中
- ・府保有株の一部売却については未実施。今後の民営化の検討状況により判断

【本プランでの方向性】

- 民営化
 - ・同社のさらなる発展と円滑な民営化推進という視点から、同社の府保有株を一括ですべて売却

【(財)大阪府タウン管理財団】(住宅まちづくり部)

【プログラム案での方向性】

- 統合
 - ・保有資産の早期処分
 - ・主要な資産処分後の23年度中を目途に(財)大阪府都市整備推進センターと統合

【経過／現状／課題】

- ・泉北ニュータウンの活性化を図るため、22年4月に「泉北ニュータウン再生府市等連携協議会」を設立
- ・同協議会において、法人保有の泉ヶ丘地区資産を含めた泉ヶ丘駅前地域の活性化方策として「泉ヶ丘駅前地域活性化ビジョン」を22年度中に策定予定
- ・上記ビジョンを踏まえた資産処分方針の決定

【本プランでの方向性】

- 統合
 - ・保有資産の早期処分をすすめる
 - ・ただし、主要資産である泉ヶ丘駅前地区の資産処分については、泉北ニュータウン再生府市等連携協議会で策定される「泉ヶ丘駅前地域活性化ビジョン」を踏まえて行い、23年度以降の早期に(財)大阪府都市整備推進センターとの統合をめざす

【(財)大阪府文化財センター】(教育委員会)

【プログラム案での方向性】

- 存続
 - ・発掘事業については、市場化テストを導入

【経過／現状／課題】

- ・府の発掘調査における民間事業者の参画機会の確保を図るため、発掘調査、遺物整理などの発掘事業について、入札により民間事業者を選定することとした
- ・発掘事業を適正に実施するため、施工監理を行う管理者を府が適切な手続きを経て選定することとした

【本プランでの方向性】

- 存続
 - ・府が発注する発掘事業の契約方法の見直しに対応するため、技術力の向上や効率的な体制を確立する。
 - ・法人の持つノウハウを活かし、市町村発掘調査事業の支援や新たな収益事業の展開を図る。

2. 国の制度改正等に対応したさらなる見直しをすすめる法人【3法人】

【(財)大阪府育英会】(府民文化部)

【プログラム案での方向性】

- 存続
 - ・債権回収の民間活用を促進

【経過／現状／課題】

- ・国制度による高等学校授業料の無償化、府の授業料支援補助金の創設に伴う奨学金制度見直しの必要性
- ・サービス法改正により法人が実施する高等学校奨学金の債権回収委託が可能に

【本プランでの方向性】

- 抜本的見直し
 - ・授業料実質無償化等に伴う奨学金の貸付内容の見直し、サービスの活用等についての検討結果を踏まえ、法人運営の見直しを検討

【(財)大阪府産業基盤整備協会】(商工労働部)

【プログラム案での方向性】

- 統合
 - ・(財)大阪産業振興機構と統合

【経過／現状／課題】

- ・用地取得等に要した費用を府から借入れ、土地賃貸事業等の収入で返済中(府借入金残高:平成22年4月現在約139億円)
- ・21年6月の総務省指針などを受け、府がこれまで法人に実施してきた「反復・継続的な単年度貸付」の是正が必要

【本プランでの方向性】

- 廃止
 - ・法人については、公益法人改革の移行期間満了日である25年11月末までに、府の法人に対する単年度貸付を解消し、解散

【堺泉北埠頭(株)】(都市整備部)

【プログラム案での方向性】

- 存続
 - ・国庫補助制度の利用による事業費の抑制
 - ・使用料の引上げや配当アップなど府への収益還元を行う

【経過／現状／課題】

- ・使用料の引上げは実施済
- ・株主への配当アップは実施済
- ・(埠頭)従来の中古車保管ヤードを中古建設機械輸出事業者に新規貸付するなど、大部分を貸付中
- ・(青果)輸入青果物取扱量の確保に努めながら、青果物以外の集荷に努めているところ
- ・法人の存続理由のひとつとなった国庫補助制度が21年度に改正された

【本プランでの方向性】

- 存続
 - ・国の動きもにらみながら、港湾行政の将来像を見据え、法人のあり方を再検討

出資法人が出資等をする法人(いわゆる孫法人)の点検

○出資法人が出資等を行っている法人(いわゆる孫法人)は、9法人あります。[* 府も出資している法人1法人を含む。]

○孫法人が府や出資法人の事業の一翼を担っている場合などには、孫法人の状況も点検しておく必要があります。

今後、出資法人の孫法人に対する関与の状況等を踏まえながら、出資法人を通じて、以下の観点から定期的に点検していきます。

- ① 孫法人の必要性
- ② 出資法人から孫法人への委託の必要性
- ③ 孫法人に関する透明性の確保 等

【法人の概要】

法人名(孫法人名)	出資元の出資法人名	出資額(出資比率)	主要事業
(株)北部冷蔵サービスセンター	(株)大阪府食品流通センター	7,000千円(35.0%)	・府中央卸売市場の冷蔵庫業務 ((株)大阪府食品流通センターの冷蔵庫部門を分離して設立)
大阪モノレールサービス(株)	大阪高速鉄道(株)	8,000千円(40.0%)	・駅業務及びコンビニエンスストア等の運営 ・モノレール施設、付帯設備、駅務機器等の保守・管理 等
泉北鉄道サービス(株)	大阪府都市開発(株)	10,000千円(100%)	・定期乗車券発売業務 ・駅舎等施設の維持管理業務 等
泉鉄産業(株)	大阪府都市開発(株)	3,000千円(30.0%)	・泉北高速鉄道内の店舗管理 ・各駅の売店、コンビニエンスストア等の経営 等
りんくう国際物流(株)	大阪府都市開発(株)	1,745,000千円(34.2%) [* 1,125,000千円(22.1%)府出資]	・「りんくう国際物流センター」の管理
(株)パンジョ	大阪府都市開発(株)	291,500千円(48.6%)	・泉北ニュータウン泉ヶ丘地区センターの中核施設であるショッピングセンター「パンジョ」の運営 ・健康維持増進のための体育施設の設置、経営並びに管理 等
大阪りんくうホテル(株)	大阪府都市開発(株)	900,000千円(90.0%)	・「全日空ゲートタワーホテル大阪」の運営
(株)大阪住宅公社サービス	大阪府住宅供給公社	80,000千円(80.0%)	・新金岡駅前の商業施設「しんかなCITY」の施設管理 ・特定優良賃貸住宅管理業務 等
千里北センター(株)	(財)大阪府タウン管理財団	1,225,000千円(49.0%)	・千里北地区センターにおける商業施設「ディオス北千里」、駐車場等の管理運営

【地方独立行政法人制度の導入】

大阪府では、質の高い行政サービスを柔軟かつ効率的、効果的に行うとともに、透明性ある組織運営を確保するため、地方独立行政法人化を積極的にすすめています。

(参考)地方独立行政法人とは

行政組織から分離独立させた方が、組織としての独自性や事業効果・運営の効率性を発揮できる部門を法人化するもの
自主性の発揮、目標管理型の組織運営(評価システム)により、質の高い行政サービスを効率的、効果的に提供できる

【府立大学・府立病院機構】

■これまでの実績

- 公立大学法人大阪府立大学(平成17年度設立)
 - ・理事長のリーダーシップの発揮、施設整備
 - ・目標を大幅に上回る外部研究資金の獲得
 - H21目標:法人化前の30%増(20億円)⇒実績:186%増(44億円)
- 地方独立行政法人府立病院機構(平成18年度設立)
 - ・5病院による運営メリット発揮、診療機能強化、患者満足度の向上
 - ・経営改善により不良債務を縮減
 - 目標:設立時の65.7億円を平成22年度に解消⇒H21末:2.5億円

■今後の取組み

- 第1期の実績を踏まえ、平成23年度からの次期中期計画に取り組む。
- 府立大学
 - 「選択と集中」による大学改革
 - ・4学域体制 ・社会をリードする高度な人材養成 ・地域貢献の強化 ・経営改革
- 府立病院機構
 - ・高度専門医療の提供、患者・府民の満足度向上、安定的な病院経営の確立
 - ・病院の建替え、施設改修、機器更新などを計画的に推進
 - ・組織マネジメントの強化(プロパー化の推進、非公務員型への移行検討)

【試験研究機関の独立行政法人化】

	産業技術総合研究所	環境農林水産総合研究所
目的	中小企業の技術支援と大阪産業の競争力強化	豊かな環境と安全な食の創造を支える
業務内容	技術相談・指導、依頼試験、施設・設備の開放、研究活動、人材育成、技術情報提供、技術交流	試験研究、調査分析、技術支援、成果普及 ・環境科学センター:府域の環境の監視・調査・分析、環境情報プラザの設置 ・食とみどり技術センター:農林業および食品産業、自然環境の保全・緑化の試験研究 ・水産技術センター:大阪湾の環境の保全・改善、水産資源の管理・養殖技術の調査・研究 ・水生生物センター:淡水魚などの生態や生息環境の調査研究
職員数	148人(うち研究職122人)(22年4月現在)	164人(うち研究職58人、技術職66人)(22年4月現在)
予算規模	19億円(一般財源ベース15億円)(22年度当初予算)	22億円(一般財源ベース19億円)(22年度当初予算)

■研究所の独立行政法人化のメリット

- 事業者のニーズに自主的・弾力的に対応できる
 - ・技術進歩やニーズに即応した機器整備
 - ・施設利用時間の拡大
 - ・緊急課題への対応 など
- 企業や大学等との人事的交流や研究の受託等の幅が広がるなど

■今後の取組み

産業技術総合研究所、環境農林水産総合研究所については、24年1月までの独立行政法人化をめざします。

(4) 公の施設のさらなる改革

(参照) 調査分析報告書 210ページ

◆ これまで、財政再建プログラム案において、以下の基本的視点によりゼロベースの見直しを行い、それぞれの施設について改革の方向性を明らかにしてきました。

- (1) 今日の意義に照らして必要な施設かどうか点検する。
- (2) 必要な施設であっても府立施設であることが最も有効かを検討し、社会的に有用な資産として最大限有効活用を図る。
- (3) 多額の府費を投入していることから、施設やサービスの廃止も含め、徹底したコスト縮減を図る。

◆ ここでは、以下の観点から、公の施設のさらなる点検を行いました。

- ① プログラム案どおり見直しがすすんでいない、あるいは事情の変化により見直しの方向性に変化があるもの
- ② プログラム案以降に、さらに点検を行った結果、新たな課題が見つかったもの

なお、公の施設のこうした点検の視点や手法等については、府民ニーズや時代の要請により適切に対応した見直しが行われるよう、今後検討をすすめることとしています。

改革効果額(概算) (一般財源ベース)

効果額	平成23年度	平成24年度	平成25年度
主な項目	約5億円	約7億円	約7億円
上方演芸資料館(ワッハ上方)	約2.9億円	約2.9億円	約2.9億円
特許情報センター	約0.2億円	約0.2億円	約0.2億円
箕面通勤寮		約0.3億円	約0.3億円
その他(運営の一層の効率化等)	約1.7億円	約3.6億円	約3.6億円

①プログラム案どおり見直しがすすんでいない、あるいはその後に事情の変化等があった施設

【青少年海洋センター】（政策企画部）

【プログラム案での方向性】

- 管理経費の見直し等により運営を一層効率化

【本プランでの方向性】

- 府費負担が年間約1.3億円と引き続き高コストとなっていることから、以下の点について効率化を図り、府費負担額の一層の縮減に努める。
 - ・効率的な運営による人件費の削減
 - ・施設閑散期における対応（稼働率の向上等）
 - ・舟艇保有数の見直し（利用者ニーズに沿った舟艇の削減と更新）
 - ・海風館との一体運営による経営改善の模索
- 平成22年度中に、これら取組みの具体策を示した上で、次期指定管理者の募集を行う。

【青少年海洋センターファミリー棟（マリンロッジ海風館）】（政策企画部）

【プログラム案での方向性】

- 現状有姿で売却
- 売却できない場合は廃止も含め検討

【本プランでの方向性】

- プログラム案の方針により、引き続き事業撤退を模索しつつ、当面の間は府負担を一切行わない前提で運営を行う。
- その際、青少年海洋センターとの一体運営によりスケールメリットを活用する等、一層の経営努力を行う。

【上方演芸資料館(ワッハ上方)】 (府民文化部)

【プログラム案での方向性】

- 展示機能及び演芸ライブラリー機能のみ存続
- 貸主との契約期間である平成22年度末までに移転

【本プランでの方向性】

- 平成23年度から24年度で目標入館者数40万人の達成状況等を見極め、施設の存続を判断する。

【健康科学センター(ゲンキープ大阪)】 (健康医療部)

【プログラム案での方向性】

- フィットネス・展示施設の廃止
- 健康づくり技法の研究・開発等の対象分野の重点化とあわせて、健康事業も内容・規模を精査

【本プランでの方向性】

- 23年度末に公の施設としては廃止することを前提に、必要な事業の実施方法等の調整を行う。

【府民牧場】 (環境農林水産部)

【プログラム案での方向性】

- 民間企業や酪農業者等による観光牧場としての経営の受け皿探しを検討
- 民営化できない場合は、民間企業の経営ノウハウの導入や地元豊能地域の市町・NPO等との協働、連携を強化するなど、運営を一層効率化

【本プランでの方向性】

- プログラム案の方針である民営化は、受け手がなく断念する。
- 民間等による代替施設が存在することや、かなりの運営費を要していること等から、府民牧場(ふれあい事業・子牛育成事業)については23年中に廃止を含めそのあり方を決める。
- 府民牧場を小中学校候補地にしたいという地元能勢町の意向を受け、地元自治体との連携・支援等の観点から、並行して能勢町との調整に努める。

【弥生文化博物館】（教育委員会）

【プログラム案での方向性】

- 利用者、地域及び地元関係自治体との協働・連携により、博物館を支える仕組みや活用策を検討
- 積極的な館外事業の展開
- 入館料、使用料の見直し
- 上記の取組みの成果を検証し、平成21年度に改めてあり方を検討

【本プランでの方向性】

- 館外事業利用者の平成21年度実績である年間約1.8万人は今後も堅持しつつ、館内利用者増加の取組みを強化する。
- あわせて、地元自治体等との連携をさらに強化し、府費負担の縮減等に努め、少なくとも利用者1人あたりの府費投入額約1,500円／人(近つ飛鳥博物館と同程度)を実現する。
- 22年度中に、これら取組みの状況を見極めた上で、改めてあり方を検討する。

【体育会館】（教育委員会）

【プログラム案での方向性】

- 府のにぎわいづくりの拠点として、「スポーツとにぎわいの殿堂」へ転換
- コスト縮減方策や収入増加策(使用料の見直し、ネーミングライツの導入、プロアマ利用比率の見直し等)を検討し、府への納付金を増額
- 上記の取組みの成果を検証し、21年度に改めて施設目的も含めてあり方を検討

【本プランでの方向性】

- プログラム案の方針である「スポーツとにぎわいの殿堂」へと転換を図る中で、年間100万人規模をめざした取組みを行う。
- 府への納付金のさらなる増額を実現するため以下の取組みを行う。
 - ・料金改正等による増収(3千万円)
 - ・体育会館のインパクトを活用した広告収入等による増収策(6千万円)
- 23年度中に、これら取組みの達成状況を見極めた上で、改めてあり方を検討する。

②プログラム案以降に、さらに点検を行った結果、新たな課題が見つかった施設

【インターネットデータセンター(iDC)】 (総務部)

- 他の事例では民間施設により運営されている当該事業の実態に鑑み、民間移行(売却)あるいは事業継続(指定管理)について、効率性の観点から検討する。
- そのため利用者意向調査や収支シミュレーション等の検証を行い、平成23年度中にあり方を整理する。

【子どもライフサポートセンター】 (福祉部)

- 中学校卒業後のひきこもり・不登校等の状態にある対人関係の苦手な児童に対して入所又は通所による集団生活を通して社会的自立に向けた進路選択を行うことを目的として設置しているが、近年の措置児童数は定員を大幅に下回る状況で推移している(稼働率 入所;60% 通所;36%)。
- 直営(常勤職員29人)の公の施設として、24時間体制で対応しているが、他の府県で同様な体制で実施している例は認められない。
- 今後、他府県の実施状況や体制を踏まえた施策効果等を分析し、23年度中にサービス内容の見直しや他の機関との連携、機能移転など、府として効果的・効率的な対応策を検討する中で、当該施設の抜本的なあり方を検討する。

【介護情報・研修センター】 (福祉部)

- 福祉用具にかかる民間等の情報提供機能の普及等により、22年度中に廃止を含めあり方を検討する。
- 「介護情報・研修センターあり方検討委員会」での検討を踏まえ、センターが実施している業務の整理等を行う。

【稲スポーツセンター】（福祉部）

- 障がい者スポーツ振興策における府の役割を精査し、障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）の抜本的なあり方を検討することにあわせ、稲スポーツセンターについても平成23年度中に抜本的なあり方を検討する。
- なお、合築施設である箕面通勤寮が23年度末に廃止予定であることにも留意する。

【箕面通勤寮】（福祉部）

- 障害者自立支援法の施行に伴い、旧知的障害者福祉法に基づく箕面通勤寮は23年度末で廃止する。
- なお、同施設の活用については合築施設である稲スポーツセンターのあり方検討とあわせて整理する。

【障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）】（福祉部）

- 地元自治体で同種の施設の設置が予定（23年度末竣工予定）されていること等を踏まえ、障がい者スポーツ振興策における府の役割を精査し、23年度中に抜本的な施設のあり方を検討する。

【金剛コロニー】（福祉部）

- 地域生活への移行の受け皿となる拠点施設の整備などの再編整備をすすめ、29年度の民営化をめざす。

【泉州救命救急センター】（健康医療部）

- 府地域医療再生計画において位置づけられている、隣接する市立泉佐野病院との運営一体化に向けて、連携体制や実施プロセス等の検討を行い、25年度までに同病院への移管をめざす。

【中河内救命救急センター】（健康医療部）

○より効率的に運営するため、運営形態のあり方について検討をすすめる。

【特許情報センター】（商工労働部）

○平成22年9月末で閲覧室を閉鎖し、22年度中に施設は廃止する。

【府民の森(ほりご園地)・紀泉わいわい村】（環境農林水産部）

○学校教育への浸透・地元との連携強化、平日の稼働率向上等、更なる利用促進を図り、運営を一層効率化する。

○次期指定管理者の募集(24年度中)までに府費負担の縮減策を具体化する。

【箕面公園・昆虫館】（都市整備部）

○昆虫館については、箕面公園唯一の附属施設であるが、単独施設として経費を算出したところ年間約5千万円(21年度)の府費負担がある。

○展示内容の見直しなどによる大幅な収支改善策や閉館も含め、計画期間中(~25年度)に、施設の抜本的なあり方を検討する。

【服部緑地・都市緑化植物園】（都市整備部）

- 都市緑化植物園については、服部緑地の附属施設であるが単独施設として経費を算出したところ年間約7千万円（平成21年度）の府費負担がある。
- 次期指定管理者の募集(24年度中)までに府費負担の縮減策を具体化する。
- これらの収支改善策・稼働率の向上等の取組みを踏まえ、府営公園の附属施設として必要な施設のあり方については継続して検討する。

【府営公園プール(浜寺公園、久宝寺緑地、住之江公園、枚岡公園)】（都市整備部）

- 府営公園の付属プールについて、単独施設として経費を算出したところ浜寺公園で6.3千万円、久宝寺緑地で2.8千万円、住之江公園で1千万円、枚岡公園で1.2千万円(7・8月の2ヶ月、21年度)の府費負担がある。
- これらプールについては、平成22年度夏に、利用者分布等の広域性、代替施設の状況、学校教育施設におけるプールの整備状況などについて分析・調査を行い、23年度中に閉鎖も含めた抜本的なあり方を検討する。

(5) 主要事業の「将来リスク」の点検

(参照) 調査分析報告書 219ページ

- これまで、大阪府では、平成13年度に公表した「大阪府行財政計画(案)」において、問題を先送りすることなく「負の遺産」として整理することとした旧企業局事業の収束をはじめとする事業の整理・点検を行い、その進捗状況と平成23年度までの10年間に一般会計が負担する見込額を明らかにしてきました。
- ここでは、さらにすすんで、「負の遺産」をはじめ、現時点では収支に見込んでいませんが、今後、新たな財源の支出を伴い、財政収支に大きな影響を及ぼす可能性のある項目と、その影響額について点検を行いました。

◆旧企業局事業

- ・地域整備事業会計(りんくうタウン、阪南スカイタウン)
- ・まちづくり促進事業会計(りんくうタウン、阪南スカイタウン、二色の浜)
- ・箕面北部丘陵整備事業特別会計(箕面森町事業)

◆住宅供給公社

◆土地開発公社

◆道路公社

◆産業基盤整備協会(テクノステージ和泉、津田サイエンスヒルズ)

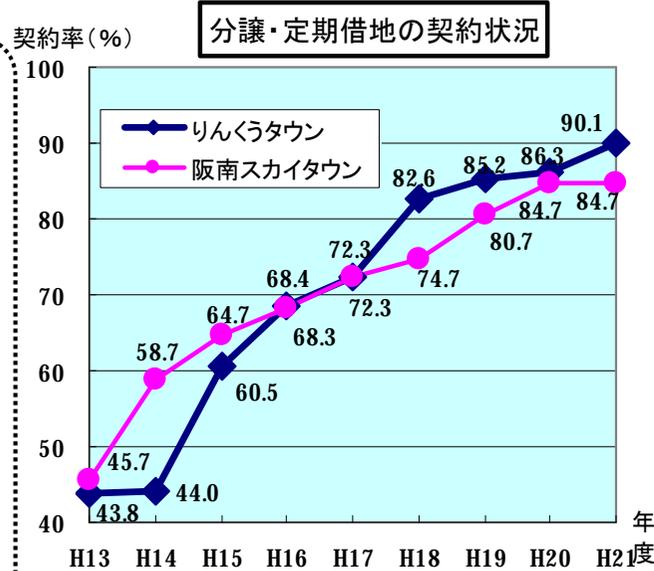
【地域整備事業会計】（りんくうタウン、阪南スカイタウン）
 【まちづくり促進事業会計】（りんくうタウン、阪南スカイタウン、二色の浜）

【地域整備事業会計】
 （りんくうタウン、阪南スカイタウン）

○事業の進捗状況

分譲等の契約率は、企業局事業の収束を決定した平成13年で、りんくうタウン43.8%、阪南スカイタウン45.7%でしたが、15年にまちづくり促進事業会計を設置し、定期借地事業を本格導入して以降、順調に契約がすすみ、22年3月末現在では、それぞれ90.1%、84.7%となっています。

また、護岸工事、埋立工事、道路工事等の各種基盤整備については概ね工事を完了しつつあり、土地造成事業としてのりんくうタウン・阪南スカイタウンは、事業の仕上げの段階にきています。



◆整備状況 (H22.3.31現在)

【りんくうタウン】			
・護岸工事	100%	・埋立工事	100%
・道路工事	100%	・下水道工事	100%
・公園・緑地整備	98%		
【阪南スカイタウン】			
・宅地造成	100%		
・公園・緑地整備	100%		
・道路整備	99%		

【りんくうタウン】 (H22.3.31現在)

	計画面積 (ha)	契約面積 (ha)		
		分譲	定期借地	計
商業業務	28.5	3.6	18.3	21.8 (76.5%)
流通製造加工	15.6	15.4	0.3	15.6 (100%)
住宅関連	7.7	7.1	—	7.1 (92.2%)
空港関連産業	14.3	7.9	3.7	11.6 (81.1%)
工場団地	63.6	32.6	28.0	60.6 (95.3%)
合計	129.7	66.5	50.3	116.8 (90.1%)
公共施設	88.5	84.9	—	84.9 (95.9%)

【阪南スカイタウン】 (H22.3.31現在)

	計画面積 (ha)	契約面積 (ha)		
		分譲	定期借地	計
住宅	38.3	30.4	1.0	31.4 (82.0%)
特定業務施設等	24.9	11.5	4.7	16.3 (65.5%)
公共施設	38.7	38.7	—	38.7 (100%)
合計	101.9	80.6	5.7	86.3 (84.7%)

※ 端数処理のため、各欄の合計と合計欄は一致しない。

○事業収束に伴う地域整備事業会計の廃止

りんくうタウン、阪南スカイタウンのまちづくりは概ね達成したことから、地域整備事業会計は、事業収束にあわせて平成23年度末に廃止し、一般会計へ移行することとしています。

○ ここでは、地域整備事業会計は23年度で廃止しますが、仮に同事業会計を存続することとした場合（一般会計が受ける影響）の累積収支の見通しを試算します。

○ 22年5月31日時点での未処分地を23年度末までにすべて売却した場合、分譲収入22億円、まちづくり促進事業会計移管収入301億円が、地域整備事業会計に入ります。その結果、残資産として、現金預金（434億円）、24年度以降に売却予定の用地(30億円)、一般会計や関空特会への貸付金債権（約140億円）、財団統合による財産活用(約150億円)等を一般会計が承継します。一方、地域整備事業会計の起債の残り（518億円：23年度末時点）も一般会計が引き継ぎますが、最終的な収支差は、約167億円の黒字となります。

○ しかしながら、今後、未処分地（323億円：うち定借予定分301億円）を全く売却できなかった場合、一般会計に引き継ぐ現金預金が減少することから、一般会計が負担せざるを得ない金額は約156億円となります。

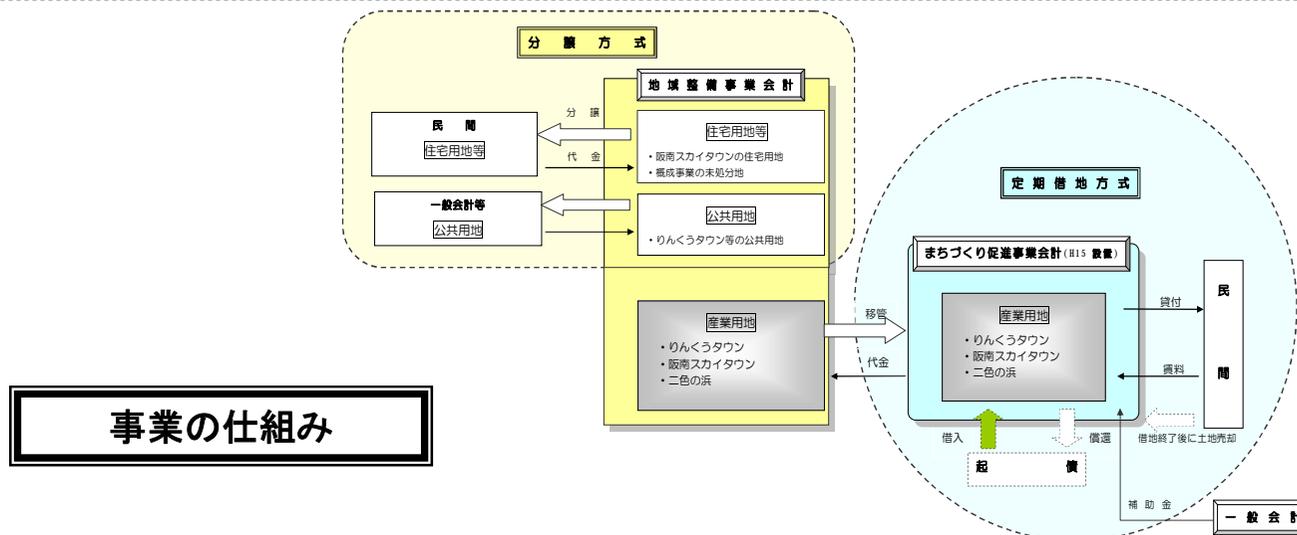
⇒ このため、現在、23年度までの未処分地の売却に全力をあげているところです。
また、移行に伴い、一般会計の起債残高や実質公債費比率に影響する可能性がありますが、適切に対応していきます。一般会計が引き継ぐこととなった場合の未処分地については、まちづくり促進事業会計を活用した定期借地による企業立地を引き続き促進し、順次売却するなど起債償還財源の確保に努め、一般財源投入の圧縮を図ります。

【まちづくり促進事業会計】

(りんくうタウン、阪南スカイタウン、二色の浜)

○設置の経過

まちづくり促進事業会計は、計画どおりに分譲がすすまないりんくうタウン等の産業用地について、企業ニーズの変化を踏まえ、定期借地事業を本格的に導入することとし、政策的に企業誘致を促進し、まちの早期立上げを実現するため、平成15年に設置したものです。



○この事業は、起債の発行により資金調達を行い用地取得し、その償還は貸付期間(20年間)終了後に事業用地の売却収入を充てることにより、収支が均衡する事業の仕組みになっており、その売却予定価格は、1,445億円です。

(なおこの中には、前ページで説明した今後売却予定の定期借地予定分301億円が含まれます。)

⇒貸付期間(20年間)終了後の確実な売却のため、調整を図っていく必要があります。

○さらに、現時点での地価は、地域整備事業会計からの移管単価を大幅に下回っているため、平成35年度以降の用地売却時に、地価が復元していなければ、新たな府の財政負担が生じる恐れがあります。なお、売却時まで、地価が復元しないと仮定した場合に生じる損失額は524億円(上記301億円に対する損失額124億円を含む。)と試算しています。

◆売却予定単価と時価との比較 (※時価は相続税路線価(H21.1時点)で概算算定。)

	売却予定単価	※時価		売却予定単価	※時価
りんくう商業ゾーン	360千円/m ²	⇒ 241千円/m ²	りんくうその他ゾーン	70~90千円/m ²	⇒ 51千円/m ²
阪南スカイタウン	82千円/m ²	⇒ 37千円/m ²	二色の浜	50千円/m ²	⇒ 35千円/m ²

【箕面北部丘陵整備事業特別会計】 （箕面森町（水と緑の健康都市）事業）

○箕面森町事業（事業完了は平成27年度末）については、府が造成する区域を当初の計画よりも縮小し、府費負担額は605億円以内とすることにしています。

第一区域について

- 財政再建プログラム案で「引き続き事業の完成をめざす」とした第一区域においては、保留地である住宅地583区画のうち、22年4月末現在、PFI事業者により241区画の販売が行われており、153区画が契約済みとなっています。
- 住宅地については、今後、年間約60～80区画の販売を見込んでいますが、計画どおりの契約を達成するために、22年10月から販売形態を見直し、複数社のハウスメーカーの参画等により、27年度までに事業完了できるよう販売に努めます。
- 22年度以降の保留地販売収入額は、104億円を見込んでいますが、仮に27年度末までに、計画どおり販売できず保留地が残るような事態となった場合、府費負担への影響が懸念されます。府費負担の限度額である605億円を堅持するため、事業費の縮減策を講じていく必要があります。



◆各区域の現状とすすめ方

区 域				現状(H22.4.30時点)	今後(22年度以降残工事費:約191億円)
第1区域	宅地 1183区画	仮換地 600区画	完成宅地400区画 粗造成200区画	383区画で使用収益開始 H20年度実施設計済	残区画を順次使用収益開始 完成宅地化後使用収益開始
		保留地 583区画	完成宅地 383区画	PFI支援 283区画	H19.10～:241区画販売 内、153区画契約済み
	粗造成200区画		PFI以外 300区画	H20年度実施設計済	H22.10～ 分譲予定 完成宅地化後分譲予定 ～H28.3
	保留地2.4ha(施設誘致等)	造成完了		H22年度公募予定	
	保留地8.6ha(施設誘致等)	粗造成		民間地権者の造成に合わせて完成化	
	仮換地3.0ha				
	その他保留地(地区C等)	造成完了		H27年度末までに販売	
第2区域	大規模地権者仮換地		民間地権者により一部開発工事施工中	・H21.12 着工 ・H24年春に分譲開始予定。	
第3区域	府住宅供給公社他仮換地			新名神箕面IC近傍を活かした施設誘致を予定。	
	保留地(施設誘致)			H22年度から、新名神の建設残土受け入れによる粗造成予定。 H24年度末に整備実施の判断(整備費約88億円)	

第三区域について

- 第三区域については、施設誘致地区に位置づけており、現在、新名神高速道路の残土受入等について、西日本高速道路(株)と調整中であり、今年度から残土受入を行います。
- 第三区域の基盤整備工事着手については、財政再建プログラム案において、「粗造成の概成が見込まれる平成24年度末に基盤整備工事の実施について判断」することとしています。
- 今後、残土受入れによる粗造成の状況や、新名神高速道路の工事進捗状況によっては、24年度末での事業実施の判断が難しいことも考えられますが、27年度末の事業完了が遅れることとなれば、その分年間約2億円もの事務費や保留地未処分に対する金利の負担が生じることに加え、関係地権者や保留地購入者が予定どおりに土地登記ができなくなるなどの新たな課題も出てきます。
- 仮に、24年度末に工事を実施しない判断を行った場合、国庫補助金(7億円)と保留地処分金(33億円)の収入が見込めなくなることに加えて、無接道の土地への補償が必要となる可能性があります。予定していた基盤整備工事(※)の88億円は不要となります。
- また、24年度末に工事を実施すると判断をした場合、施設誘致として保留地販売を計画しており、33億円の収入を見込んでいます。これが、仮に27年度末までに、計画どおり販売できず保留地が残るような事態となった場合、府費負担への影響が懸念されます。府費負担の限度額である605億円を堅持するため、事業費の縮減策を講じていく必要があります。
- 以上のことを勘案し、第三区域の基盤整備工事の実施については、新名神高速道路の進捗状況を踏まえ、施設立地計画及び保留地等の処分可能性・採算性等を十分に精査し、24年度末に判断を行う必要があります。

(※) この工事には、第三区域内の止々呂美吉川線の整備も含まれています。なお、24年度末に工事を実施しない判断を行った場合、道路事業として一般会計の負担により整備を予定している区域外部分(府費負担約32億円)についても不要となります。

【大阪府住宅供給公社】

○経営改善の方向性

・財務の健全化

府及び金融機関からの借入金あわせて1,900億円程度の債務を抱えていることから、平成20年6月に「自立化に向けた10年の取り組み」を策定し、29年度末に借入金残高を1,500億円以下まで縮減することを目標にしています。

○今後の取組み

家賃収入、建替事業に伴う再生地処分益の確保などの経営改善を引き続き推進します。また、公社債の発行など安定的かつ低利な資金調達にも取り組み、さらなる収支改善に努めます。

今後とも、入居率の変動や社会経済情勢の変化に伴う借入金利の動向などを注視しつつ、安定的な運営に取り組んでいく必要があります。

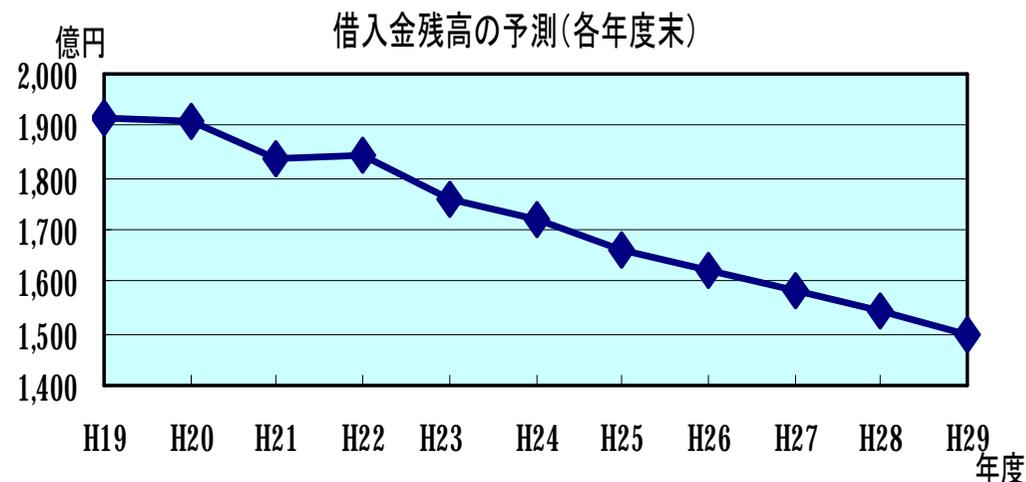
借入金残高の推移

(単位: 億円)

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
予測	1915	1909	1840	1842	1760	1719	1661	1621	1583	1542	1498
実績	1915	1924	1826								

※予測および21年度以降の実績は、実質借入金残高
(借入金残高から現金預金を差引いた額)

賃貸事業等の収益や再生地処分益を主な原資として、借入金の返済を行っていく予定です。再生地処分は平成25年度で終了しますが、借上特優賃住宅の管理期間が25年度から段階的に終了を迎え、経費支出が減少する見込みです。
なお、22年度は建替事業の竣工に伴う新たな借入金が増加することから予測値が上昇する見込みとなっています。



【大阪府土地開発公社】

○これまでの取組み

・長期保有資産の計画的処分

先行取得した長期保有資産(5年以上)を計画的に解消するため、長期保有資産解消計画に基づき、長期保有資産の縮減と公社経営の健全化に努めています。

・未利用代替地の解消

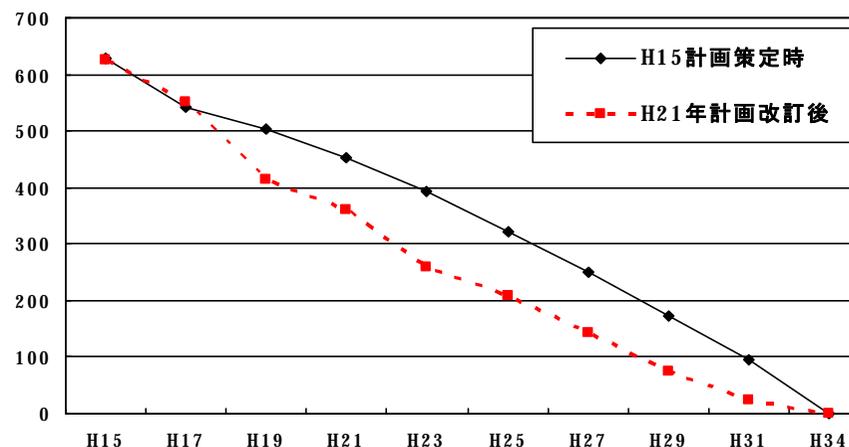
未利用代替地の地価下落に伴う含み損を、府からの補助金により計画的に処理しています。
残存資産については、平成22年3月末現在では、49.7億円まで減少しており、23年度末までの解消に努めます。この処理にかかる代替地差損処理補助金は38億円が見込まれます。

○今後の取組み

- ・長期保有資産については、引き続き解消計画に沿った縮減に努めます。
- ・未利用代替地の残存資産(りんくう事業用地、土砂採取跡地等)については、用途制限の緩和や不動産業者の販売網の活用など、さらなる販売努力を行っていきます。

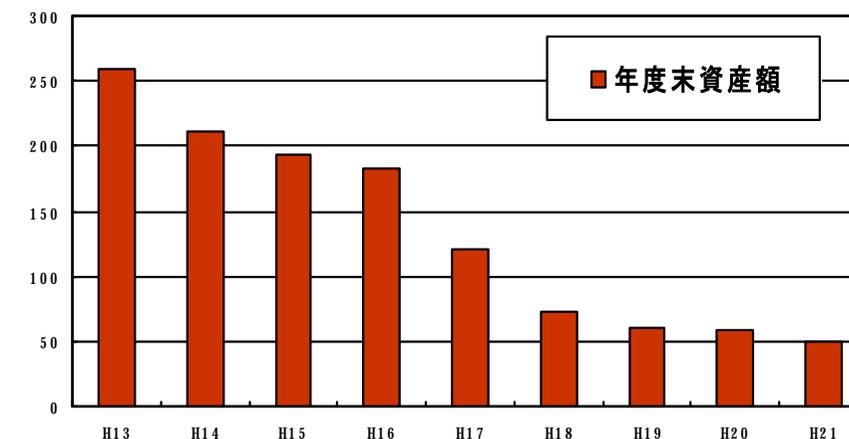
長期保有資産解消計画

単位:億円



未利用代替地の推移

単位:億円



【大阪府道路公社】

○取組み状況

- ・ 公社経営の改善を図るため、歳出削減に向けた取組み
- ・ 増収を図るために、利用促進に向けた取組み
- ・ 健全運営を図るための有料道路制度の改善に向けた取組み
- ・ それらを包括した健全化計画を22年度中に策定します。

○今後の課題

昨今の社会情勢変化に伴う利用交通の低迷などから、有料道路事業許可取得時の予測交通量に満たない路線が存在します。このような状況が継続した場合、料金徴収期間の完了時に、建設債務の償還財源に府出資金のすべてを充当したとしても、最大で約150億円の不足が生じるおそれがあります。

このため、公社路線を含めた都市圏高速道路等の一体的運営構想など、効率的な運営方策の実現に取り組みつつ、料金徴収期間の延長などの改善策を講じ、より一層の経営改善に努めます。

各路線の概要

路線名	鳥飼 仁和寺	堺泉北	第二阪奈	南阪奈	箕面
延長	0.7km	4.7km	13.4km	4.6km	6.8km
供用年月日	S62.2	H3.3	H9.4	H16.3	H19.5
料金徴収 期間	30年	40年	30年	40年	40年
建設費	102億円	208億円	1,237億円 (大阪府分)	647億円	500億円
内出資金	20億円	66億円	423億円	227億円	175億円
H21交通量 (台/日)	11,811	40,534	35,056	21,945	4,402
H21料金収入 (百万円)	386	1,521	4,690 (大阪府分)	1,546	699
料金徴収期間 終了時点での 収支	△55億円	74億円	△376億円 (大阪府分)	△427億円	△276億円

道路公社事業に係る借入金残高 (百万円)

	H17	H18	H19	H20	H21
借入金残高	126,763	125,002	123,946	118,778	113,748
返済済み額	59,047	68,000	78,150	88,261	98,410

【(財)大阪府産業基盤整備協会(テクノステージ和泉、津田サイエンスヒルズ)】

○現状と課題

テクノステージ和泉などの産業団地の造成及び管理などを実施している(財)大阪府産業基盤整備協会は、分譲用地の取得等に要した費用を府から借入れ、土地賃貸事業等の収入(約5億円/年)で計画的に返済しており、平成48年度末に完済する予定です。(下表「返済計画」のとおり)

しかし、21年6月の総務省指針などを受け、府は、これまで同法人に実施してきた「反復・継続的な単年度貸付」の手法を是正する必要があります。

このため、同法人への貸付金の早期回収に向けた方策を検討中ですが、法人が保有する賃貸用地は、売却予定価格と実勢価格に乖離があるため、仮に、直ちに全部売却処分しても、府の貸付金は全額回収できない可能性が高い状況にあります。

○今後の取組み

- ・協会については、公益法人改革の移行期間満了日である25年11月末までに、府の法人に対する単年度貸付を解消し、解散します。
- ・その際には、府の損失を最小に抑えるための取組みも検討していきます。
- ・あわせて、賃貸事業用地については、賃貸企業への売却や府による事業継承を検討するなど、賃貸企業の継続的かつ安定した操業環境の確保にも努めます。

法人の主要事業の収支状況(H22.3決算ベース)

(単位:百万円)

テクノステージ和泉(37社)	土地賃貸事業収入	538
	維持管理費(固定資産税等)	155
	収支	383
津田サイエンスヒルズ(2社)	土地賃貸事業収入	36
	維持管理費(固定資産税等)	27
	収支	9
商工会館(22団体)	賃貸事務所・会議室収入	244
	維持管理費	117
	収支	127
その他事業	収支	30
合 計		549

借入金返済	
元 本	利息(0.5%)
475百万円	74百万円

法人の借入金の返済計画(H22.4現在)

(単位:百万円)

年度	借入金残高	元金償還額	備考
22	13,972	479	三セク等改革推進期間
23	13,492	482	
24	13,010	484	
25	12,525	486	
30	10,066	499	
35	7,545	511	
40	4,960	524	
45	2,309	538	
48	203	203	借入金完済

府の将来リスク

=

法人解散時の貸付金残高

※法人資産の売却が進まなかった場合は、府の将来リスクは最大で約140億円



2. 国への制度提言



(1) 地方財政制度

① 地方交付税への対応

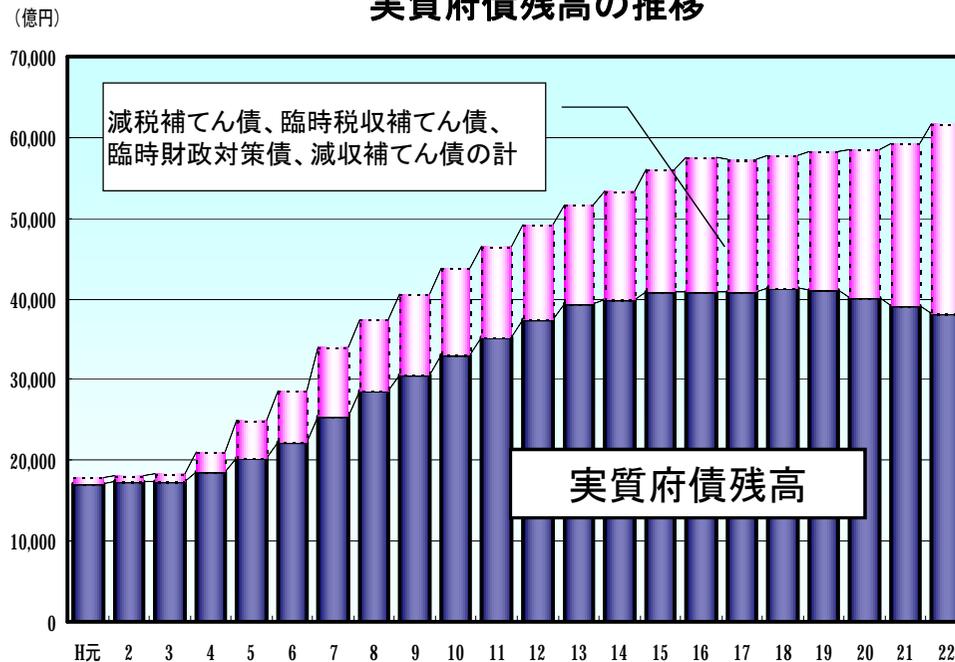
<はじめに>

- ◇ 地方財政制度は、地方財政計画の策定と地方交付税の算定を通じて、国が地方財源を保障するとともに、税源の偏在を調整する仕組みとなっています。
- ◇ 現在の地方交付税制度は、国・地方を通じた巨額の財政収支不足のため、臨時財政対策債に依存したものとなっています。
- ◇ 現行の臨時財政対策債は、過去に発行したものの元利償還金の全額が、新たな臨時財政対策債の発行枠として計上されており、借入金の返済を新たな借入金で賄う制度運用となっていますが、このような後年度への負担先送りから早期に脱却しないと、地方財政制度そのものが破綻してしまいます。
- ◇ そのような問題意識から、調査分析報告書では、地方交付税制度上の課題として、交付税の算定や臨時財政対策債の発行手法について取り上げました。
- ◇ 本項では、直面する課題である臨時財政対策債制度からの脱却のための選択肢として、地方税収の拡充と交付税原資の充実を行った場合について提言します。

府債(臨時財政対策債)の状況

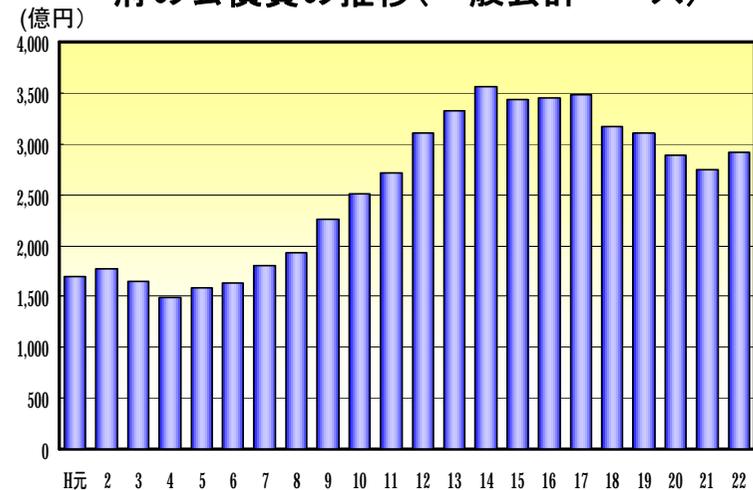
- 府債残高は、国の景気対策に伴う地方債や、国による減税や地方財源の不足への対応のための特別な地方債(減税補てん債、臨時財政対策債等)の発行増などにより、バブル崩壊以降大幅に増加しました。
- 近年は、府自らによる行革努力等により、全会計の府債残高から税や交付税の代替として発行した地方債を除いた「**実質府債残高**」(※)は減少傾向にあるものの、臨時財政対策債等は、今なお増加を続けています。
- これに伴って、このところ低下している公債費は、今後、再び増加に転じる可能性があります。

実質府債残高の推移



(※) 平成21年は最終予算、22年は当初予算ベース

府の公債費の推移(一般会計ベース)

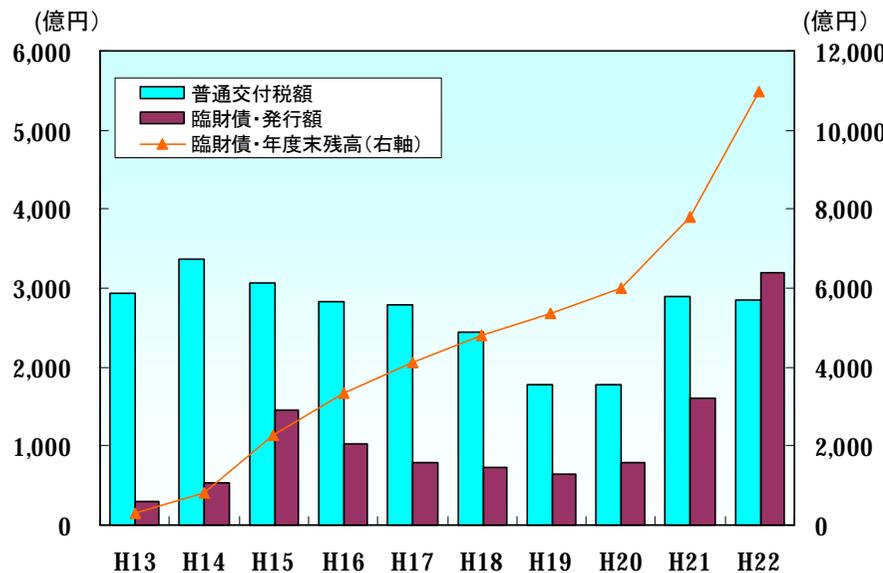


(※) **実質府債残高**

府の独自指標。全会計の府債残高から、臨時財政対策債、減税補てん債、減収補てん債及び臨時税収補てん債の残高を除いたもの。

- 臨時財政対策債の償還に必要な費用は、後年度の基準財政需要額に100%算入されることとなっていますが、府の基準財政需要額(平成21年度)のうち、既に3%弱が臨時財政対策債の償還に要する費用となっており、償還費用は、新たな臨時財政対策債の発行を続ける限り、急激に増加していきます。
- 既に到来した超高齢社会への対応を踏まえると、臨時財政対策債からの脱却の道筋を描くことは、待ったなしの課題といえます。

府の臨時財政対策債の発行額等の推移



(※) 平成21年は最終予算、22年は当初予算額ベース

臨時財政対策債発行可能額(地方財政計画ベース)

(単位:億円)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
	14,488	32,261	58,696	41,905	32,231	29,072	26,300	28,332	51,486	77,069

府の基準財政需要額に占める臨時財政対策債償還費

(単位:億円)

		H17	H18	H19	H20	H21
基準財政需要額 (臨時財政対策債振替前)	A	11,484	12,254	12,240	12,377	12,553
うち公債費		1,320	1,382	1,479	1,519	1,542
うち臨時財政対策債償還費	B	63	108	205	276	323
B/A (%)		0.55	0.88	1.67	2.23	2.57
(参考) 臨時財政対策債振替額		802	722	653	796	1,607

見直し手法の検討

以下、一定の前提条件のもとで、臨時財政対策債脱却のための見直し手法について検討します。

○ 地方税収の拡充

1) 国税から地方税への税源移譲

＜例＞ 現 行： 消費税(4%) + 地方消費税(1%)

見直し後： 全額地方消費税化(5%)

2) 地方税の引き上げ

＜例＞ 地方消費税： 1% ⇒ 4% (+3%)

※ 地方消費税のうち約14%(平成20年度)は東京都の収入となることから、いずれのケースにおいても、地方自治体間の財源調整の手法について検討する必要があります。

前提条件

- 平成22年度の臨時財政対策債7.7兆円を解消するために必要となる税率等を試算。

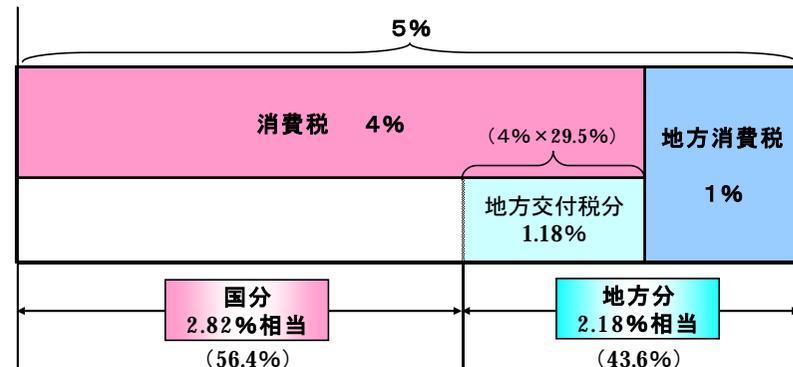
※ なお、実際の地方財源の不足は18.2兆円(うち国と地方の折半ルール対象は10.8兆円)。

- 消費税(地方消費税)1%は、概ね2.4兆円に相当。

- 消費税の29.5%は交付税原資(下記参照)。

《参考》 消費税と地方消費税

消費税5%のうち、地方固有の財源である地方消費税は1%、国税である消費税は4%です。しかし、国税の消費税のうち29.5%は地方交付税の原資となっているため、いわゆる消費税5%のうち2.18%は地方の財源です。(右図参照)



○ 交付税原資の充実

1) 交付税率の引き上げ

＜例＞ 交付税原資となる国税5税の一定率分は9.5兆円。交付税率の引き上げで7.7兆円増額するには、現行の交付税率を一律45%程度引き上げる必要。

改正後の交付税率

所得税・酒税(32% ⇒ **46%**)、法人税(34% ⇒ **49%**)、
消費税(29.5% ⇒ **43%**)、たばこ税(25% ⇒ **36%**)

2) 国税の引き上げ

＜例＞ 国税5税の交付税率は現行のままで、国税の税率引き上げ等で交付税原資を7.7兆円増額するには、各税目の税率を一律80%程度引き上げる必要。

- ・ 消費税 : 4% ⇒ 7% (※ 地方消費税率は1%のままと仮定。)
- ・ 所得税 : 5~40%(6段階) ⇒ 9~72% など

《参考》 主要な税目の国税と地方税、地方交付税の配分

※ 国はH22当初予算、地方はH22地方財政計画ベース

(単位:億円)

国税 126,140		地方税 115,298	
所得税	交付税原資 (32.0%)	個人住民税・個人事業税	
最終的な国の財源 85,775	最終的な地方の財源 155,663		
国税 59,530		地方税 37,124	
法人税	交付税原資 (34.0%)	法人住民税 法人事業税	
最終的な国の財源 39,290	最終的な地方の財源 57,364		
国税 96,380		地方税 24,887	
消費税	交付税原資 (29.5%)	地方消費税	
最終的な国の財源 67,948	最終的な地方の財源 53,319		

(出典)
平成22年度地方交付税のあらまし
(地方交付税制度研究会・編)

提言内容(まとめ)

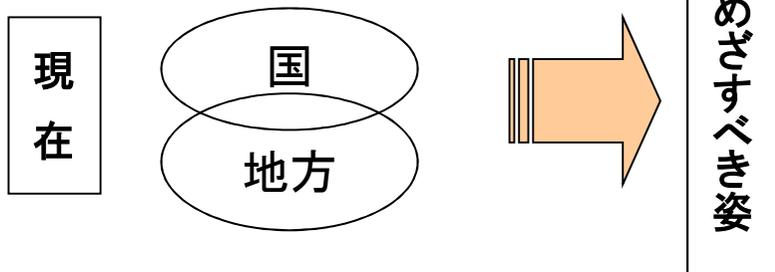
【税源移譲に向けての抜本的な税制改革に着手すべき】

- ◇ 大阪府をはじめ、地方は、これまでも税源移譲や地方交付税の総額確保について国に求めてきました。
- ◇ 平成22年度の地方財政は、18.2兆円の財源不足で、過去最高の額となっています。この財源不足を解消するため、単年度の措置として、国と地方が折半して補てんするルールの適用などにより、地方は、7.7兆円の臨時財政対策債を発行することとしています。
- ◇ 地方においても、歳出の無駄をなくすなどのさらなる改革を行わなければなりません。国も、地方交付税法の趣旨に則り、臨時財政対策債からの早期脱却に向けて、地方税収の拡充や交付税率の引き上げについて、真摯に検討すべきと考えます。

② 国と地方の役割分担を踏まえた権限・財源・責任の明確化

- これまで、国と地方は、社会保障や雇用、教育など様々な分野で重層的に権限・財源・責任を分担し、相互補完しながら制度を運営してきました。しかし、国民の目線からは、国と地方の守備範囲や責任の所在が分かりづらくなっています。
- こうした”曖昧さ”は、行政に対する住民のチェックを疎遠なものとし、国・地方ともにコスト意識を希薄化させる要因ともなっており、厳しい財政状況が続く今日、解消すべき課題として顕在化しています。
- とりわけ、高齢化の進展等に伴い歳出圧力が高まる社会保障の分野は、国が企画・立案して、認定や給付等の事務を地方が担うと同時に、義務的・恒常的な財源負担が生じ、それが地方財政を硬直化させる構造になっています。
- 今後は、本来、対等であるべき国と地方の関係を取り戻し、ともに『自らが決定した施策については、自らで権限・財源・責任を持つ』ことを基本とすべきです。
- こうした問題意識の下、将来的にめざすべき姿としては、国の責任で最低水準を保障する「ナショナル・ミニマム」を適用すべきものと、地方の判断で最適水準を決定すべきもの（「ローカル・オプティマム」）に整理し、**ナショナル・ミニマムについては、国が全額を負担すべき**です。
- なお、具体的に何がナショナル・ミニマムに当たるかは、時代の変遷やめざすべき政府像などによって、様々な考え方が成り立つ概念であり、今後、国民的な合意が形成されるよう、国と地方による検討が望まれます。

【権限・財源・責任が曖昧】



【権限・財源・責任の明確化】

	権限	財源	責任
ナショナル・ミニマム		国	
ローカル・オプティマム		地方	

＜将来的にめざすべき姿 本プランでの考え方＞

	ナショナル・ミニマム	ローカル・オプティマム(地域における最適水準)	
		ナショナル・スタンダード	地方の独自施策
定義	『全国一律の最低限の基準として、国が提供を保障すべきもの』	『国が示す基準を参考にしつつ、地域の実情に即して、地方が内容を決定するもの』	『地方が、地域の実情に即して、独自に内容を決定するもの』
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ◆全ての国民が、必要なときに公平・平等に受けるべき最低限の給付やサービス ◆国は、全国一律に従うべき基準を設定し、これを地方の判断で下げることは不可(裁量なし) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆国は、全国的に提供されるサービスとして、目安となる基準(スタンダード)を提示 ◆地方は、その基準を参考にしつつも変更可(裁量あり) この場合、変更する理由等について、住民への説明責任を負う 	<ul style="list-style-type: none"> ◆国の関与なし ◆地方は、住民ニーズを踏まえて、独自に最適水準を決定し、全ての責任を負う
権限・責任	<ul style="list-style-type: none"> ◆国：制度の企画・立案 ※最低限の基準を維持するための助言・指導等を含む ◆地方：国から委託を受け執行 	<ul style="list-style-type: none"> ◆国：目安となる基準の提示 ◆地方：自らの判断で執行 	<ul style="list-style-type: none"> ◆国：なし ◆地方：自らの判断で執行
財源	◆委託金(国が全額負担)	◆ 地方税(税源移譲) + [財源調整]	

改革後の財源のあり方(提言)

【ナショナル・ミニマムの全額国負担化】

◇ 権限・財源・責任の明確化という観点から、ナショナル・ミニマムにあたる義務的な事務については、国が全額を負担する制度とすべきです。

【ローカル・オプティマムの財源は原則地方税で】

◇ ローカル・オプティマムにあたる、地方の最適水準のための仕事の財源は、原則地方税で賄うべきです。そのためには、税源移譲による地方税の充実が求められます。

◇ なお、税源移譲の対象税目については、偏在性の低い地方消費税を中心に検討すべきと考えます。

【地方交付税は、引き続き地方の必要額を確保】

◇ ナショナル・ミニマムへの国の全額負担制度の導入は、地方交付税の減少に直結させるべきものではありません。ナショナル・ミニマムに関しての国の全額負担後も、十分な税源移譲がなされるまでの間は、以下のような点から、地方固有の財源である地方交付税についてはその必要額を確保していく必要があるものと考えます。

- ① 恒常的な地方財源不足の解消（平成22年の財源不足額は過去最大の18.2兆円）
- ② 今後、さらなる財政需要の発生が見込まれること
 - ・ 臨時財政対策債の償還に要する経費等の累増
 - ・ 老朽化した社会資本への対応(※1) など
- ③ 財政力格差是正の必要性(※2)

(※1) 高度経済成長期に建設された橋りょう等、既存の都市基盤施設の老朽化がすすんでいることから、今後発生する維持管理や更新のための巨額の費用についても、適切に地方財政計画に所要額を計上していく必要があります。

(※2) 一般的には、税源に偏在があるため、税源移譲によって地域間格差は拡大します。

【国と地方の協議による早期具体化】

- ◇ 国は、今般、「地域主権戦略大綱」を策定しましたが、地域主権確立のため、地方税財源の充実確保について、真摯に取り組まれることを求めます。
- ◇ なお、具体的な制度設計については、国と地方の協議の場などで、国・地方が対等の立場で協議・調整しながらすすめるよう求めます。

地域主権戦略大綱(平成22年6月22日閣議決定) [抜粋]

第6 地方税財源の充実確保

2 今後の課題と進め方

地域に必要なサービスを確実に提供できるよう、地方財政の所要の財源を確保することで、住民生活の安心と安全を守るとともに地方経済を支え、地域の活力を回復させていくとの基本理念に立ち、次のとおり、地域主権改革の工程及び平成22年度税制改正大綱の方向性に沿って、地方税財源の充実確保を推進する。

今後、地域主権を確立するためには、国と地方の役割分担の大幅な見直しと併せて、それぞれの担う役割に見合った形へと国・地方間の税財源の配分の在り方を見直す。

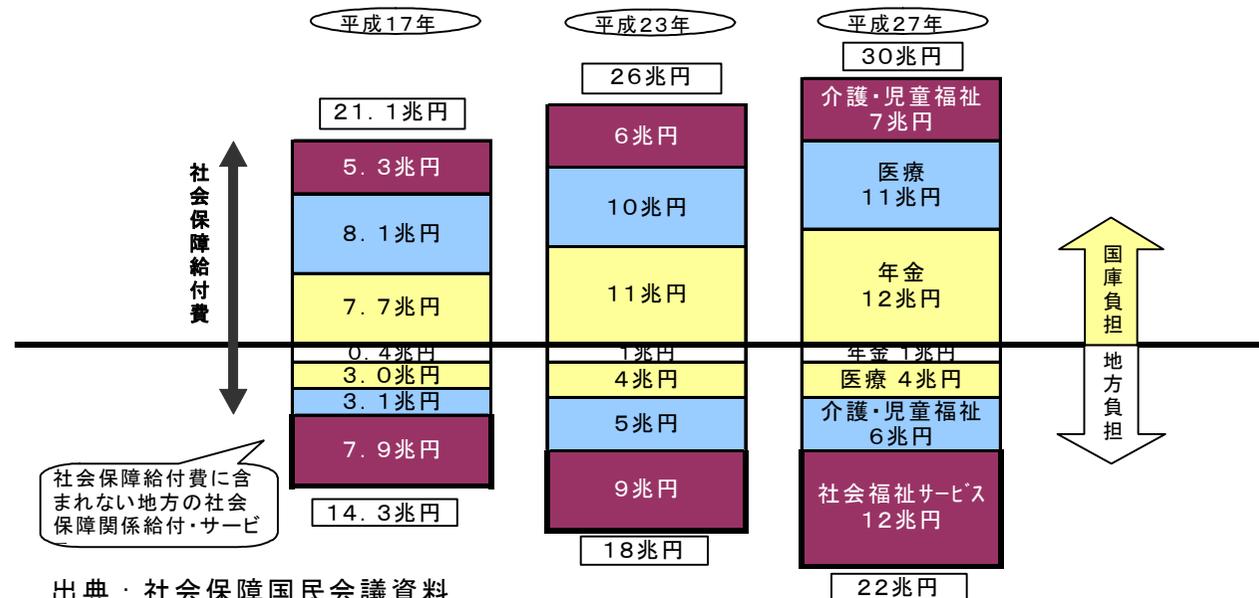
具体的には、地域主権改革を推進し、国の役割を限定して、地方に大幅に事務事業の権限を移譲する。国と地方の役割分担を踏まえるとともに、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方間の税財源の配分の在り方を見直す。社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築する。

(2) 社会保障制度

～ 提言にあたって ～

- 社会保障制度は、国民の暮らしや健康の「セーフティネット」であるとともに、社会経済を支える基盤です。しかし、少子高齢化の進行や税収の低迷と相まって、早晚その負担増により、国も地方もより一層の厳しい財政運営を強いられることが予想されます。
- 国においては、給付と負担の水準など、わが国がめざすべき社会保障像を明らかにし、それを支える財源基盤(税制等)や制度の運用基盤(いわゆる「社会保障カード(仮称)」やデータのオンライン化等)のあり方などについて、国民的な合意形成を図りつつ、検討する必要があります。
- こうした検討にあわせて、社会保障制度を安定的・持続的なものとするため、国・地方の権限・財源・責任を明確化して、必要な見直しを行うべきです。

社会保障関係費の将来推計



出典：社会保障国民会議資料

※ 平成17年度の社会保障給付費は予算ベース。同年度の地方の「社会福祉サービス」は、地方公共団体に対する調査(決算ベース)に基づいて推計。
 ※ 平成19年9月時点の推計。その後の社会保障給付費の対象範囲変更等により、数値に異動が生じている。

I. 本プランで取り上げた社会保障制度の分類

本プランでは、前述の「国と地方の役割分担を踏まえた権限・財源・責任の明確化」を踏まえ、本年4月の報告書において主要分析事業に位置づけた制度について、将来的にめざすべき姿として、下記のとおり分類した。今後、本案を一つのたたき台としつつ、国民的な合意形成に向け、国と地方の協議がなされるよう求める。

	ナショナル・ミニマム	ナショナル・スタンダード
プラン で取り 上げる 制度	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 現金給付(生活保護制度、児童扶養手当) ◆ 医療給付(国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、公費負担医療制度) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 介護保険制度 ◆ 障害者自立支援法に基づく福祉サービス
	<p>【現金給付】 国民の生活保障であり、地方に裁量がないためナショナル・ミニマムと整理</p> <p>【医療給付】 ①患者と医療機関との間でサービスが決定・供給され、自治体が供給をコントロールし難いこと、②事後的に医療費の一部を支払う形態であり、実質は「生存に関わる現金給付」であること、③診療は、自治体の枠を超え、全国どこでも自由に受けられることから、ナショナル・ミニマムとして整理</p>	<p>【介護保険及び障害者自立支援法に基づく福祉サービス】 全国的にあまねく提供されるべきサービスであるが、その供給量や内容については、地域の特性や実情を把握している市町村の責任において決定すべきであることから、ここでは全体をナショナル・スタンダードとして整理</p>

II. 個々の社会保障制度に関する提言について

前述のように、「ナショナル・ミニマムは国が全て責任を持つべき」という将来的にめざすべき姿を提起する一方、個々の社会保障制度に関しては、当面(計画期間3年間)、早急な手立てが必要な低所得者対策や、高齢化の進展等により財政が悪化する中で、制度の持続性を高めるための制度改革を中心として、以下のとおり提言する。

Ⅲ. 国への制度提言(社会保障関係)の実現による府負担軽減額(単年度ベースの試算)

【本プラン計画期間中の実現をめざすもの】

(1) 決算額と基準財政需要額のかい離の是正 約160億円

社会保障関係経費の対比(主要分野別)[H21年度決算見込] (単位:億円)

区 分	基準財政 需要額 (A)	決算見込額 (B)	かい離額 (A-B)
◇生活保護制度	34	37	▲ 3
◇児童扶養手当等	189	182	7
◇国民健康保険制度	674	708	▲ 34
◇後期高齢者医療制度	648	680	▲ 32
◇公費負担医療制度	104	138	▲ 34
◆介護保険制度	664	692	▲ 28
◆障がい者関係	196	234	▲ 38

本プランの計画期間中の負担軽減額
(平成21年度決算見込額ベース)

**約 370億
円**

◇: ナショナル・ミニマムとして整理

◆: ナショナル・スタンダードとして整理

* 公費負担医療制度は、基準財政需要額の算出が可能であり、規模の大きい、次の事業を計上
(自立支援医療(更生、精神通院)、精神措置入院、
難病対策事業)

(2) 具体的な制度提言の実現(現時点で試算可能なもの) 約210億円

〔 ・国保国庫負担金の減額措置の廃止 約 10 億円 ・国保の保険者間調整の強化 約 10億円 〕
〔 ・福祉医療費助成の国制度化 約190億円 〕

【「将来の姿」として実現をめざすもの】

ナショナル・ミニマムの全額国庫負担化による負担軽減額(平成21年度決算見込額ベース)

約 2,000億円-α α: 地方財政上の取扱いが変更された場合に生じる減

[内訳]

〔 ・生活保護制度 約 40億円 ・児童扶養手当 約 4億円 ・国民健康保険制度 約710億円 〕
〔 ・後期高齢者医療制度 約 680億円 ・公費負担医療制度 約340億円 ・児童手当 約180億円 〕
(福祉医療費助成を含む)

※国への提言による府負担軽減額は、法改正等を前提としたものであり、本プランの効果額としては算入しない。

① 生活保護制度

生活保護制度は、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする最後のセーフティネットとしての役割を果たしています。平成16年度には、社会保障審議会専門部会の報告がまとめられ、自立支援のあり方など運用面において見直しを図られてきていますが、抜本的な改革に至っていません。

近年、厳しい雇用情勢が続く中で、雇用のセーフティネットが機能しない就労者の増加は、被保護者の増加の大きな要因になってきています。大阪府の保護率は、全国に比べて約2倍（特に大阪市では約3倍）になるなど非常に高く、生活保護の増大は、府内自治体の財政を圧迫し、制度そのものを疲労させています。

生活保護は、生活を保障するナショナル・ミニマムの典型であり、ライフステージの課題に応じたきめ細かな制度構築について、以下のとおり提言します。

提言内容

◆ 対象者に応じた支援スキームの構築

1. 生活保護の一手手前のボーダーライン層を支援する「第2のセーフティネット」の構築

- ◇ ボーダーライン層が生活保護制度に移行しないよう、期間を限定し、就労支援と生活安定に必要な種類の支援を定額支給する新たな制度を創設すべき。

2. 稼働年齢層と高齢者層を区分した仕組みの構築

① 稼働年齢層（原則15歳以上、65歳未満）を対象とする新たな就労支援制度の導入

- ◇ 稼働年齢層への対策は就労促進が最も重要であり、これを集中的・効果的にするため、就労へのインセンティブを高めるとともに、自立への自助努力を義務づけ、PDCAサイクルにより一定期間ごとに効果を評価して、必要に応じて支援を更新する制度を導入すべき。

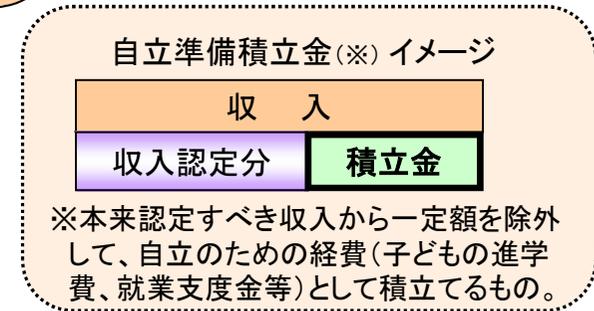
② 高齢者層のための新たな生活保障の仕組みに見直し

- ◇ 経済的自立が困難な高齢者層には、生活保障を主とした生活保障給付（仮称）を導入する。その際には、年金保険料納付のインセンティブともなる年金の加入期間に応じた加算などを検討すべき。

対象者に応じた支援スキーム

※大阪版ハローワーク
国のハローワークの移管を受け、市町村にサテライトを設置。雇用・就労支援と生活・福祉支援を一体的に実施。

人的資源
(ケースワーカー等)
の集中投入



「第2のセーフティネット」
ポーターライン層のための

※大阪版ハローワークと連携等

新たな有期求職者支援
(生活保護への移行予防)

比較的簡易な要件審査

求職者支援給付(仮称)
(毎年申請で最長2年間)
【自立支援、生活・居住給付】

新たな生活保護

稼働年齢層のための自立支援

自立に向けた自助努力を義務づけ

自立支援給付(仮称)
【対象:原則15歳~64歳】
(原則1年間ごとに更新)
■自立準備積立金

義務づけ

求職活動

就職

自立支援プログラム
就労支援、健康管理等

高齢者層のための新たな生活保障

生活保障給付(仮称)
【対象:原則65歳以上の高齢者世帯】

健康管理プログラム

地域ケア
(一般の高齢者福祉)

【現状と課題】

- ◇生活保護からの脱却が困難な高齢者世帯の増加
- ◇単身高齢者世帯の生活保護基準を下回る老齢基礎年金の支給額
- ◇近年の完全失業率の上昇に伴う被保護者に占める稼働年齢層の増加
- ◇生活保護からの早期脱却を促す仕組みの欠如（保護の長期化）
- ◇ライフステージごとに支援を行う上での課題が異なるにも関わらず一元的な仕組み

【年金支給額と生活保護費との比較(21年度)】

○老齢基礎年金（40年加入者）	66,008円
○生活保護費（68歳単身1級地-1）	80,820円
（別途、住宅扶助42,000円、医療・介護の給付あり）	

提言内容

◆ 医療扶助のあり方検討

被保護者に医療の適正な受診意識を高めてもらうとともに、健康管理への意欲を高めてもらうことが重要であるため、利用者への医療費通知の制度化、利用者が医療扶助を受けた場合の一部負担（償還払い）の導入、生活習慣病予防のための健康管理や治療を適切に実施するための「かかりつけ医療機関限定の医療証」の導入の可能性について、専門的に検討すべき。

【現状と課題】

- ◇生活保護受給者の増加に伴う医療扶助費の増加

② 国民健康保険制度

わが国は、国民皆保険の下、世界一の長寿国となりましたが、高齢化の進展や「医療の高度化」などにより、医療給付が増大し、保険財政も厳しい状況が続いています。とりわけ、地方と関わりの深い国民健康保険（以下「国保」という）は、かつては被保険者が自営業者中心であったのに対し、現在は無職者が半数を占め、低所得化もすすむなど、その構造が大きく変容してきています。大阪府においても、全国に比べ低所得者の割合が高く、保険料収納率も低い現状の中、市町村の財政を圧迫しており、ナショナル・ミニマムとしての国民皆保険を堅持していくためには、早急な国の対応が望まれます。

平成15年の閣議決定においては、都道府県単位を軸とした保険運営について検討するとし、現政権マニフェストでは、被用者保険との段階的な統合と地域保険としての一元的な運用をめざすとし、8月20日に開催された高齢者医療制度改革会議においても、後期高齢者医療制度の廃止に伴い、まずは75歳または65歳以上を対象として、将来的には全年齢で都道府県単位の財政運営とすることが検討されています。大阪府としても、「負担の公平」、「給付の平等」、「財政の安定」をめざして、市町村の声も踏まえながら、国保の広域化について、検討していきます。今後の国における国保の広域化に向けた取組みにあたっては、明確なロードマップを示しつつ、地方と十分な協議を行うとともに、以下の項目の実現を図るよう提言します。

提言内容

◆国保の広域化（都道府県単位）の推進

財政基盤の安定、負担の公平化、事務の効率化など、広域化によるスケールメリットを勘案し、国保の広域化の推進に向け、都道府県と市町村の役割分担を明確にした上で、法改正を含めた検討を行うべき。

【現状と課題】

◇国においては、都道府県を単位とした医療保険の再編の検討をすすめている。〈参考資料1〉

市町村国保等の運営の広域化の経過

【平成15年「健康保険法等の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定に基づく基本方針」】

<保険者の再編・統合の基本的考え方>

被用者保険、国保それぞれについて、都道府県単位を軸とした再編・統合を推進

- ・ 保険者の財政基盤の安定
- ・ 保険者としての機能を発揮

【平成18年医療制度改革】

- ・ 市町村国保では、保険財政の広域化の観点から都道府県単位の再保険事業（保険財政共同安定化事業）を創設
- ・ 政管健保（現・協会けんぽ）では、都道府県ごとに地域の医療費を反映した保険料率を設定

【民主党マニフェスト（平成20年）】

「被用者保険と国保を段階的に統合し、将来、地域保険として一元的運用を図る。」

【平成22年度 国民健康保険法一部改正】

（都道府県の役割拡大と権限強化）

都道府県が、保険料の平準化や国保財政の広域化の観点から、次の内容について、

「広域化等支援方針（仮称）」に盛り込み、条例で定めることができる。

- ・ 事業の対象となる医療費の額を30万円以下に引き下げること
- ・ 市町村国保からの拠出金の拠出方法の基準を変更すること

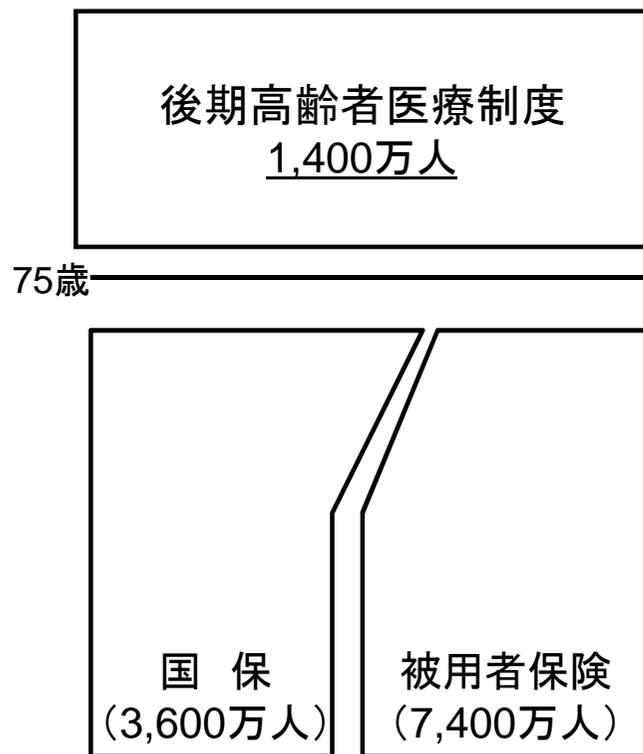
* 厚生労働省 社会保障審議会医療保険部会（平成21年12月4日）参考

国保の広域化について (高齢者医療制度改革会議)

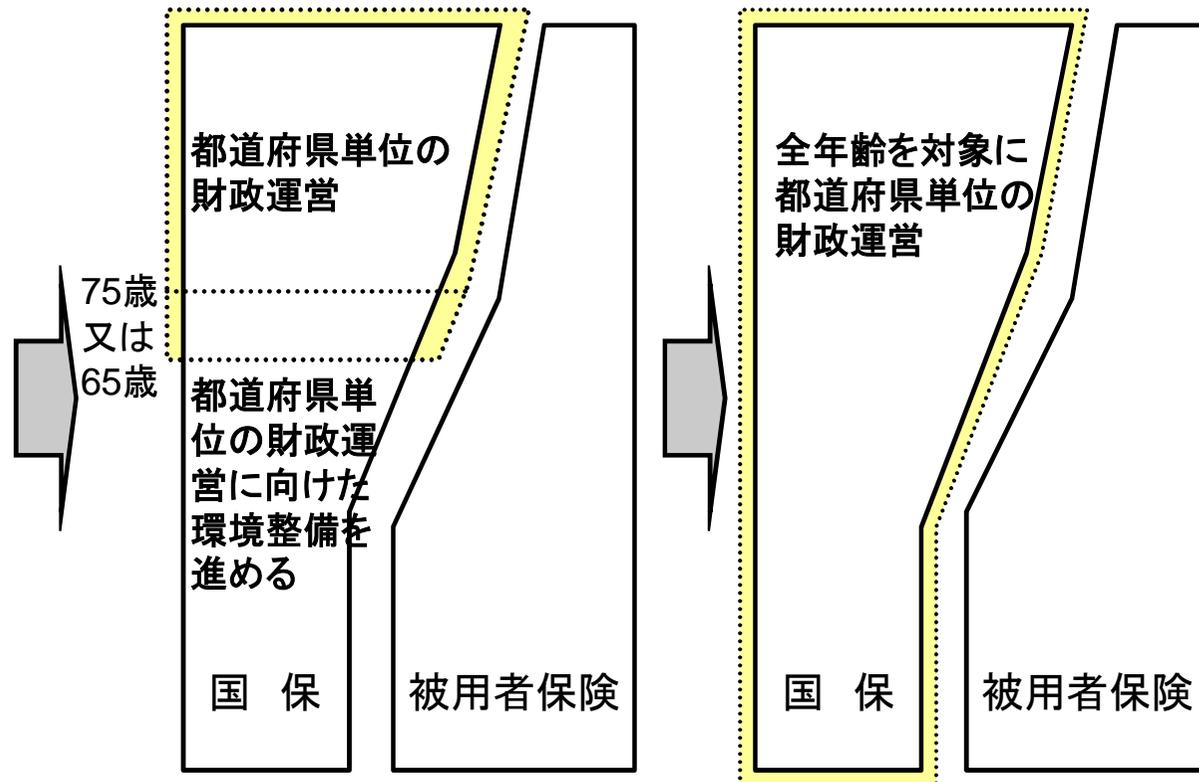
<参考資料1>

- 75歳以上(又は65歳以上)の高齢者医療については、都道府県単位の財政運営
- 都道府県が策定する「広域化等支援方針」に基づき、保険料算定方式の統一など、都道府県単位の財政運営に向けた環境整備を進めた上で、全年齢を対象に都道府県単位化

<現行制度>



<新制度>



*「都道府県単位の財政運営」の主体を具体的にどこにすべきか、引き続き検討

提言内容

◆低所得者対策等の充実

近年の社会経済情勢の変化により、無職者や低所得者、高齢者の加入割合が増加し、他の医療保険に比べて所得に占める保険料負担率が高いため、他の医療保険と同水準となるように、国において必要な財政措置を講じるべき。また、低所得者への対応は全国単位で対応すべき課題であることから「保険基盤安定制度」は国の負担で対応するべき。

【現状と課題】

- ◇国保は、制度発足当時に比べ、自営業者が減り、無職者が増えて、低所得化・高齢化がすすむなど、その構造が大きく変容している。〈参考資料2〉
- ◇国保は、他の医療保険制度と比べると、所得に占める保険料負担率が高い。

国保の課題等(大阪府内)

〈参考資料2〉

○他の医療保険制度との比較 厚生労働省資料より(平成20年度速報値)

	国民健康保険	協会けんぽ	組合健保
加入者平均年齢	49.2歳	36.0歳	33.8歳
1人あたり年間所得	79万円	218万円	293万円
1人あたり年間医療費	28.2万円	14.5万円	12.6万円
1人あたりの年間所得に占める保険料負担率	10.5%	4.1%	3.1%
年齢構成別被保険者割合 (H19年度)	60～64歳	6.4%	5.7%
	65～74歳	13.4%	4.6%

○国保における無職世帯主割合

	昭和62年	平成9年	平成19年
無職世帯主	27.3%	46.0%	55.4%

厚生労働省保険局「国民健康保険実態調査」

○年齢構成別1人あたり年間医療費(全医療保険)(平成19年度)

50～54歳：202千円、55～59歳：253千円、60～64歳：333千円

提言内容

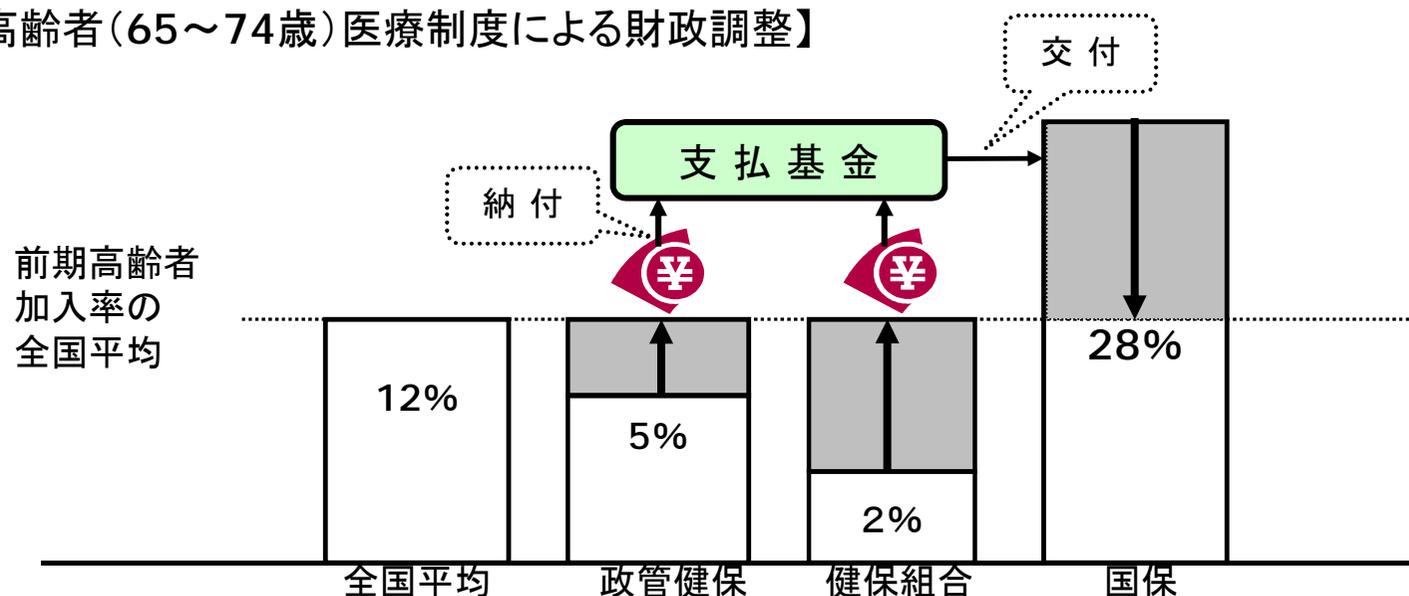
◆保険者間調整の強化

国保は、60歳以上の被保険者の加入割合が高いことから、他の医療保険制度に比べて保険給付費が高いため、現行の前期高齢者（65歳～74歳）の財政調整の対象年齢を60歳まで引き下げることで、保険者間の調整機能を拡充すべき。

【現状と課題】

◇国保は、制度発足当時に比べて自営業者が減り、無職者が増えて低所得化・高齢化がすすむなど、その構造が大きく変容している。（前ページ 参考資料2）

【前期高齢者（65～74歳）医療制度による財政調整】



提言内容

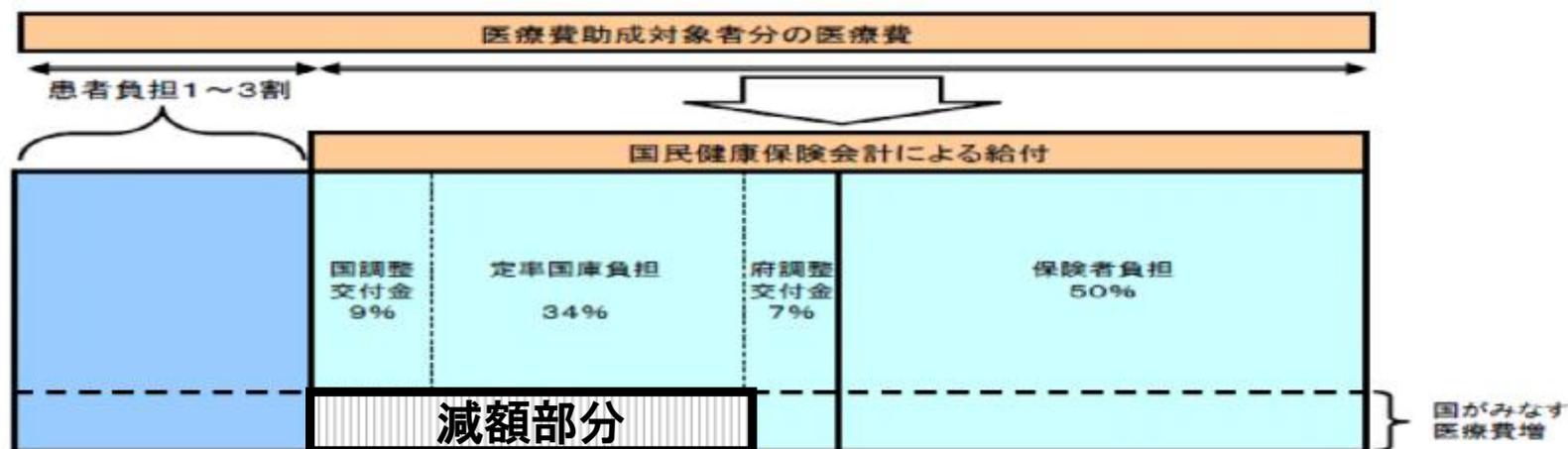
◆国庫負担金の減額措置の廃止

医療費助成制度などの単独事業の実施に伴う、国保への国庫負担金の減額措置については、合理的理由がなく、国が負うべき責務を担っている自治体の努力を阻害するものであり、直ちに廃止するべき。

【現状と課題】

◇地方が単独で行う医療費助成により、医療費が増嵩するとして国が実施している国保への国庫負担金の減額措置(いわゆるペナルティー)は、保険財政を一層厳しくしている。

《国保国庫負担金の減額措置》



全国ベースで約350億円の減額 府全体では約28億円
(平成20年度実績)

提言内容

◆医療費適正化のより一層の推進等

ジェネリック医薬品の一層の普及を図るとともに、日常の健康づくりをはじめ、特定健診・特定保健指導を推進するための関係機関の連携体制を確立し、様々な生活習慣リスクと疾病リスクについてバランスのとれた総合的かつ切れ目のない生活習慣病対策に再構築すべき。

◆レセプト等データの有効活用に向けた方策

国保・被用者保険・高齢者医療制度のレセプト等データの早期オンライン化をすすめるとともに、地域ごとの疾病構造の特徴や受診動向を的確に把握し医療費適正化対策を効果的に推進するため、地域単位での有効活用が図れるよう個人情報保護等に配慮した必要な制度改正を行うべき。

【現状と課題】

- ◇大阪府は、後期高齢者医療費(平成20年度 全国第4位)が高い。(P135「参考資料」参照)
- ◇20年度に国及び都道府県は、「医療費適正化計画」を策定し、健康づくりと平均在院日数の削減に取り組むことで、医療費の伸びの適正化を行うことを目的としている。
- ◇特定健診・特定保健指導の導入に際し、保険者が実施主体となったことにより、市町村が全住民の健康づくりを総合的に推進する体制が取りにくくなった。
- ◇ジェネリック医薬品シェア(20年度)
 - ・数量ベース:17.6%(前年19年度 17.2%)、・金額(薬価)ベース:6.8%(前年19年度 6.2%)

③ 後期高齢者医療制度

本制度は、急増が見込まれる高齢者の医療費について、現役世代と高齢者が共に支えあうため、都道府県単位の広域連合を運営主体として平成20年にスタートしました。

その後、昨年の政権交代に伴い、現制度を廃止して平成25年4月を目途に新制度に移行することとなっています。新制度の内容については、8月20日の高齢者医療制度改革会議において、「中間とりまとめ案」が示されました。ここでは、地域保険は国保に一本化すること、加入する制度を年齢で区分することなく、現役世代と同じ保険に加入すること、運営を都道府県単位とすること、などの方向性が示されました。

しかし、具体的な運営主体、保険料の設定、保険者間調整の仕組み、公費投入のあり方など、重要項目の多くが、引き続き検討とされています。

今後とも、高齢者医療制度には、国による適切な財政調整が必要と考えており、新しい制度に移行にあたっては、当面、以下の項目について求めるとともに、国の検討状況を注視しつつ、適宜、必要な内容を加味していきます。

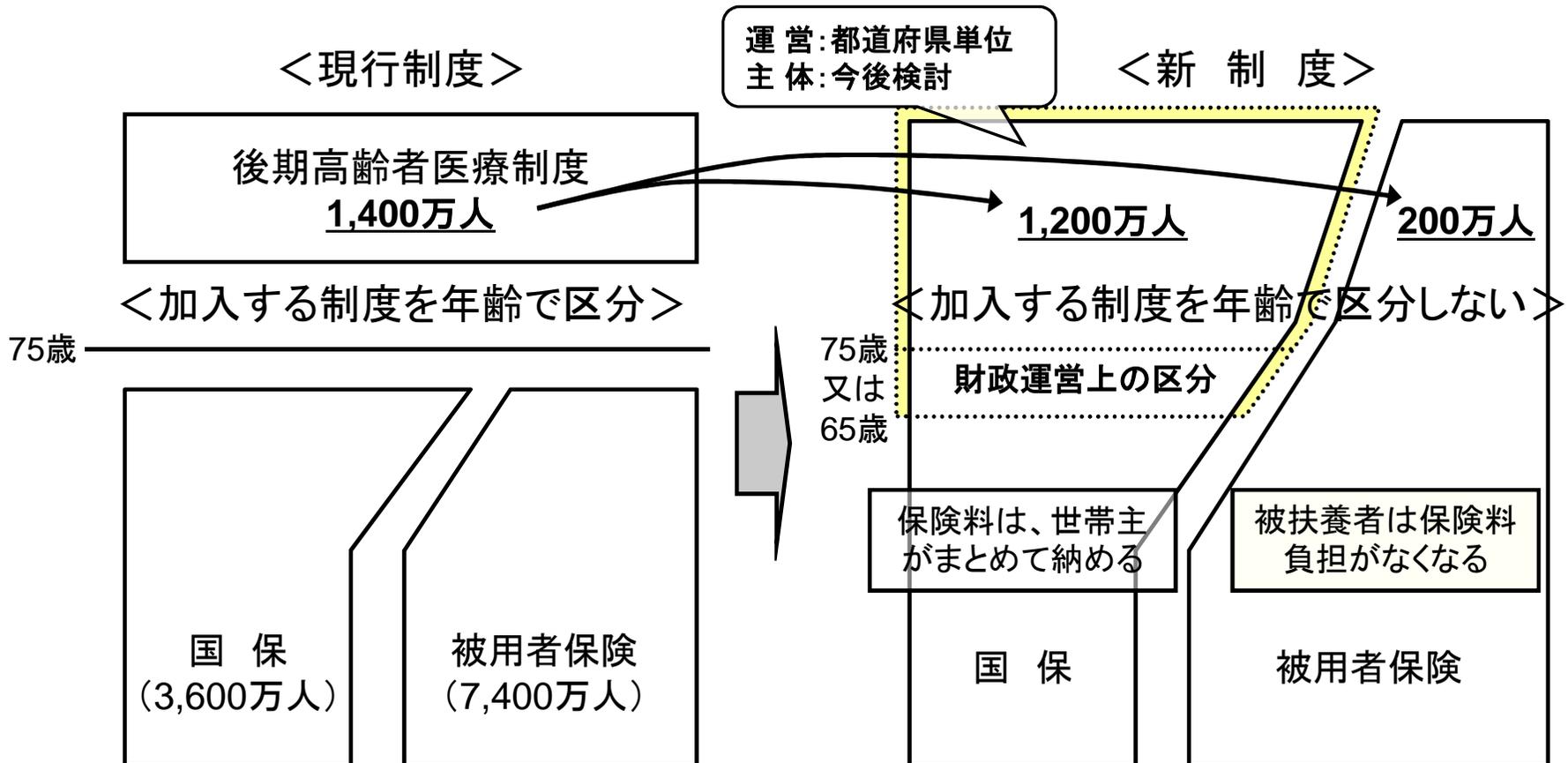
提言内容

◆新しい高齢者医療制度への移行

新たな制度への移行にあたっては、高齢者にとっての適切な負担水準（低所得者への対応含む）、現役世代と高齢者の支え合いや、公費負担及び保険者のあり方、国保財政への影響等を十分勘案し、地方をはじめ関係者と十分協議の上、円滑に実施すべき。

新しい高齢者医療制度の基本的な枠組み

- 加入する制度を年齢で区分することなく、サラリーマンである高齢者の方や被扶養者は被用者保険に、これら以外の地域で生活している方は国保に、それぞれ現役世代と同じ制度に加入。
- 高齢者も現役世代と同じ制度に加入することにより、世帯によっては保険料・高額療養費等の面でメリットが生じる。



【現状と課題】

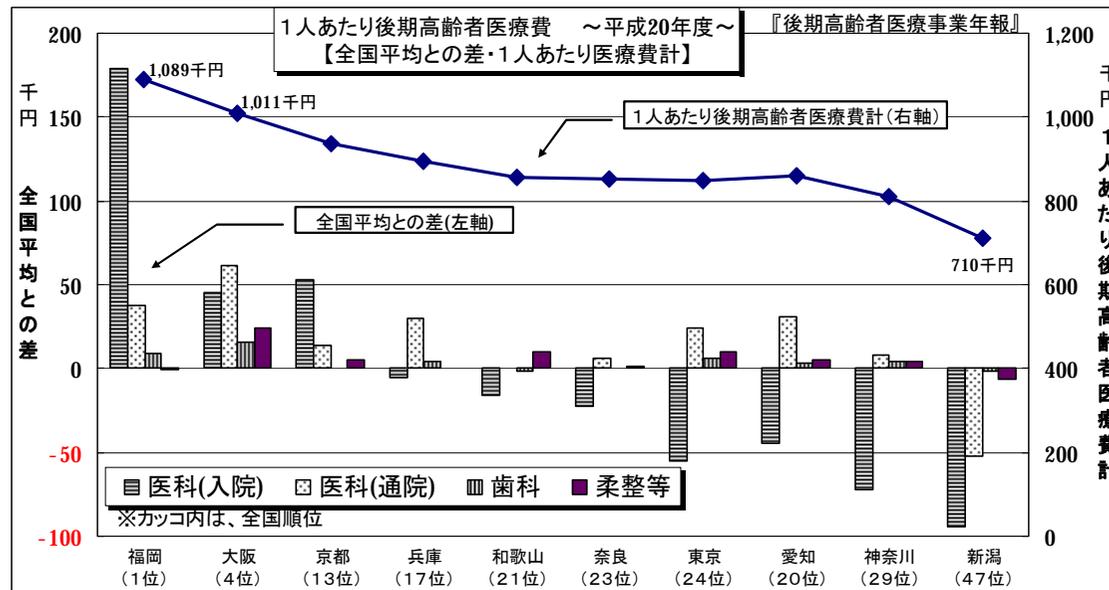
◇後期高齢者医療制度は、現在、国において、廃止を前提に次の視点の下、見直しが検討されている。

- ・地域保険としての一元的運用の第一段階と位置づけ
- ・年齢で、区分するという問題を解消
- ・市町村国保の広域化につなげる 等

◇検討スケジュール予定

- ・平成21年11月 検討会議の設置
- ・平成22年8月 中間取りまとめ
- ・平成22年末 最終取りまとめ
- ・平成23年1月 法案提出
- ・平成25年4月 新しい高齢者医療制度の施行

＜参考資料＞



④ 介護保険制度

本制度は、社会全体で介護を支える仕組みとして創設以来、10年が経過しました。この間、利用者数の急増など広く国民に定着してきましたが、一方で介護費用も急増しています。

今後、認知症や独居高齢者の増加、さらには団塊世代の高齢化など、制度の持続可能性を確保していくことが大きな課題となっており、現行の給付水準を維持すれば、現在7兆円程度の介護費用が、平成37年には19～23兆円になると見込まれています。また、高齢者の介護には、介護保険による給付だけでなく、医療サービスや住民主体の支え合いなど、多様なサービスを有機的に連動させて提供していくことが必要であり、そのためのシステムの構築が重要です。

そのような基本的認識のもと、平成24年度からの新たな介護保険事業支援計画の策定に向けて、制度の中核を担うべき市町村の意向も踏まえ、より持続可能な制度に向けた取組みが必要です。

大阪府では、75歳以上の要介護・支援認定率が全国1位、独居高齢者率が11位であり、低所得者の増加もみられることなどから、引き続き適切な財政調整や保険料のあり方の検討をはじめ、以下に示す項目の実現を図るよう提言します。

提言内容

◆保険料・利用者負担のあり方

◇介護保険料の急激な上昇に対応するため、個人単位の賦課制度の導入や保険料の算定に定額制と定率制を組み合わせるなど、低所得の高齢者が無理なく負担できる仕組みを創設すべき。

◇負担の公平と保険財政の安定を図るため、預金や不動産などの資産の保有状況を保険料の決定に反映する仕組みや被保険者の拡大（例40歳以上→20歳以上）について、早急に検討をすすめるべき。なお、新たな負担を導入する場合には、その必要性について十分周知を図り、国民合意を得るように努めるべき。

◆独居高齢者対策の充実

独居高齢者等の増加が多様な介護ニーズを生んでいることから、国の責任において、調整交付金の算定に独居高齢者の割合を加味するなど、適切な財政調整制度を構築すべき。

◆低所得者対策の充実

社会経済情勢の変化等により増え続ける低所得者への対応は、全国単位で対応すべき課題である。このため、低所得者の負担軽減を法令で明確に位置づけるなど、国の責任で速やかに対応すること。

とりわけ、補足給付（ホテルコスト等助成）は、保険（共助）ではなく公費による低所得者支援（生活保障）の範疇であり、国の責任で対応するべき。

【補足給付】

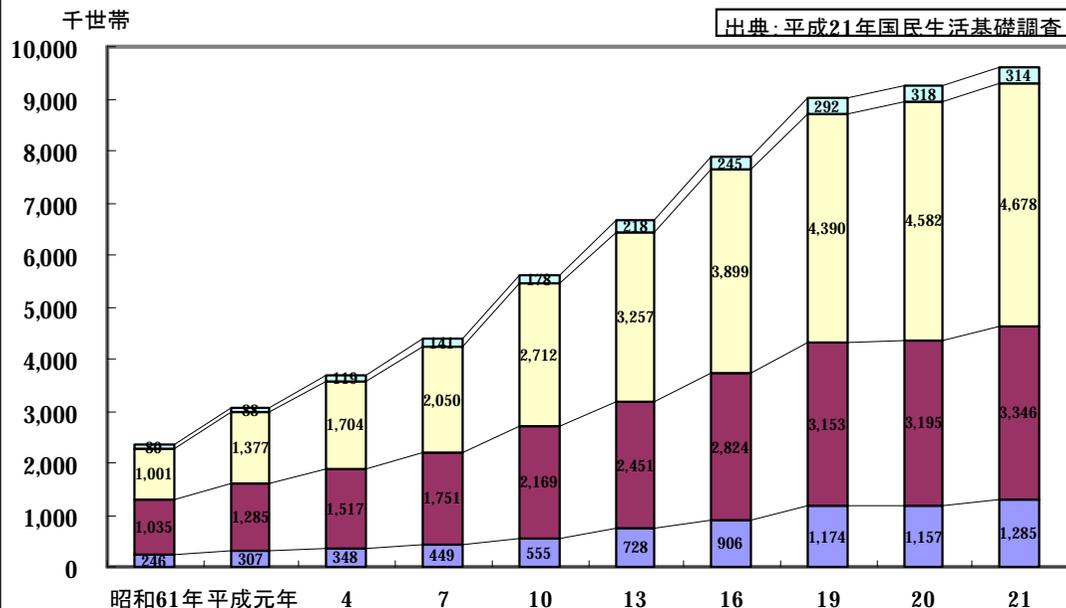
介護保険における施設サービスなどの居住費（部屋代・光熱水費）と食費（食材料費・調理に関わる費用）は、平成17年10月から保険給付の対象外となりました。しかし、所得の低い方については、施設利用が困難とならないよう、所得に応じた負担限度額と基準費用額との差額分が介護保険から給付されます。

【現状及び課題】

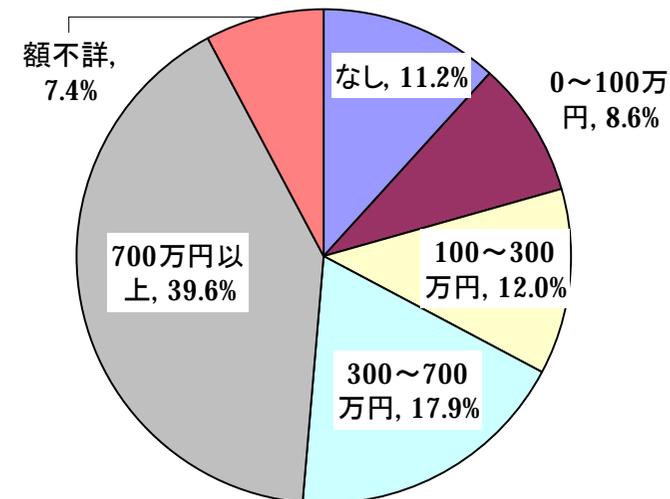
- ◇ 高齢化により、介護給付とともに保険料や公費負担の急増も見込まれ、制度の持続可能性が低下している。
- ◇ とりわけ大都市問題として、独居高齢者の増加（単独世帯数 約460万）や高齢者の貧困（65歳以上貯蓄額 300万円以下 約32%）がすすむことも予想され、低所得者も利用しやすい仕組みに整備することが求められる。

世帯構造別にみた高齢者世帯数の年次推移

■ 単独世帯・男 ■ 単独世帯・女 □ 夫婦のみの世帯 □ その他の世帯



65歳以上世帯の貯蓄額



**第5期介護保険料の
上昇抑制が急務!**

第5期介護保険事業計画(次期)の介護保険料の機械的な計算(試算)

- ・第4期保険料 4,588円 (大阪府内平均)
- ・自然増 610円 (給付費上昇率年4.18%:平成19→20年度の割合)
- ・報酬改定(3%) 76円
- ・処遇改善(1.5万円分) 94円
- ・同(さらに2.5万円分) 159円 ⇒(合計)第5期保険料 **5,527円**

個人単位の保険料賦課制度

〈現行〉

本人及び世帯の市町村民税の課税状況及び本人の所得により区分

対象者		収入	保険料段階	保険料
本人課税	世帯課税			
本人非課税	世帯全員非課税	老齢福祉年金受給者 生活保護受給者	第1段階	基準×0.5
		80万円以下	第2段階	基準×0.5
	世帯に課税者有	第2段階以外	第3段階	基準×0.75
		80万円以下	第4段階	基準×0.9
課税人		80万円以下	第4段階	基準×0.9
		第4段階以外	第5段階	基準
課税人		200万円未満	第6段階	基準×1.25
		200万円以上	第7段階	基準×1.5

※段階数や基準額に対する割合は保険者において柔軟に設定可能

世帯分離などにより適正に保険料負担がなされない場合がある

〈改正案〉

個人単位の賦課

わかり易いしくみとすることで、保険料の負担についての理解が得やすくなる。

(個人の所得に応じて保険料が決まる。世帯は考慮しない)

《例》〈現行〉

〔A世帯の保険料負担（世帯単位で算定）〕



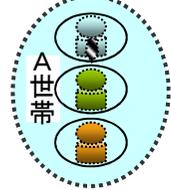
【世帯主】息 子・市民税課税者 ⇒ (40歳未満は被保険者ではない。)

【世帯員】本 人・市民税非課税者 ⇒ 保険料第4～5段階

【世帯員】配偶者・市民税非課税者 ⇒ 保険料第4～5段階

〈改正案〉

〔A世帯の保険料負担（個人単位で算定）〕



【世帯主】息 子・市民税課税者 ⇒ (40歳未満は被保険者ではない。)

【世帯員】本 人・市民税非課税者 ⇒ 個人の所得に応じた額

【世帯員】配偶者・市民税非課税者 ⇒ 個人の所得に応じた額

本人非課税の場合
〈所得が同じ80万円以下でも〉

- ①世帯全員非課税
⇒ 第2段階
(基準額×0.5)
- ②世帯に課税者有
⇒ 第4段階
(基準額×0.9)

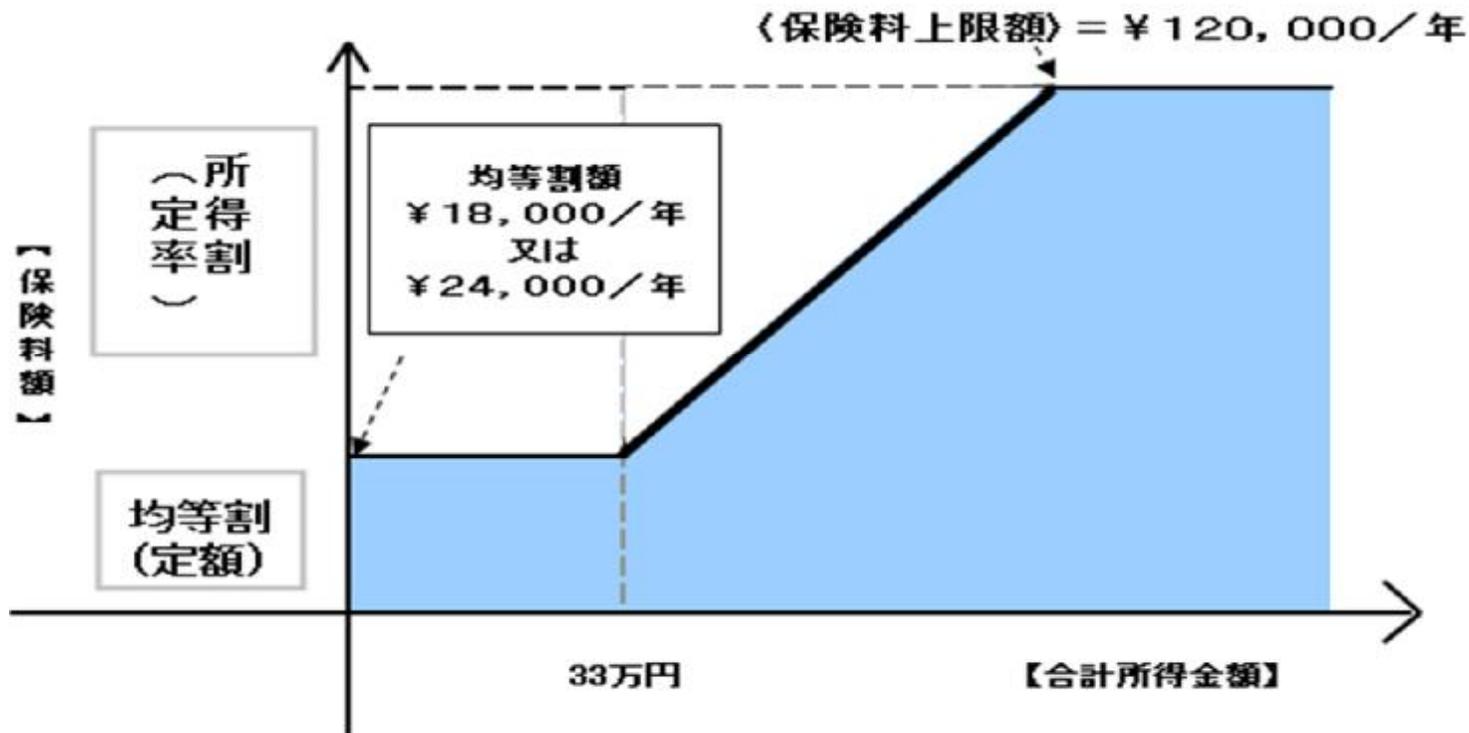
世帯の課税状況に関わらず、
本人の所得に応じて保険料
が決まる

新たな保険料の算定方法(定額制+定率制)

【現行制度の課題】 現行制度は、課税状況(個人及び世帯)・所得に応じた段階制
⇒保険料が変わる境界層では所得の増分に比べ保険料負担が急増
(可処分所得の逆転現象が起こる)
同じ所得でも、世帯に課税者がいれば保険料が増える

【新制度のイメージ】 保険料算定は個人単位。定額(均等割)分と、所得に応じた定率分で構成。
⇒所得に応じ負担が明確化、定額分は低所得者が負担可能な額とし、
定率の上限は現行制度の上限を踏まえて設定

※下記のイメージの金額は試算によるもので、決定したものではない

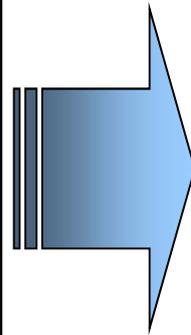


独居高齢者対策の充実

府内の独居高齢者の割合は全国を上回り、今後も増加 ⇒ 孤立を防ぎ、必要な人に必要なサービスを提供する

世帯数の推計 (単位: 万世帯)

平成	20年	27年	37年	42年
府総世帯数A	363	366	355	343
府高齢世帯数B (B/A)	a)109 30%	136 37%	135 38%	b)133 39%
府独居高齢世帯数C (C/A)	c) 39 11%	51 14%	57 16%	d) 59 17%
全国総世帯数D	4,980	5,060	4,984	4,880
全国高齢世帯数E (E/D)	1,483 30%	1,803 36%	1,901 38%	1,903 39%
全国独居高齢世帯数F (F/D)	434 9%	562 11%	673 14%	717 15%



【独居高齢者等の状況と課題】

- 独居高齢者は急増(伸びは高齢世帯の増加を上回る)
b/a=122% < d/c=151%
- 独居高齢者は孤立するおそれ大きい
⇒ 病気や災害の発生時に助けを求めるのが困難
- 公営住宅等では、高齢者世帯が増加
⇒ 地域コミュニティの希薄化が進行、支え合いが困難になっている

～見守りなどセーフティネットの強化に向けて～

社会とのつながりの自助

- ・仕事や趣味を通じたつながりづくり
- ・地域活動を通じたつながりづくり

見守り活動などの互助 (市町村の活動、府が支援)

- ・援護が必要な高齢者の見守り活動(民生委員、校区福祉委員など)
- ・地域で情報を共有する「地域あんしんシステム」の活用
- ・集会所等の公的ストックの活用による「高齢者等の地域ケア推進事業」

福祉施策

孤立防止

介護保険

地域包括支援センターの充実などの共助 (市町村が保険者、国・府が支援)

- ・同センターの機能充実と、人材の確保、休日夜間の緊急体制整備など課題への対応。
- ・同センターの財源保障等地域支援事業のあり方の改善を国へ提言

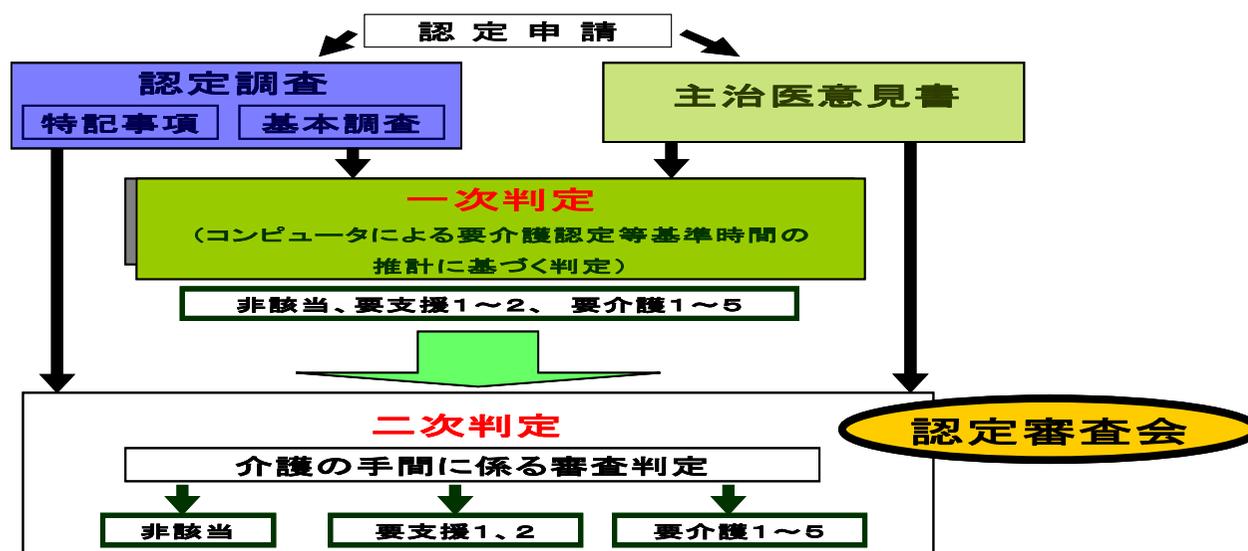
提言内容

◆要介護認定等の事務のあり方

被保険者の負担、保険者の事務や経費の負担等の軽減を図るため、要介護状態区分の見直しや認定の有効期間の延長などによる手続きの簡素化等、要介護認定にかかる手続きの見直しを行うこと。

【現状及び課題】

◇ 要介護認定については、府内で年間約41万件（平成21年）の認定が行われている。有効期間は新規認定は原則6ヶ月、更新認定は原則12ヶ月となっており、重度者で状態に変化がなくとも一定期間ごとに更新の手続きを行い、認定調査を受ける必要があり、被保険者やその家族にとって負担となっているほか、保険者にとっても事務手続きや経費等の負担が大きくなっている。



府内各保険者における要介護認定の現状

【認定件数(平成21年)】

新規 約 10万件
更新 約 28万件
区分変更 約 3万件

【認定有効期間】

新規認定 原則 6ヶ月
更新認定 原則 12ヶ月

※心身の状態によって、3ヶ月から24ヶ月の間で短縮又は延長が可能

⑤ 障害者自立支援法に基づく福祉サービス給付

障害者自立支援法は、障がいの種別にかかわらず、一元的にサービスを供給する仕組みや、国の費用負担の義務化などを柱として、平成18年に施行されました。しかし、政権の交代に伴い、遅くとも平成25年8月までに同法を廃止し、新たな総合的福祉法制を実施するとされており、現在、「障がい者制度改革推進会議」及び「総合福祉部会」において検討がなされています。

大阪府においては、「第3次大阪府障がい者計画(後期計画)」(参考資料)に基づき、障がい者の就労支援や地域移行に取り組んでいますが、今後の国の検討にあたっては、障がい者福祉の中核を担う市町村の意見も十分に踏まえながら、制度の持続性確保はもとより、障がい者の暮らしをトータルで支える横断的な取組みを強化すべきであり、以下の項目を提言します。

提言内容

◆自立した生活のための支援

◇現在検討されている新しい制度において、障がい者が地域で安心して暮らすことができるよう、地域移行・地域生活支援や雇用・就労を促進するための実効ある仕組みを設けるべき。また実効性を高めるために、必要に応じて、例えば雇用法制など関係制度の見直しも検討するべき。

◇利用者負担については、平成22年度から新たに軽減措置が講じられているが、法律上も応能負担を原則とすることで、低所得者の障がい者の方も無理なく安心してサービスを受けながら、自立した生活を営めるような制度とするべき。

【現状と課題】

- ◇障がい者が安心して地域生活に移行するためには、入所・入院時からの地域移行のための支援や移行後における定着のためのサポート体制が求められる。
- ◇障がい者の就労は、法定雇用率がいまだ達成されないなど、十分とはいえない状況にある。
- ◇低所得者については、22年4月から障がい福祉サービス及び補装具に係る利用者負担が無料とされたが、法律上は原則1割の定率負担のままとなっている。

提言内容

- ◆客観的なルールの創設
支給決定を行うにあたっての客観的なルール・基準を設けるべき。

【現状と課題】

- ◇制度見直しの議論の中で、サービス給付の必要度を客観的に示す障がい程度区分の廃止を行うことが検討されている。

【障がい程度区分】

障がい程度区分とは、介護給付の必要度に応じて適切なサービス利用ができるようにするため、障がい者に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分です。
(1～6:区分6の方が必要度が高い)

大阪府の今後の施策展開の方向（「第3次障がい者計画(後期計画)」（平成21～23年度）他）

（1）就労支援の強化

◇ 障がい者雇用ナンバー1をめざす取り組み

- ・大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（大阪府ハートフル条例）による府と関係のある法定雇用率未達成事業主に対する法定雇用率達成の働きかけ
- ・大阪府障がい者雇用促進センターにおける障がい者雇用に取り組む事業主のサポート
- ・ハートフル税制（新規の特例子会社や法定雇用率を上回って障がい者を多数雇用する事業主に対する法人事業税の軽減税制）による重度障がい者の雇用機会拡大や障がい者の雇用維持・拡大を働きかけ

◇ きめ細やかな就労支援（福祉施設からの一般就労者数 平成23年度には800人に）

- ・関係機関の協働・連携体制の一層の強化、情報共有など就労支援にかかるネットワークの強化
- ・仕事の開拓から就職、職場定着までの一貫した個別支援の実施 等

◇ 授産施設等における工賃水準を現行の2倍に引き上げ（月16,000円以上に）

（2）地域移行の推進

◇ 入所施設利用者の地域移行目標 **25%**（全国平均の2倍）（国指針10%以上）

◇ 入所施設利用者数の削減目標 **▲12%**（全国平均の1.5倍）（同7%以上）

◇ 精神障がい者の社会的入院の解消（平成24年度）

（※平成23年度までの退院者数 1,908人）

⑥ 公費負担医療制度

公費負担医療は、社会福祉や公衆衛生の観点から公費によって医療を給付し、自己負担を軽減して対象者の必要な医療を確保する制度です。現在は、国と地方が一定の負担割合で費用負担する仕組みであるため、国の判断により制度変更がなされると、地方の負担が必然的に発生します。難病や障がいなど様々な種類の給付が行われていますが、いずれも国民の医療を保障する役割を担っており、全額国の責任において負担すべきです。

提言内容

【難病対策事業】

◆特定疾患治療研究事業の法制化

現在のような要綱による患者の支援ではなく、難病対策における保健・福祉・医療サービスの充実を図るため、責任と役割を明確にした法制度を構築すべき。

(当面の変更)

◆補助金の超過負担の解消

都道府県の超過負担が解消されるよう、必要な予算措置を行うべき。

【現状と課題】

◇「原因不明、治療方法未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病」として調査研究をすすめている難病のうち、国が指定する56疾患(平成21年度に11疾患追加)等について医療費を援助している。

◇現在の国の事業目的は、外形的には「治療研究」とされ、難病患者の医療費援助に対する責任を直接的に果たすものにはなっておらず、対象疾患の選定や受給者認定の基準も明確ではない。

◇特定疾患医療費援助の国庫の補助割合は、要綱上50%となっているが、国の予算の制約のため、実際の補助率は21年度で25.3%にとどまる見込みである。

提言内容

【福祉医療費助成制度】

- ◆ 福祉医療費助成については、すべての都道府県で実施されており、事実上のナショナル・ミニマムである状況を踏まえ、国において制度化されるべき。

【現状と課題】

- ◇ すべての都道府県において実施されているが、地方自治体の財政力等により、そのサービス水準に差が生じていることから、全国一律の制度として運用されるべき。〈参考資料〉

府の福祉医療費助成制度の現状

- ◆ 府内（府・市町村）の助成事業の実施費用は年間約360億円。（平成21年度決算見込）

助成対象	障がい者 (高齢者含む)	ひとり親家庭	乳幼児医療
対象者(府・市町村計)	16.5万人	19.8万人	20.5万人
所要額(府・市町村計)	223億円	61億円	74億円
府制度の対象者	重度の身体及び知的障がい者等 ※詳細は次ページ 参照	子：年度末年齢18歳まで 他：父母・養育者	通院対象年齢が3歳未満まで (入院は就学前まで)
府制度の自己負担額	1 医療機関あたり、入通院1日につき各500円(月2日限度) 〔1ヶ月あたり2,500円を超える額を償還〕		

平成22年4月1日現在

《主なサービス水準の比較》

助成対象	大阪府	他都道府県の状況
障がい者	対象範囲 ・ 1～2級の身体障がい者手帳所持者 ・ 重度の知的障がい者 ・ 中度の知的障がい者で身体障がい者手帳所持者	＜身体障がい者に関して＞ ・ 大阪府と同レベル 24団体（神奈川、京都、兵庫など） ・ 大阪府より広い対象 22団体（東京、愛知、和歌山など）（3・4級（一部）も対象）
ひとり親	対象範囲 ・ 年度末18歳までの子 ・ 父母、養育者	・ 大阪府と同レベル 21団体（東京、神奈川、広島など） ・ 大阪府より広い対象 3団体（福井、愛媛、静岡）（20歳までの児童など） ・ 大阪府より狭い対象 22団体（京都、兵庫、奈良など）（児童のみ、児童・父母のみなど）
乳幼児	対象年齢 ・ 通院 3歳未満まで ・ 入院 小学校就学前まで	＜通院に関して＞ ・ 大阪府と同レベル 4団体（宮城、新潟、福井、佐賀） ・ 大阪府より広い対象 42団体（東京、愛知、京都など）（中学校卒業までなど）
自己負担	500円/日(月2日) 月額上限2,500円	・ 自己負担あり 39団体（東京、神奈川、京都など） ・ 自己負担なし 7団体（愛知、和歌山、福井など）

⑦ 児童扶養手当

本制度は、離婚による母子世帯等、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（父子家庭は平成22年8月1日から支給対象）の生活を安定させるとともに、自立を促すことなどを目的としています。近年、母子家庭数は離婚の増加に伴い年々増加していますが、母親が自ら子育てを行いながら生活を行う必要上、就業に一定の制約があるなど、収入等が世帯全般に比べて低く、暮らし向きは苦しい状況におかれています。

児童扶養手当は、全国一律に現金を給付することで、母子家庭の生活を支え児童の健全な成長を確保するもので、社会的な互助といった意味合いが強いものですが、こうした経済的支援と併せ、女性の社会進出の促進のためにも、正規雇用の促進など、就労への支援を強化する必要があります。

このような観点から、以下の項目の実現を図るよう提言します。

提言内容

◆ 自助努力の着実な反映

母子家庭の母が、就労へのインセンティブが付与されるよう、就労収入の増加に伴い可処分所得を着実に伸ばすため、児童扶養手当の基準の見直しや、税制上の寡婦控除を定額控除から定率控除へ転換し、収入が増えると控除額も増加するなど、母親の自助努力が報われる仕組みとするべき。

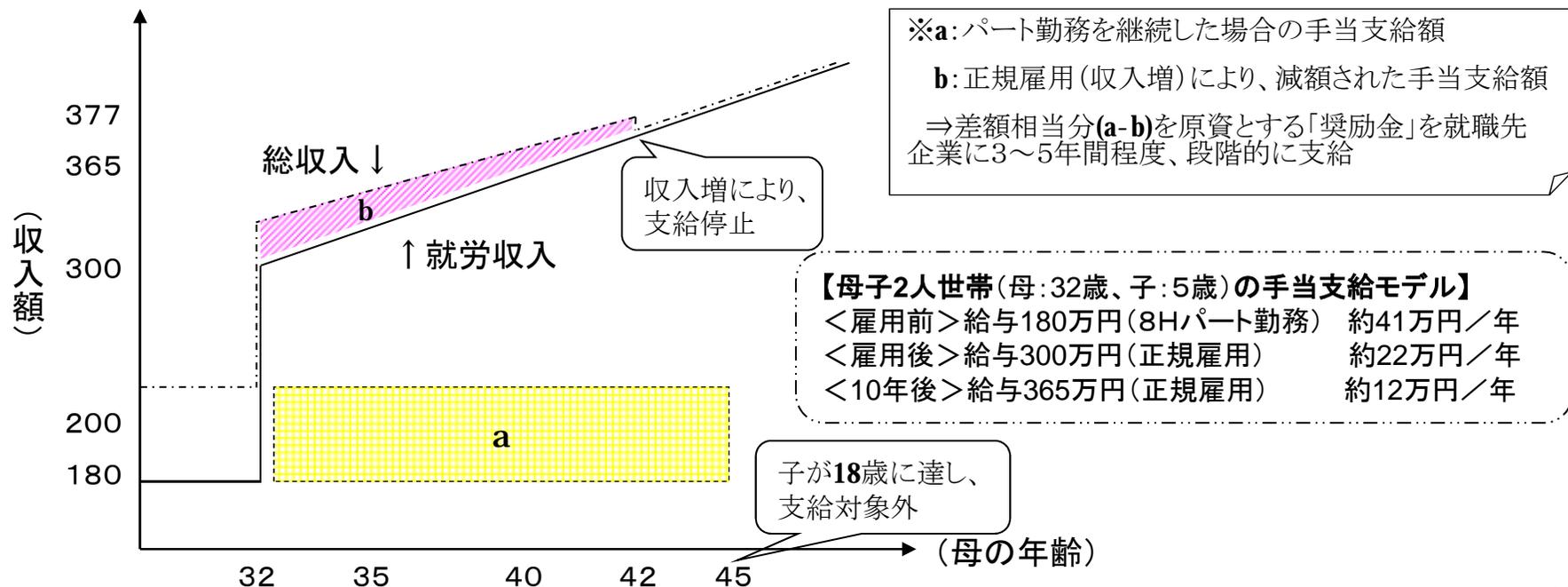
◆ 正規雇用の促進

国の責任において、母親の非正規雇用を正規雇用した場合に、企業に対して支給する母子家庭の正規雇用を促進するための「奨励金制度」の仕組みを検討するべき。

【現状と課題】

- ◇児童扶養手当は、一定額(130万円)から、収入の増加に伴い減額するよう制度設計されており、収入状況に応じては、保険料や税負担などが生じることから収入が順調に増えた実感が得られない。
- ◇実態として、雇用形態が正規雇用でなければ、児童扶養手当の支給対象から外れることは困難(児童扶養手当支給対象は、給与等の年間収入が365万円未満の世帯)
 - * 母子家庭の89%は就労しているが、正規雇用は31%
 - * 就労収入200万円未満の世帯が69%、350万円以上の世帯が7%
 - * 非正規雇用で就労収入が350万円以上ある世帯は1%に留まっている(平成20年府調査)

正規雇用を促進する「奨励金制度(※)」イメージ



(3) その他の制度改善等

① 公営住宅制度

提言内容

◆住宅セーフティネットの新たな仕組みの構築（抜本的な制度改善提言）

- ・民間賃貸住宅ストック等を活用した新たな住宅セーフティネットとしてバウチャー制度を検討すべき。
- ・バウチャー制度の実施にあたっては、公営住宅の家賃は市場家賃とし、家賃補助について国費による財源措置をすべき。

（当面の変更）

- ・管理戸数未満の建替えや、低需要や耐震化が困難な住宅の用途廃止事業における明渡し請求権を付与すべき。

【効果】

- ・公営住宅に入居できない人との不公平感の緩和
- ・民間賃貸住宅を含む賃貸住宅市場の中から、自由な居住地の選択が可能
- ・耐震化が困難な住宅から安全な住宅への移転により早期に入居者の安全を確保
- ・低需要団地の土地利用転換により泉北ニュータウン等再生の促進
- ・高齢世帯など低所得者層が集住する大規模公営住宅を適切な規模に再生し、建替え等で生み出した用地に民間住宅等を導入することにより、バランスのとれた良好なコミュニティの形成

【現 状】

- ◇ 一旦整備した公営住宅について、その維持・拡大に対してインセンティブが働く制度となっているが、削減によって管理戸数の適正化を図る場合の政策自由度は限定されている。
 - ・ 新規の土地取得を伴う新築から既存の住宅の建て替えへと方針を転換した後も、従前戸数を上回る戸数での建替を事実上、義務づけられてきた。
 - ・ 現状でも明渡し請求権を付与される法定建替は、従前戸数の1.0倍以上の建築が条件となっている。管理戸数を削減する場合の建替や用途廃止には、居住権問題を任意の交渉でクリアする必要があるなど難しい。
 - ・ 入居者の募集は自治体の自由度が高いが、入居者の入れ替わりが少なくなっている。

住宅ストックの建替・維持管理

	概 要	手法の評価
新 築	新たに土地を取得して住宅を建設	× 現在では公営住宅を新築している自治体はほとんどない。
建替(法定)	従前戸数以上での建替	◎ 建替及び家賃減額に国費充当45%。明渡し請求権あり。府営住宅建替の中心手法。
建替(任意)	従前戸数未満での建替	△ 建替及び家賃補助に国費充当45%。明渡し請求権なし(府特区提案により国で検討中)。政策空き家発生。大阪市の中心手法。
用途廃止	住宅を取り壊して供用を停止	△ 撤去費・移転費国費充当45%。明渡し請求権なし。居住権問題やコミュニティの問題など、従前居住者との交渉と補償が必要で難易度は高い。
増改築	一部屋増築や耐震補強など	○ 耐震改修は国費充当45%。明渡し請求権なし。
修 繕	修理、メンテナンス	◎ 通常のメンテナンス。
借 上	民間ストックを府営住宅として活用	△ 家賃減額に国費充当50%。府にとって負担が大きい。

- ◇ 入居できた府民は入居できなかった府民と比べ平均居住年数の22年で約1,400万円の受益を受けることになり大きな差が生じている。
- ◇ また、入居期間の長期化、高い抽選倍率など、受益者の偏りも。

◆府営住宅募集倍率の推移(総合募集)

	応募倍率(下位)	応募倍率(上位)	平均応募倍率
平成19年度	0.09	348.33	8.78
平成20年度	0.04	373.00	8.85
平成21年度	0.04	280.50	13.18

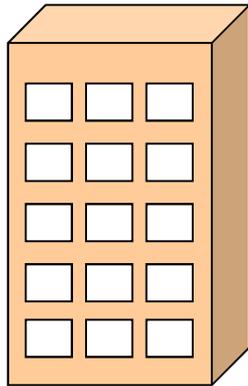
【主な課題】

- ◇ 大規模団地を適切な規模に縮小するとともに、需要の低い地域での戸数削減や、耐震化が困難な住宅の用途廃止など、ストックの再編が必要であるが、現在の公営住宅法では、管理戸数未満の建替事業、低需要や耐震化が困難な住宅の用途廃止事業において、住宅の明渡しを求めるにあたり強制権を持って入居者を別の住宅に移転させることができない。
- ◇ 公営住宅に入居できた府民と入居できなかった府民とでは、受益差で大きな不公平感がある。

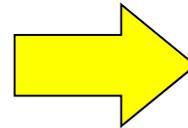
提言イメージ

段階Ⅰ：【擬似バウチャー】

府営住宅



現行表示
家賃 32,000円



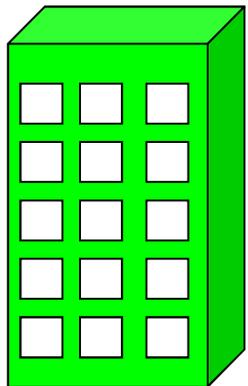
見直し後表示

市場家賃	70,000円
本人負担額	32,000円
家賃減額	38,000円

※バウチャーとは、補助金を別の目的の支出に使わないよう、家賃にのみ充当可能なクーポン券のこと。

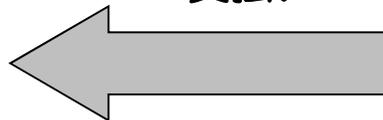
段階Ⅱ：【バウチャー制度導入】

府民住宅（府営ストック）
民間・公的賃貸住宅



家賃70,000円

70,000円
支払い



府民
実質負担額
32,000円

（バウチャーの交付）

38,000円 家賃補助



国費等による財源

② 子ども手当

子ども手当は、次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援することを目的として導入されましたが、現時点では平成23年度に完全実施するための財源が確保できるのか、大変厳しい見通しであると言わざるを得ません。

まずは、対象者をはじめ制度のあり方について、改めて議論すべきだと考えますが、当面、以下の項目について提言します。

提言内容

- ◆政府与党のマニフェストのとおり、国の責任で全額財源を確保すべき。
- ◆一部を現物給付化する場合、その対象事業は、地方の判断によるものとするべき。

◇平成22年度分の暫定措置

- ①子ども手当と児童手当を併給して、合わせて1人につき月額13,000円を支給
- ②子ども手当は全額国庫負担、児童手当は国、地方、事業主が負担

子ども手当 財源負担状況(平成22年度)

子ども手当 国負担分 1兆2,230億円		
国負担分 2,326億円	児童手当分 地方負担分 4,652億円	事業主負担分 1,436億円

大阪府負担分 約178億円

◇別途、公務員については所属庁から支給
(国家公務員分:425億円、地方公務員分:1,486億円)

③ その他

以下では、事務事業の点検等を通じ、国などに対して制度改善等を求めるべきとした事項を掲載します。「関連」として記載した番号・事業名は、調査分析報告書(参考資料)掲載の事務事業調査における番号と調査対象事業名です。

税制度に関する制度改善

(関連) 018 特別徴収義務者徴収奨励金<<総務部>>

軽油引取税の特別徴収義務者に対する徴収奨励金制度の見直し

(提言先) 総務省

軽油引取税の特別徴収義務者に対する徴収奨励金については、国通知(昭和48年自治省税務局長通知)に基づき、全都道府県がほぼ同一の交付率(納税額の2.5% 府は平成11年度から2.0%に削減)で支出しているが、地域主権をすすめる観点から、奨励金のあり方や交付率など、制度全般についての見直しを行うべき。

地域の実情に応じた施策展開に向けた制度改善

(関連) 101 保育所運営費補助金
104 病児・病後児保育事業
087 放課後児童健全育成事業
111 子育て支援の拠点整備事業
350 おおさか元気広場推進事業
 <<福祉部(350のみ教育委員会)>>
133 老人地域活動促進費<<福祉部>>

地域に密着した施策に係る税財源の移譲

(提言先) 厚生労働省・文部科学省

保育などの子育て支援に関する事務や高齢者の地域参画や健康増進をすすめる施策については、地域の実情に応じ、実施主体である市町村が自主的な判断のもと事業実施すべきとの観点から、現行の国庫補助制度を廃止し、責任に見合った税財源の移譲を市町村に対して行うこと。

費用負担の適正化に向けた制度改善

肝炎対策事業の全額国庫負担化

肝炎対策関連事業(ウイルス検査及び医療費援助)については、肝炎対策基本法前文にも明記のとおり国の責めに帰すべき事由によりもたらされ、最終の司法判断において国の責任が確定している事案を契機とする事業であることから、所要の事業費については全額国庫負担において実施すべき。

(関連) 170 肝炎ウイルス検査事業費
154 肝炎医療費援助事業 <<健康医療部>>

(提言先) 厚生労働省

施策ニーズに対応した制度改善

障がい児施設の職員配置基準の拡充

障がい児施設における看護師、栄養士など施設運営上不可欠な職員については、国の配置基準を施設の実情に合わせて見直すべき。

(関連) 097 障がい福祉施設機能強化推進事業費<<福祉部>>

(提言先) 厚生労働省

高校教育における公私の授業料負担格差の是正

(提言先) 文部科学省

平成22年度から、公立については授業料不徴収となったのに対し、私立については就学支援金制度が創設されたものの、なおも多額の授業料負担が残っている。

高校教育においては、公立・私立高校の双方が公教育としての役割を担っており、家庭の状況にかかわらず、全ての高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう、就学支援金制度を拡充し、私立高校生等の授業料負担の軽減を図るべき。

また、「高校生修学支援基金」を、授業料や入学料の減免に係る所要額への全額充当など地域の実情に応じて活用できる制度とするとともに、都道府県が実施する授業料減免支援について、必要な財源措置を講じるべき。

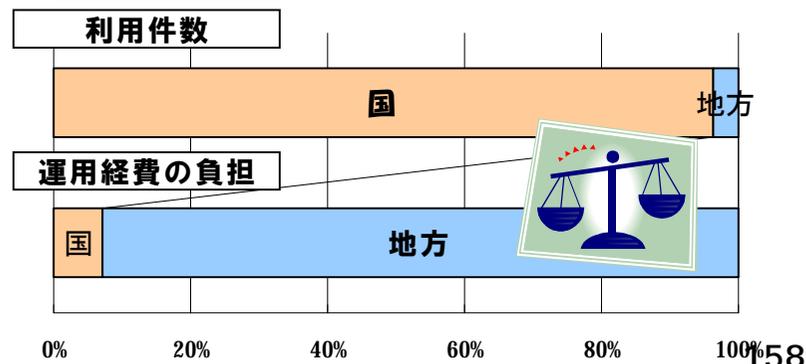
情報ネットワークに関する制度・運用改善

住民基本台帳ネットワークに係る費用負担の適正化

全国共通の本人確認を行うシステムとして利用が拡大しているが、利用実績に対して、運用経費に占める地方の負担が重い【右図参照】。全体の運用経費を抑制するなど経費縮減を図りつつ、情報提供手数料の増収を通じて、国・地方の費用負担を見直すべき。

(関連) 024 住民基本台帳ネットワーク推進事業<<総務部>>

(提言先) 住民基本台帳ネットワーク推進協議会



(関連) 028 公的個人認証サービス事業費<<総務部>>

公的個人認証サービスに係る経費負担の明確化

(提言先) 公的個人認証サービス都道府県協議会

電子申請に用いる「電子証明書」の普及が低迷(平成18年度:1千万件(当初目標)⇒H21年度末:145万件(実績))し、また、運営コストも高い(発行コスト:約5,600円/1件(平成21年))。ネット社会の健全な発展のためには本人確認の仕組みは必要であり、また、国における社会保障・税に関わる国民IDカードの創設等の今後の検討にも留意する必要があるが、現行制度は課題が多く、制度の抜本的見直しをすすめるべき。

また、「共通基盤運用事業」については、認証業務本体の費用負担とは別に、各都道府県が宝くじ収益金の持寄額に応じて都道府県協議会へ支出し、同協議会を通じて(財)自治体衛星通信機構へ委託するという複雑な仕組みとなっている。事業内容を精査し経費縮減を図るとともに、認証事務本体の費用負担と一本化するなど、費用負担の仕組みをより分かりやすくすべき。

(関連) 032 総合行政ネットワーク整備事業費<<総務部>>

総合行政ネットワークとして必要な機能等の精査

(提言先) 総合行政ネットワーク運営協議会

安定した行政ネットワークとして利用が拡大しており、インフラ効果は次第に出てきているが、使っている技術が古く複雑で、設備にも無駄が多いことから、機器費や管理経費が、一般的なネットワークに比べて高い。(全国:約27億円/年 大阪府:約6,200万円/年)

第3期整備(H24)に向け、新しい技術を取り入れた汎用的な機器の導入や、サービスの利活用をすすめるなど、ネットワーク構成や機能水準を見直し、さらなる経費縮減を図るべき。

公会計に関する制度・運用改善

決算資料の充実と全国的な会計基準の統一

(提言先) 総務省

より充実した決算の審議を行うため、地方自治法など関係法令により定められている決算調書様式を、自治体の判断により、独自の財務諸表を活用できるよう緩和すべき。

その上で、地方自治体の経営改善への取組みを推進するためには、複式簿記・発生主義・日々仕訳による新公会計制度の導入が不可欠であり、地方自治体の実情を反映させた上で、全国標準的な会計基準を整備すべき。

出資法人改革関係

補助金等の要件緩和

(提言先) 農林水産省、国土交通省

国の制度や補助金が、以下のように第三セクターのみを対象としているものなどがある。

◇国が全国統一の事業実施を期するため、法令により、事業の実施主体を特定の要件を満たす法人に限定

◇国が国庫補助対象事業の実施主体を特定の要件を満たす法人に限定

出資法人改革をさらに推進するため、このような国制度に基づき出資法人が実施している事業について、民間による実施や直営など、最適な事業実施主体を選択できるようにすべき。

農地保有合理化事業 《(財)大阪府みどり公社》

農地保有の合理化を促進するため農地の売買・貸付等を実施する同事業は、「農業経営基盤強化促進法」に基づき都道府県が設置する「農地保有合理化法人」(府が基本財産の過半を占める財団法人等で、主として同事業等を行うと認められるもの)において実施が可能となっているが、府では、農業後継者の確保などの課題もあり、成立件数が増えない状況。そのため、府が直接実施することも可能となるよう制度改正の提言を検討

モノレール事業 《大阪高速鉄道(株)》

同事業のインフラ整備に対し府が国庫補助金を受けるには、会社の経営主体が地方公共団体又はこれに準ずる(出資比率51%以上の第三セクター)ことが要件。今後、民営化の検討をすすめていく上でネックとなる、出資比率要件の緩和のため制度改正の提言を検討

公務員制度改革関係

(提言先) 総務省

本庁部長の任用制度

本庁部長は、知事の特別の信任の下に任用される職として、庁内外から広く人材を登用できるよう新たな任用制度を導入すべき。

民間人材の活用

地方公務員版官民交流法の制定

民間企業から人材を受入れやすくするため、企業との雇用関係を維持したまま府の職員に任用できるよう、国と民間企業との間の人事交流に関する法律に準じて、地方公共団体と民間企業との人事交流に関する法律を制定すべき。

任期付任用の要件緩和

特定の職について、庁内外を問わず最適な人材を確保するため、庁内に人材がない場合などとなっている任期付任用制度の採用要件を緩和すべき。

管理職の降任基準の緩和

管理職手当を支給される職員(管理職)を、下位の職務上の職(管理職に限る)に異動する場合は、地方公務員法の降任処分にあたらないものとすべき。

労使協議による給与、勤務条件の決定

地方公務員に労働協約締結権を認め、労使協議による給与、勤務条件の決定ができるようにすべき。

地方公共団体独自の給与制度の構築

職務給を実現するため、必要な手当の創設を可能にするなど、条例により地方公共団体独自の給与制度を構築できるようにすべき。

制度提言の実現に向けて（時間軸の整理）

Step1（計画期間中の実現をめざす）

Step2（将来的な実現をめざす）

地方財政制度

- ◆ 臨時財政対策債からの早期脱却
 - ・ 地方税収の拡充（税源移譲、地方税の引き上げ）
 - ・ 交付税原資の拡充（交付税率、国税の引き上げ）
- ◆ 地方交付税の必要総額の確保
- ◆ 国と地方の協議による地方税財源の充実確保

- ◆ 国と地方の権限・財源・責任の明確化
- ◆ ナショナル・ミニマムの全額国負担化
 - ※ 地方が委託金で執行
- ◆ ローカル・オプティマムの財源移譲

社会保障制度

- ◆ 生活保護・・・第二のセーフティネット構築、対象者に応じた制度の構築、医療扶助の改善
- ◆ 国民健康保険・・・広域化への条件整備、低所得者対策の充実、保険者間調整強化、^ハカテ廃止
- ◆ 後期高齢者医療・・・国保財政に配慮した見直し
- ◆ 介護保険・・・低所得者に配慮した保険料の仕組み、要介護認定事務の改善
- ◆ 障がい者福祉サービス・・・地域移行や雇用促進の仕組み強化、支給決定の客観的ルールの設定
- ◆ 公費負担医療・・・超過負担解消、福祉医療費助成の国制度化
- ◆ 児童扶養手当・・・正規雇用促進の奨励金創設

- ◆ 制度の仕分けと役割分担の具体化
- ◆ ナショナル・ミニマム
現金給付（生活保護、児童扶養手当等）
医療給付（国保・後期高齢、公費負担医療）
- ◆ ナショナル・スタンダード
介護保険制度
障害者自立支援法に基づく福祉サービス
- ※ 具体的な仕分けについては、国民的な合意形成に向け、国と地方による協議・検討

その他 （主なもの）

- ◆ 公営住宅制度
管理戸数未滿の建替え等実施のための制度改正
- ◆ 子ども手当
全額国の財源で実施、現物給付の場合の地方裁量

- ◆ 公営住宅制度
民間ストック活用に向けたバウチャー制度等の導入



3. 公務員制度改革

(1) 公務員制度改革

1 目的

- がんばった職員が報われ、やる気を引き出す
- 府民の理解と支持を得る
- 多様な人材の登用によって、組織のエネルギーを引き出す

2 現行制度の課題

- 職務給の原則からの乖離
 - ・同一の職務の級に複数の役職段階が混在または一つの役職段階が複数の職務の級にまたがっています。
 - ・国以上の格付け(「わたり」)や一律的な昇格があります。
 - ・これまでの給与構造改革における現給保障等により、制度上の給与と現実の給与が異なっています。
 - ⇒府民に理解されにくいものとなっています。
 - ⇒職員にとっても昇任の魅力などが感じにくくなっています。

※公務員制度改革については、専門機関である人事委員会の意見をいただきながらすすめていきます。
※給与、勤務条件に関する事項は職員団体等と協議します。

3 公務員制度改革の方向性

(1) 給与制度

① 独自給料表の導入

ア 行政職給料表

職務給の原則を推進するため、部長級、次長級の給料月額は定額とするとともに、1つの役職段階に1つの職務の級を割り当てることを基本として、現給料表を再編します。なお、2つの職務の級を適用する課長級については、さらに検討をすすめます。

これにより、わたりや一律的な昇格を廃止します。また、現給保障は行わず、独自給料表の適用により給料の額(これまでの現給保障を含む)が下がる場合には、新しい給料の額に達するまで段階的に支給額を引き下げる経過措置を設けます。また、法改正が必要な見直しについては、国に提言を行います。

現行	現1級	現2級	現3級	現4級	現5級	現6級	現7級	現8級	現9級	現10級
	主事・技師	副主査	主査級		課長補佐級		課長級		部長級	本庁部長
								次長級		
改正	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級		
	主事・技師	副主査	主査級	課長補佐級	課長級 本庁参事等 本庁課長等		次長級	部長級		
										定額制

現業職員は、職務に応じた給与とする観点から、行政職給料表に替え、(仮称)技能労務職給料表を適用します。あわせて、業務を見直し計画的なアウトソーシングをすすめます。

イ その他の給料表

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表の制度改革を踏まえた見直しをすすめます。



② 管理職手当等

管理職は、同一職階の中で、職務に応じてメリハリのついた給与とするため、管理職手当の間差を拡大します。また、管理職は、これまでより人事評価結果による給与への反映額を拡大します。

(2) 人事制度

① 本庁部長の任用

本庁部長について、部局長マニフェストなどで知事と価値観を共有しながら、各部局の政策推進とマネジメントの要となる職として、平成23年度当初から最もふさわしい人材を任用できる仕組みを徹底します。

② 課長級昇任の見える化

職種を問わず、マネジメント能力を重視した任用を行うため、課長級昇任考査を導入します(医師、総括研究員、教員等を除く)。面接等の考査方法など、23年度の考査実施に向けて、選考内容の検討をすすめます。

③ 採用試験の見直し

地域主権の進展を見据えた人材確保を行うため、組織として求める人物像を明らかにするとともに、23年度の実施に向けて、人事委員会とともに募集の時期や方法、採用試験内容等の見直しを行います。

④ 人事評価制度の見直し

職員がやる気を出し、チャレンジする組織をめざし、より身近な上司による評価の実施や部下からの評価の拡大、職員のキャリアデザインや人材育成への活用など、制度の見直しをすすめます。

(2) 組織人員体制の見直し

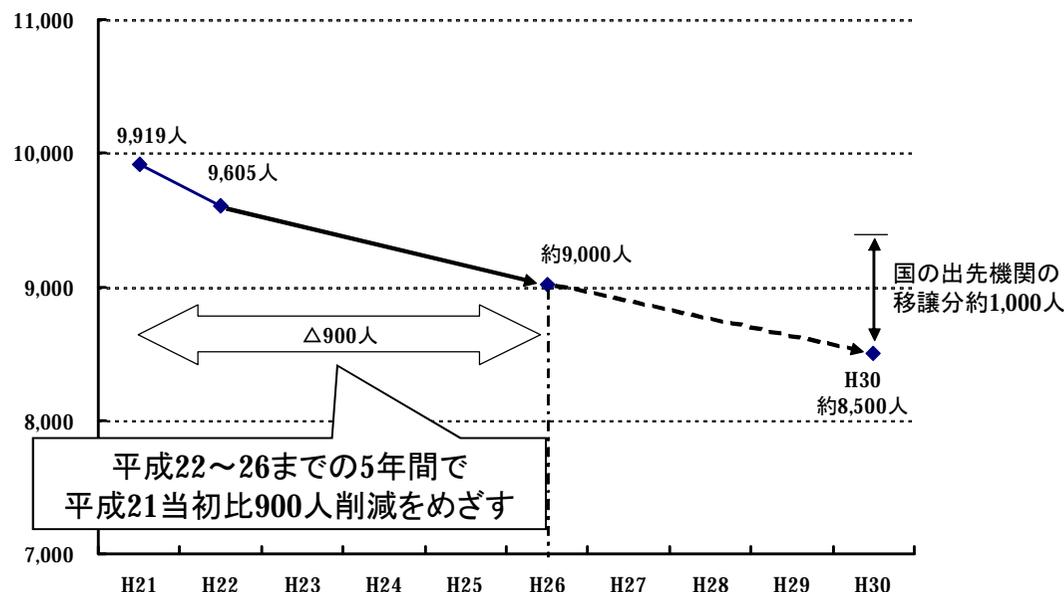
1 一般行政部門職員数の削減

(1) 目的

地域主権の実現に向け、国からの権限移譲や市町村への権限移譲を見据えた人員体制を確立しつつ、組織のスリム化をすすめます。

(2) 組織戦略・職員数中期計画

平成30年度の職員数を約8,500人規模(別途、国からの権限移譲分1,000人)を見通した上で、22年度から26年度の5年間で、21年度当初比900人削減をめざします。



※産業技術総合研究所・環境農林水産総合研究所の独法化、水道の企業団化は中期計画の削減目標に含まない。

【採用方針】

府民の生命・安全に関わる職種の確保、人材の多様化・組織活力の観点から、社会人採用の拡充を含め、計画的に採用

中期計画期間中の職員数の変動

	H22～26
退職等見込み	△2,780
派遣引上げ	+940
採用	+940
削減数	△900

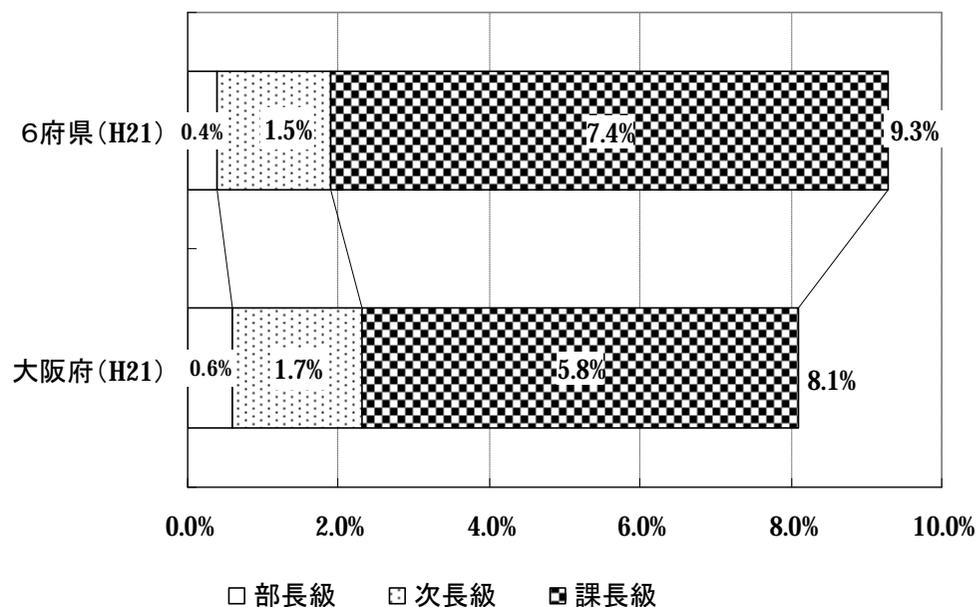
【グロス管理】常勤職員と再任用職員との総人数で管理(再任用を含めH22:10,020人→H30:8,910人)

2 ポスト管理

大阪府(知事部局)の管理職の構成比は、部長級や次長級は高いものの、管理職全体で見ると、現在でも類似6府県に比べ低い割合になっています。

このため、職員数全体の削減をすすめる中で、30年度の管理職ポストの総枠を設定した上で、部長級や次長級を中心に計画的なスリム化を図り、ポストに応じた厳格な昇任管理を行います。

○管理職(部長級、次長級、課長級)の職階別構成比(知事部局)



注) 6府県は、埼玉県、神奈川県、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県。
他府県との比較上、ポスト数・構成比には、団体等への派遣職員を含む。

3 出先機関の見直し

<p>廃止・統合 及び あり方検討</p>	<p>[廃止・統合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特許情報センターの廃止(22年度中) ○介護情報・研修センターの廃止を含めた検討(22年度中) ○府営印刷所の廃止(22年度末) ○病虫害防除所を本庁へ統合(23年度当初) ○大阪市内府税事務所は、5箇所(中央・なにわ北・なにわ西・なにわ東・なにわ南)のうち3箇所(中央・なにわ西・なにわ東)を統合(25年度当初) ○高等職業技術専門校は、守口校の廃校と北部校(仮称)の開校(25年度当初) <p>[あり方検討]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障がい者交流促進センターは、利用状況や堺市において同種の施設が設置されること(23年度末竣工予定)を踏まえ、抜本的にあり方を検討 ○子どもライフサポートセンターは、費用対効果や利用状況を踏まえ、抜本的にあり方を検討 ○保健所は、身近な保健サービスを担う市町村との役割分担を踏まえ、専門的・広域的機能の強化が図れるよう、そのあり方について検討 ○計量検定所は、業務分析を踏まえた業務運営体制の見直し ○高等職業技術専門校は、指定管理者制度の導入を含め運営形態の見直し(24～25年度)
<p>独法化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○産業技術総合研究所、環境農林水産総合研究所の地方独立行政法人化(24年1月までに)
<p>中核市移行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○豊中市の中核市移行に伴い豊中保健所廃止(24年度当初)

4 附属機関の見直し

附属機関については、行政運営における専門的知識の導入や公正性の確保等といった意義がある一方、行政の責任回避のための隠れ蓑になっているとの指摘があることを踏まえ、見直しを行い、原則として22年度末までに、85機関のうち、10機関を廃止、8機関を4機関に統合、5機関を休止し、66機関を存置します。

	現状	廃止	統合	休止
法律で設置が義務付けられているもの	38	2 保育士試験委員 准看護師試験委員*	1 防災会議(検討中)	4 自治紛争処理委員 生活衛生適正化審議会 小売商業紛争調停員 農業共済保険審査会
法律で設置できるとされているもの	14	2 職業能力開発審議会 卸売市場審議会	2 水防協議会(検討中) 青少年問題協議会	1 中小企業調停審議会
条例で設置しているもの	33	6 総合計画審議会 非常勤職員災害補償審査会 調理師試験委員* 製菓衛生師試験委員* 農林水産審議会 特定設備事故調査分析委員会	5 青少年健全育成審議会 消費者保護審議会・消費 生活苦情審査会 屋外広告物審議会・景観 審議会	0
合計	85	10	8	5

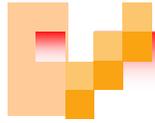
※「廃止」のうち、法律で設置が義務付けられている「保育士試験委員」は、法で試験事務を指定試験機関に委託している場合には設置が不要となっている。

また、「*」の3機関は、関西広域連合への業務移管後に廃止予定。

※「統合」は、いずれも2機関を1機関に統合するもの。屋外広告物審議会と景観審議会は、23年度まで審議を継続する案件があるため、23年度末に統合。

※「休止」は、附属機関としては廃止しないものの、会議は開催せず、現在の委員の任期満了後は新たな委員の選任を行わない状態。

また、附属機関以外の各種研究会・委員会(例:大阪府地方税財政制度研究会、大阪府地方自治研究会など)についても、今後各部局において今日的観点から必要性等を精査し、見直しをすすめます。



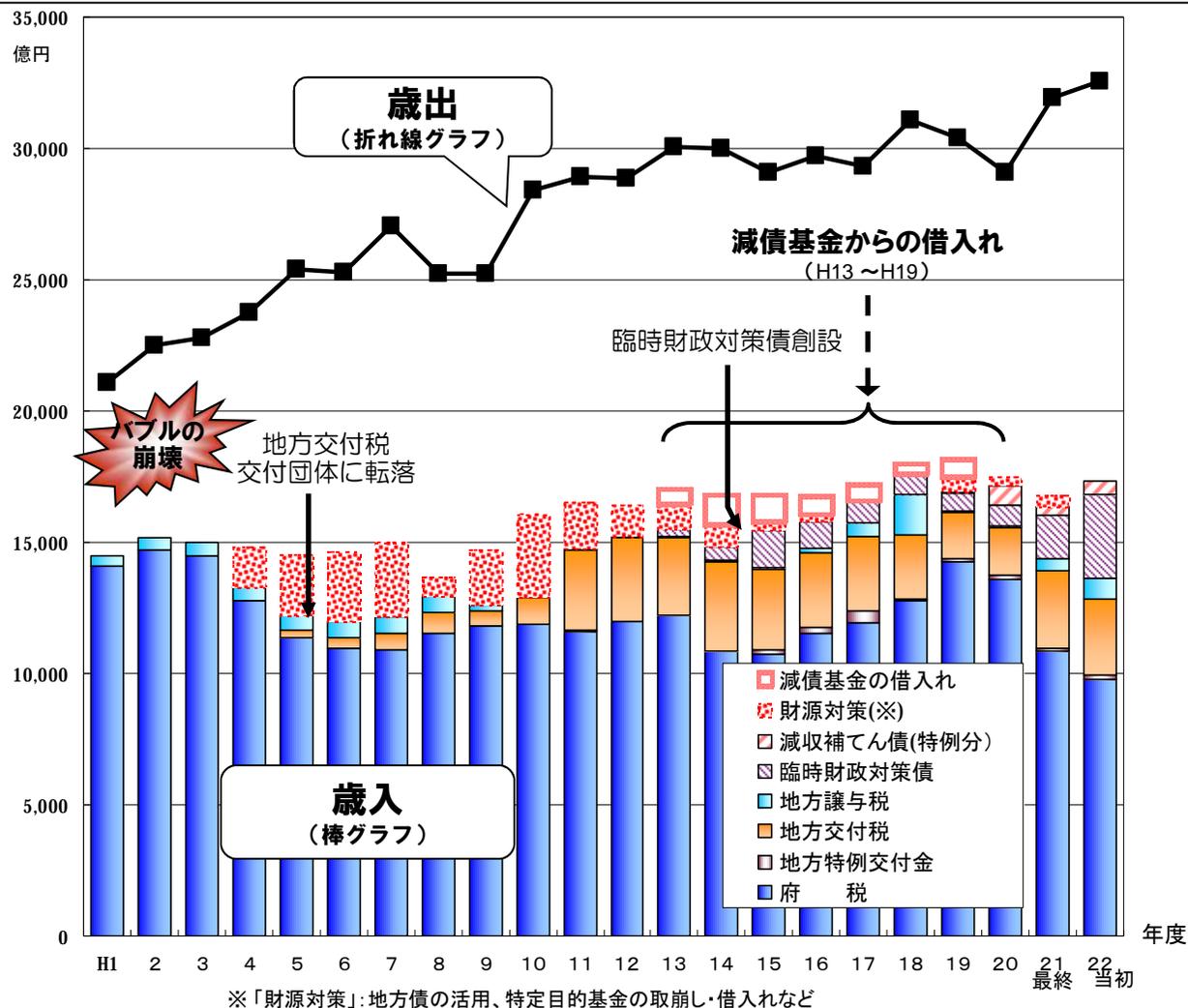
4. 財政運営のあり方

(1) 昭和60年代以降の財政運営について

今も続く財政状況の厳しさの要因については、調査分析報告書において他府県との比較などを行い、大阪府の財政構造がもつ特徴を明らかにしました。ここでは、財政運営のあり方という観点から、昭和60年代以降の財政運営についてあらためて検証を行います。

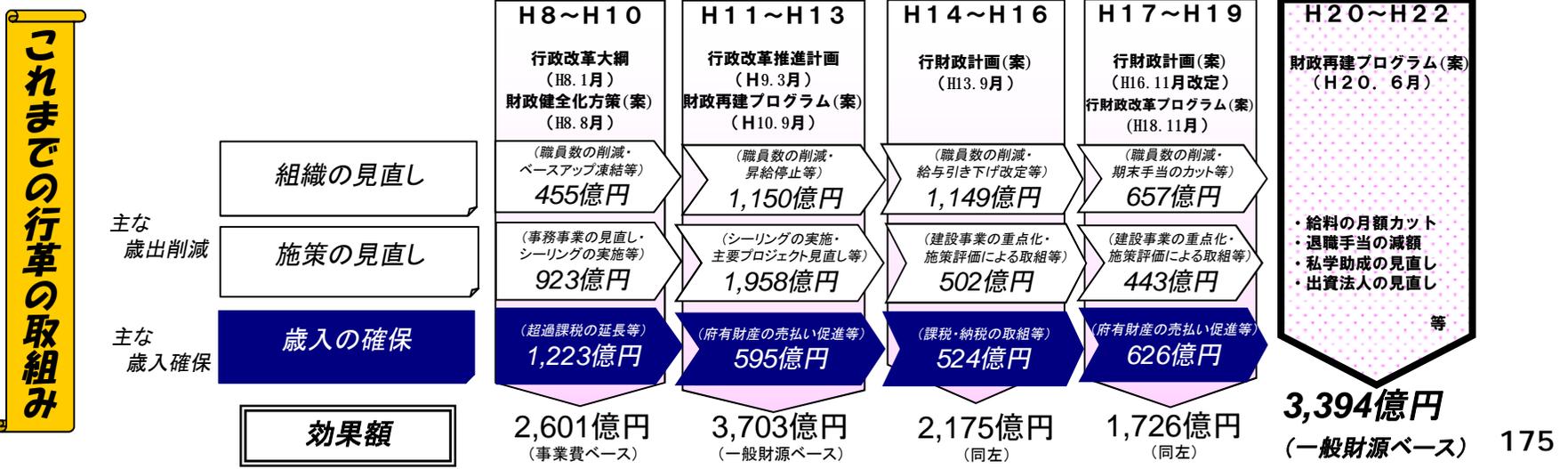
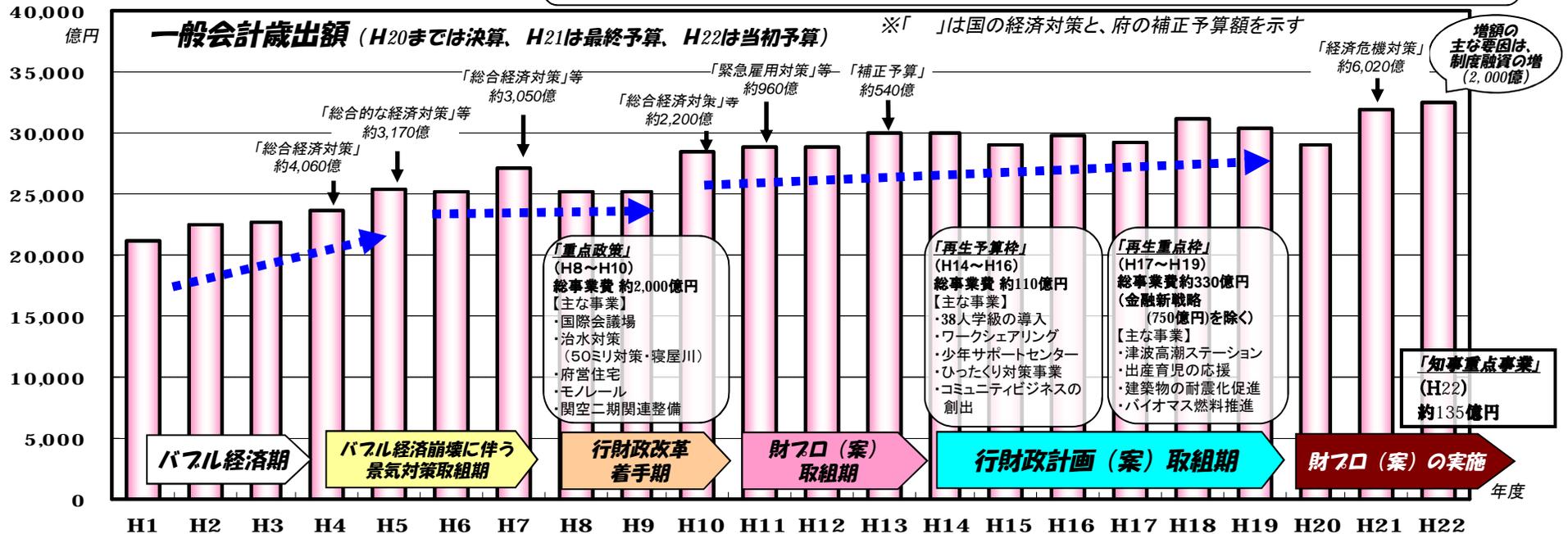
① 主な一般財源の推移

- 〇 バブル経済崩壊後の税収急減により、平成4年度から一般財源が急減。5年度に地方交付税の交付団体に転落。
- 〇 その後、蓄積していた基金の取崩しや地方債充当率の引上げ等でしのいだ。
- 〇 その後も税収は伸び悩みを続け、13年度からは減債基金からの借入れを行うに至った。

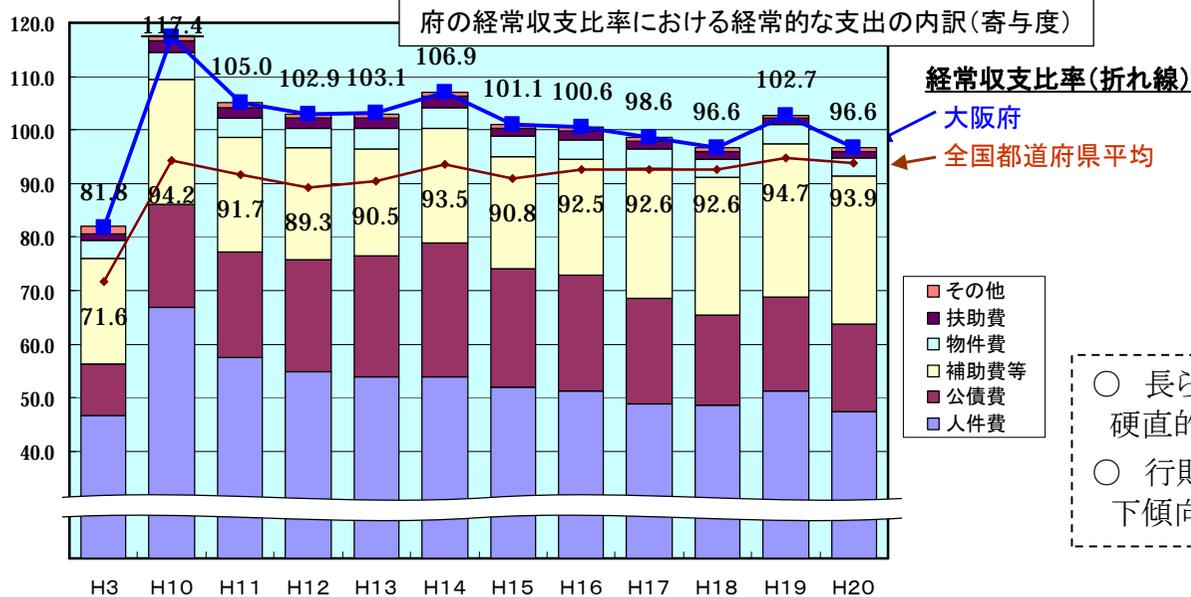
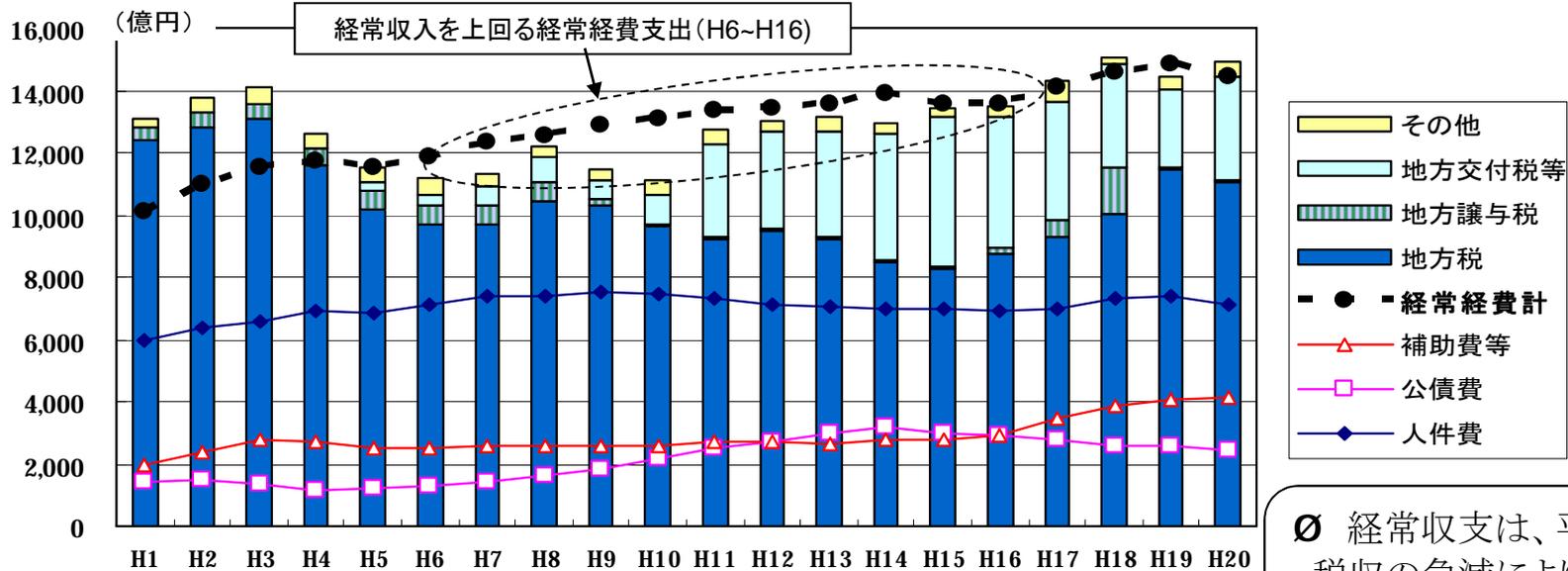


②これまでの行財政改革と一般会計歳出額の推移

- 〇 バブル経済崩壊に伴う景気対策取組期を経て、平成8年度から行財政改革に本格着手。
- 〇 行財政改革で捻出した財源の一部は、重点的な事業の実施に活用。



③ 経常収入・経常経費の推移



○ 経常収支は、平成4年からの
 税収の急減により大幅に悪化。6
 年度に収支が逆転して以降、急
 激に収支ギャップが拡大。

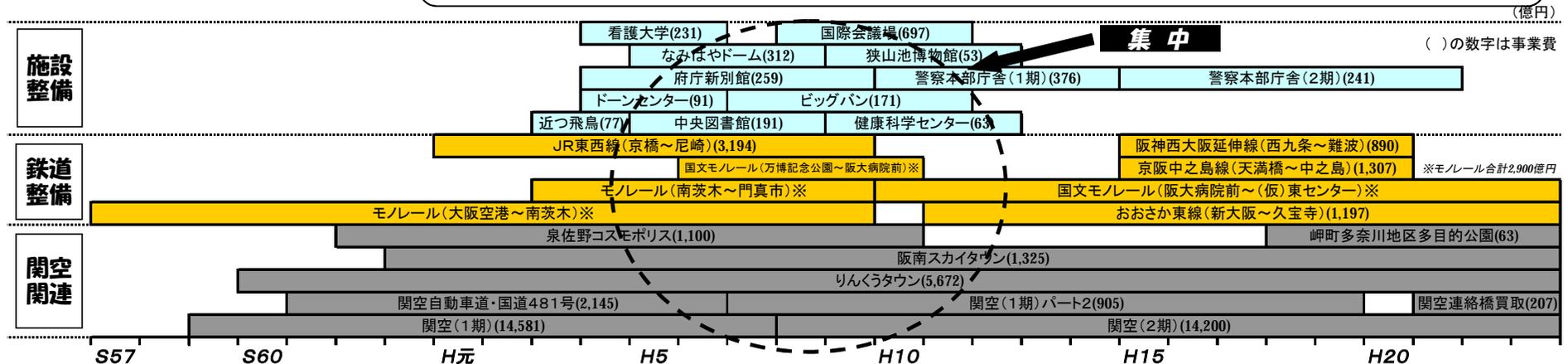
○ 税収の回復が遅れるなか、
 ギャップ解消の取組みも十分す
 ずまず、16年度まで収支逆転の
 状態が続いた。

○ 長らく経常収支比率が100%を超える極めて
 硬直的な財政運営

○ 行財政改革の取組みなどにより、近年は低
 下傾向にあり、全国平均との差も縮まっている

④これまでの主要プロジェクト

- 平成ひと桁台は、関空の開港(H6)、なみはや国体(H9)、国の景気対策を背景に事業が集中。
- 平成10年度の財政再建プログラム案による主要プロジェクトの凍結以降、大型事業は収縮傾向となる。



構想・計画等	トピック
大阪府総合計画 大阪21世紀計画	第1回御堂筋パレード
地域福祉計画(フライン計画) 国土庁学研都市構想策定のための報告書	国際会議場建設準備委員会発足
緑のマスタープラン	テクノポート大阪推進協議会設置
東大阪新都市基本構想案 チエリープラン(流域下水道整備計画)	電電公社民営化
関西国際空港関連地域整備計画 国際文化公園都市基本構想	好きやねん大阪府民会議設立
レインボー計画(道路長期計画) 庁舎・周辺整備計画	マイドーム大阪開設 四全総、国鉄民営化
関西文化学術研究都市大阪府建設計画	瀬戸大橋開通建設段階に
文化振興ビジョン	安威川ダム建設
長寿社会対策長期ビジョン	消費税導入 ベルリンの壁崩壊
運輸政策審議会答申第10号(鉄道網)	花博大阪開催 湾岸戦争
府新総合計画 (下水道整備基本計画)	弥生博物館・ピース大阪開設
21C O S M O S 計画	千里ライフサイエンスC開設 公務員週休2日制
行政改革大綱	関空開港、学研都市まちびらき
大阪湾ベイエリア整備計画	A P E C 大阪開催
災害に強いまちづくり計画	府立病院近代化完工
財政再建プログラム案	産技研移転開設 府立病院近代化完工
教育改革プログラム	なみはや国体開催
大阪産業再生プログラム 大阪21世紀の総合計画	金融ビッグバン
行政計画案	地方分権一括法
水の都大阪再生構想	府民牧場リニューアルオープン
金融新戦略 行政計画案 平成16年度版	介護保険スタート
大阪ハイテクベイプラン	省庁再編
アジアのにぎわい都市・大阪ビジョン	法人府民税均等割超過課税
行政改革プログラム案	安全なまちづくり条例施行
大阪21世紀の総合計画	エネルギーフォーラム開催
行政計画案	世界水フォーラム開催
行政計画案	交付税大幅削減
行政計画案	彩都一部まちびらき
行政計画案	タ張市財政再建団体
行政計画案	このころの再生府民運動
行政計画案	関空第2滑走路等供用開始
行政計画案	リーマンショック
行政計画案	政権交代 新型インフルエンザ

平成景気(S61.12-H3.5)

(2)これからの財政運営のあり方

時代時代の社会経済環境に応じて、府民のみなさんが必要とする行政サービスを提供することが府の使命であり、その基礎となる財政基盤を確かなものにするのが不可欠です。

そのための財政運営のあり方として、財政再建プログラム案に基づき、「収入の範囲内で予算を組む」原則を徹底し、予算編成過程の全面的な公開など、財政規律の確立をすすめています。

さらに、昭和60年代以降の財政運営についての検証を踏まえた教訓をもとに、一層の規律ある財政運営を行います。

また、基本的な財政運営のあり方を定める条例について検討します。

<教訓>

◆中長期的な財政収支見通しなし

- ・景気対策など国の方針に過度に依存
- ・特定目的基金借入れという緊急避難措置を継続、将来の起債返済に充てる減債基金からも借入れ
- ・公債残高のコントロールが不十分

◆府政運営の方針と財政収支試算が連携していない

◆財政状況の認識が全庁的に共有されていない

◆将来リスクを含めた事業実施判断がされていない

◆意思決定プロセスが不透明

<対応>

◆中長期的な財政収支の見通し(試算)を公表、全庁で共有

- ・財政健全化法の指標・府独自指標による管理
- ・特定目的基金借入れ状態を是正・減債基金も段階的に復元

◆府政運営の基本方針と財政収支試算の連携(戦略本部会議)

◆全庁的に財政状況の認識を共有し、部局長マネジメントに活かす

◆将来リスクなど十分な判断材料をもとにした事業実施の判断

◆意思決定プロセスの透明化

規律ある財政運営

財政再建プログラム(案) H20~H22	一層の強化・定着策
<p>予算編成改革の着手</p> <ul style="list-style-type: none"> ○方針と収支フレームの共有 (下図1) ○予算編成過程の公開 (下図2) <p>財政構造改革の着手</p> <ul style="list-style-type: none"> ○減債基金からの借入れ・借換債の増発との決別 ○収入の範囲内で予算を組む ○減債基金への返済開始 ○実質府債残高の圧縮、実質公債費比率を25%以上にしない 	<p>予算編成改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○部局長マネジメントを活かした予算編成 [⇒ ①] ○新公会計制度と連動した予算編成サイクルの確立 [⇒ ①] <p>財政構造改革の着実な実行</p> <ul style="list-style-type: none"> ○黒字予算の継続 ○減債基金の計画的な復元 ○実質府債残高の縮減を継続、実質公債費比率を25%以上にしない ○新たなルールによる財政調整基金等の管理 [⇒ ②] ○財務マネジメント機能の向上 [⇒ ③]

図1 基本方針と財政収支の連携

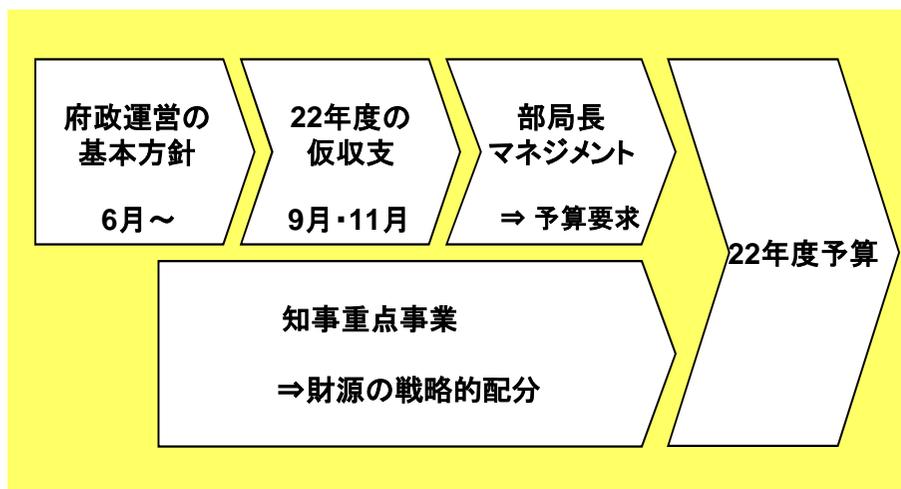
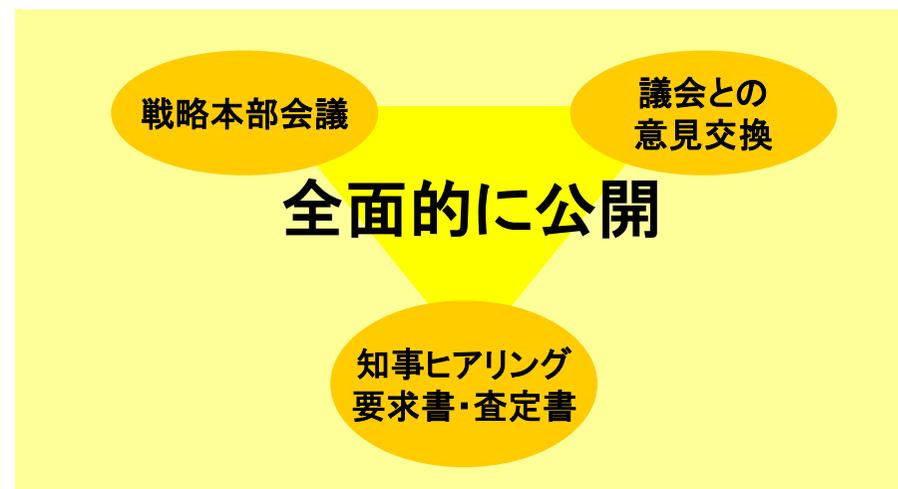


図2 予算編成過程の公開



① 予算編成改革の推進

(1) 部局長マネジメントを活かした予算編成

- ◇ 部局ごとに一律のシーリングを設定するという手法に過度に依存することなく、予算配分の重点化・柔軟化を推進するために、要求段階で部局長の自主性・主体性をより一層発揮

(2) 新公会計制度と連動した予算編成サイクルの確立 (※1)

- ◇ 執行の効率性や費用対効果を正確なデータに基づき検証
- ◇ 事後評価としての決算財務分析結果を予算に反映

(3) フルコストによる予算管理 (※2)

- ◇ 人件費や公債費を含まない事業予算について査定してきたが、人件費や公債費を含むフルコストの視点を踏まえた予算編成に改めていく

(※1) 予算と決算の対比を明らかにするため、予算の事業単位を新公会計制度において作成する管理事業の単位と統一

(※2) これにあわせて、予算編成システムを再編

②財政調整基金等の新しいルール(基金条例の改正)

(1)将来的な財政調整基金の確保目標額の設定

◇ 将来リスクに備えるため、『標準財政規模の3.75%に相当する額』とし、各年度の予算編成時の収支の範囲内で、可能な限りその充足に努める

※ 「3.75%」は、地方財政健全化法における実質赤字比率の早期健全化基準を踏まえ設定

【参考】 府の標準財政規模(平成22年度)14,939億円×3.75%= 560億円

※ 財政調整基金残高:78億円(22年度当初予算)

(2)決算剰余金の積立ルールの確立

◇ 決算剰余金の処理を明確化するため、剰余金の1/2は減債基金に、1/2は財政調整基金に積み立てることをルール化

(3)一般財源をもとに積立てを行う基金を限定

◇ 基金の適正な管理をすすめるため、一般財源をもとに積立てを行うのは、財政調整基金、減債基金、公共施設等整備基金に限定

※ 府民からの寄附の積立てや、運用利息の積立てなど当該基金に係る特定の収入をもとに積み立てることは、従来どおり可

※ 国庫補助金等の財源措置を伴う事業の実施や法令上の義務のために積み立てる場合は可

(例) 国民健康保険広域化基金、介護保険財政安定化基金

③財務マネジメント機能の向上

- 資金の調達や運用などを総合的に管理することにより、財務マネジメントの向上に取り組み、資金の効率性を高めていきます。

◇ 財務マネジメントとは、資産と負債を総合的に管理することにより、金利変動や為替相場の変動などの市場リスクと流動性リスク量を測定。そのリスクをコントロールしながら収益の極大化を狙う経営管理手法。

項目	内容
(i)起債マネジメント	<p>◇ 金利(長期/短期、変動/固定)の複合活用による、最適な組み合わせを実現することにより、公債費(元利払い)の抑制を図る (国債及び他団体との利回り格差については図1を参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府債構成の最適化をめざす ・ 市場から府債を買入消却するなど、負債の圧縮に向けた検討を行う ・ より効果的なIR活動(投資家に対する情報発信)に取り組む
(ii)資金マネジメント	<p>◇ 本府のキャッシュフロー(資金の流れ。図2参照)を適切にコントロールするための手法を検討するとともに、資金の効率的運用を行うためのルールづくりに着手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 短期資金調達コストの低減を図るため、自治体版CP(コマーシャルペーパー:短期資金用の割引手形)の導入など新たな仕組みを検討 ・ 減債基金等の効果的な運用の検討に着手
(iii)リスクマネジメント	<p>◇ 経済情勢等の急変に伴う金利変動や市場における資金流動性の低下などのリスクに対する対応の強化を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスク管理の強化を図るとともに、金利スワップや仕組債の発行など、リスクを回避するための手法を検討 <p>※金利スワップとは、固定金利と変動金利など、同一通貨で異なる金利の支払いを交換する取引のこと</p>



(参考)

図1 国債及び他団体との利回り格差

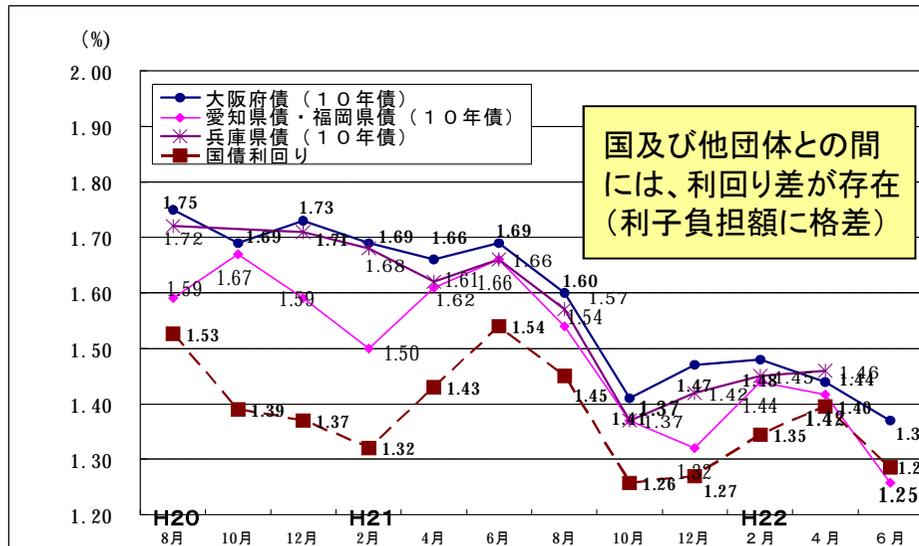
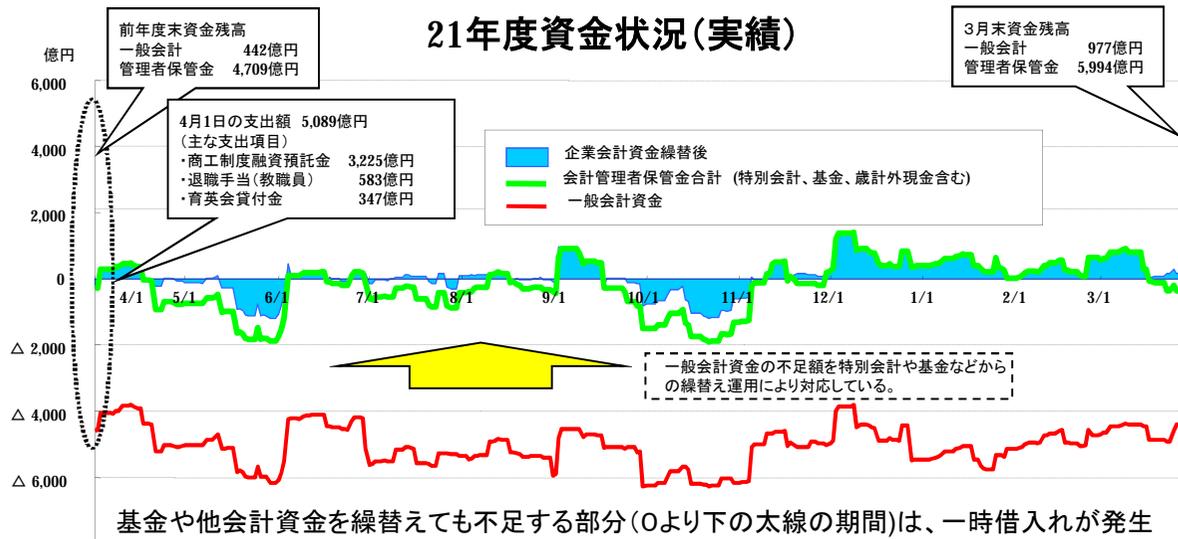


図2 大阪府のキャッシュフロー



(3) 新公会計制度の導入

【新公会計制度の導入】

- ◇ 大阪府では、府民への財務情報の更なる開示と効率的な行財政運営を推進するため、**複式簿記・発生主義**という企業会計の考え方を採り入れた、**日々仕訳方式**による新公会計制度を、平成24年度から導入します。

【現状】

- ◇ 現在の単式簿記・現金主義による官庁会計は、予算の執行状況の明確化はできるが、**ストックやフルコストの情報など自治体をマネジメントするための情報が不足**
- ◇ そのため、多くの自治体が財務諸表を作成しているが、総務省が提示する2つのモデル(基準モデルと改訂モデル)には課題がある
 - ・ 改訂モデルは、**個別の組織や事業についての財務情報を得られず、官庁会計決算の組替えのため精度に難点がある。**
 - ・ 両モデルとも、**国際公会計基準や民間の企業会計とは乖離。**

新公会計制度 の特色比較	東京都会計基準	総務省方式	
		改訂モデル	基準モデル
作成方法	・ 日々の会計処理の段階から複式仕訳データを蓄積し作成	・ 官庁会計決算を組み替えて作成	・ 複式仕訳データから作成 (固定資産は特殊な仕訳)
税収の取扱い	・ 行政コスト計算書の収入に計上	・ 純資産変動計算書の一般財源に計上	・ 純資産変動計算書の一般財源に計上
資産評価	・ 原則として取得原価	・ 売却可能資産は時価で毎年度評価替 ・ 他の有形固定資産は取得原価	・ 土地は時価もしくは取得原価 ・ 建物等は取得原価
純資産変動 計算書	・ 純資産の変動状況を計上	・ 税収等や臨時損益等を計上	・ 純資産の変動状況のみならず固定資産等の増減とその増減に伴う財源内訳も計上

導入内容

- ◇ 新公会計制度の導入のため、既に導入済みの東京都と連携しながら、既存の財務会計システム等の改修、府が保有する資産の調査・評価、会計基準の策定等を行う

新公会計制度で得られるストック情報やフルコストなどの財務情報を自治体経営に活用

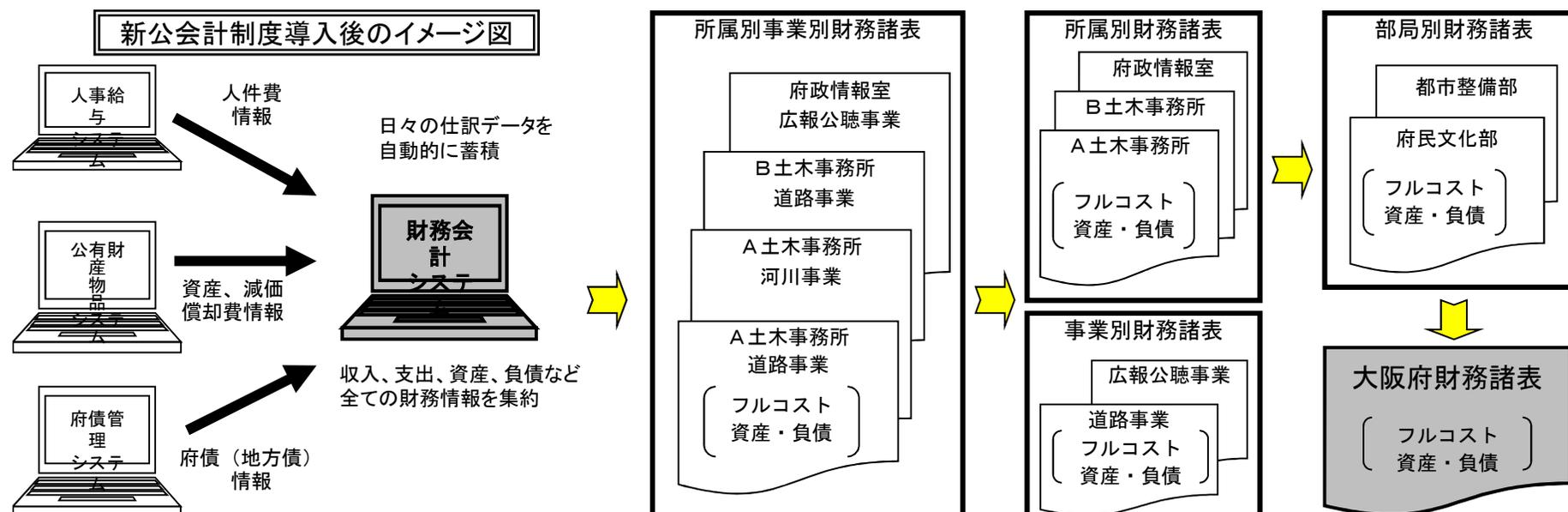
★ 財務諸表の特徴

貸借対照表	資産、負債等のストック情報
行政コスト計算書	減価償却費や金利、人件費を含めたフルコスト情報
キャッシュ・フロー計算書	現金収支の活動区分(行政サービス・投資・財務)別情報

- ★ 財務諸表では、基金借入金や貸倒引当金など、官庁会計では見えにくかった負担やリスクも、分かりやすく表示可能
- ★ 日々入力方式の導入により、期中での財務情報の把握が可能

- ◇ 日々の会計処理の段階からリアルタイムで複式処理を行うことで、会計別をはじめ、所属別や事業別など多様な財務諸表を作成することができ、精度の高い財務情報が得られる

- ◇ 東京都と同様、国際公会計基準や民間の企業会計に近い会計基準を策定



導入の効果

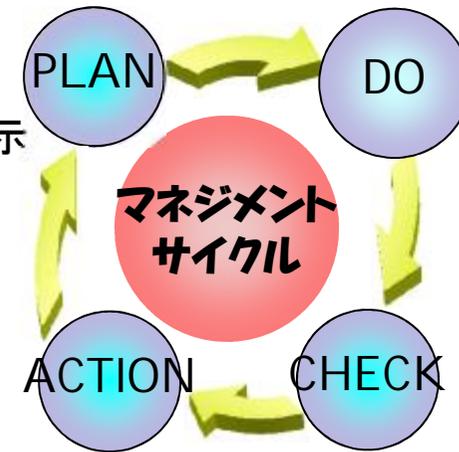
新公会計制度により得られた財務情報を有効に活用

■ アカウンタビリティの充実

- ・ 財政運営の全体像など大阪府の財務情報を府民に分かりやすく開示
- ・ 議会における決算審査資料の充実に寄与

■ マネジメントの強化

- ・ PDCAサイクルの構築により、「変革と挑戦」を支える
自治体マネジメント改革に活用
⇒ 決算財務分析や事業評価の質の向上、要員マネジメント、
予算編成への反映、財産管理・活用、監査での活用 など



他団体への普及のための大阪府の取組み

全国レベルでの公会計制度改革に向けた取組みを行う

■ 複式簿記・発生主義・日々仕訳による新公会計制度の早期導入の必要性を積極的にアピール

⇒ 全国知事会、近畿ブロック知事会への提言、府内市町村へのアピール など

■ 平成22年度は東京都と連携して「公会計制度改革推進プロジェクト」に取り組む

⇒ 公会計白書(仮称)の作成 など

【参考】「今後の財政収支の見通し〔粗い試算〕 22年8月版」(抜粋)

参考として「今後の財政収支の見通し〔粗い試算〕22年8月版」を掲載します。

粗い試算の改訂について【 22年8月版 】

- 法人二税を中心とした府税収入の大幅な減収という極めて厳しい財政状況のなか、地方交付税等の増や、土地売却収入、ボーナスの減額などの臨時的要因もあり、平成22年度当初予算がなんとか編成できたところ。
- この平成22年度当初予算を発射台として、平成23年度から平成42年度までの20年間を対象に、バブル後の景気対策等で大量発行した府債の最終償還の到来を視野に入れて、収支を試算。
- 試算にあたっては、現時点で見込むことができる条件を前提に推計。なお、この試算は不確定要素を多く含んでおり、相当の幅をもって見る必要がある。

○ 今回は「経済財政の中長期試算」(6/22内閣府)で示された「慎重シナリオ」(プルーデント(慎重)な見通し)における名目経済成長率、名目長期金利の数値を参考に、基礎的な数値を置き換えるなど平成22年4月版の改訂を行ったもの。

結果のポイント 【 22年8月版 】

- 収入の範囲内で予算を組み、将来にわたって実質公債費比率を早期健全化基準(25%)以上にしないためには、『改革プラン』の取組期間(23～25年度)中、毎年、要対応額が600億円程度見込まれます。

- 前回試算(平成22年4月版)との主な違い

(1) 取組期間中の要対応額: 【前回】960～1,130億円 → 【今回】600億円

主な理由	① 成長率見直しによる 実質税収の増	② 金利見直しによる 公債費の減	③ 設定金利の細分化※ による公債費の減	④ 21年度の決算剰余金 311億円を反映
------	-----------------------	---------------------	-------------------------	--------------------------

※ 10年債と5年債の金利をそれぞれ別設定で試算(これまでは金利の変動をほとんど見込まなかったため、単一の金利で試算)

(2) 取組期間中の減債基金復元額: 【前回】1,290億円 → 【今回】715億円

主な理由	公債費の減(上記②、③)などにより、実質公債費比率の数値が全体として減少
------	--------------------------------------

なお、復元額の総額は、前回は23～28年度 2,580億円、今回は23～33年度 2,405億円であり、年度間でより平準なものとなりました。

- 35～41年度に見込まれる収支不足について

バブル後に大量発行した府債の最終償還が到来することによる影響であり、前回試算と比べて、要対応額が増加した主な理由は、金利見直しによる公債費の増です。

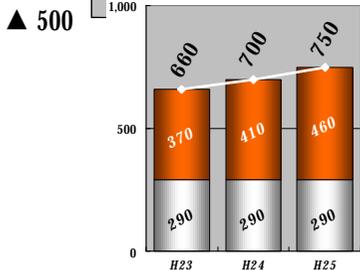
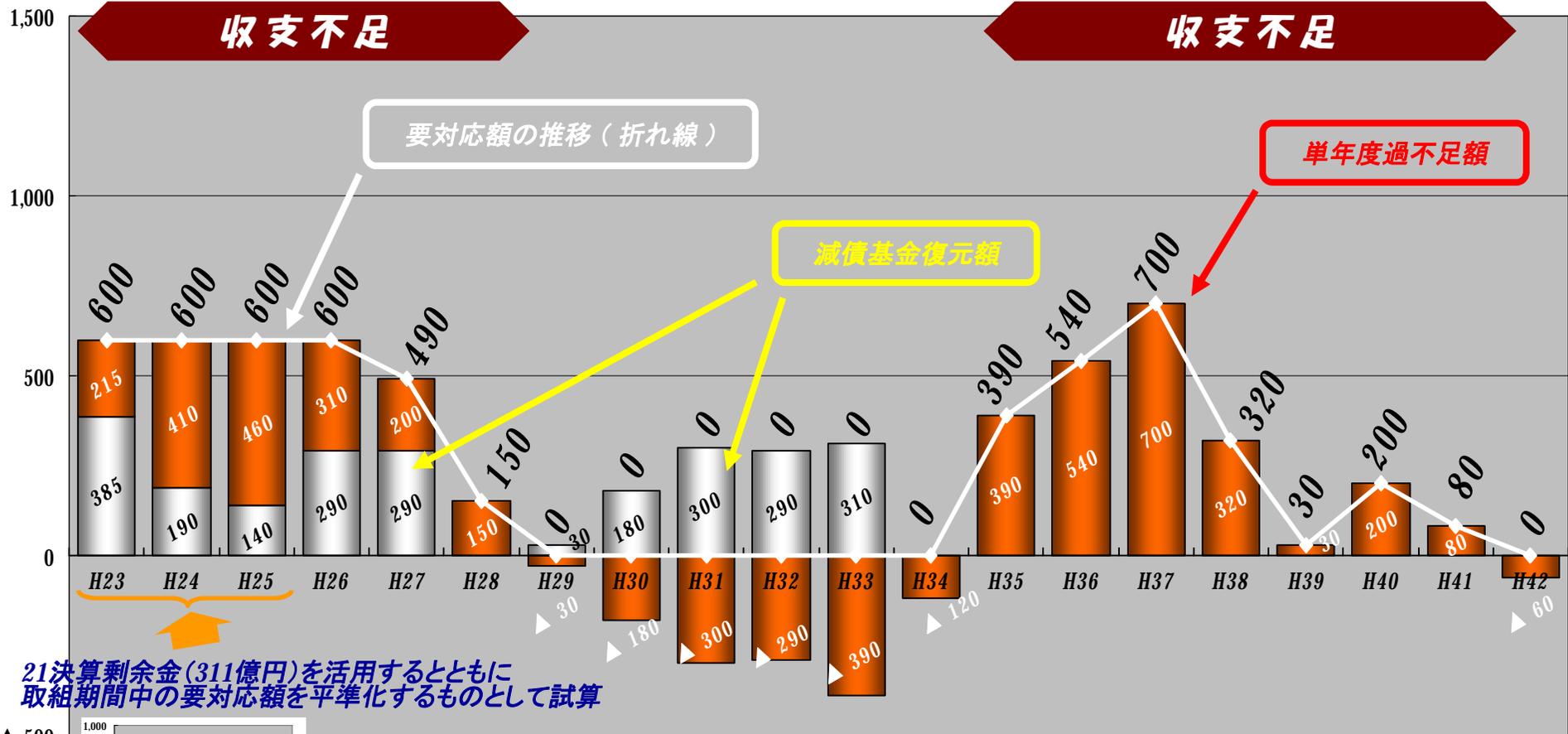


今後、この試算結果を踏まえた『改革プラン』をもとに、社会保障や地方財政などの国への大胆な制度改革の提言を行っていくとともに、次年度以降の予算編成に向けて、施策の選択と集中を図っていきます。

なお、中期的(29年度以降)には、収支不足が一旦解消しますが、35～41年度にかけて再び大きな収支不足が見込まれますので、財政調整基金の残高確保といった手法により、負担の平準化を図っていくことが必要と考えられます。

財政収支の見通し 【 22年8月版 】

(億円)



推計には見込んでいないが、今後、財政収支に大きな影響を及ぼす可能性のある「将来リスク」として、地域整備事業会計(156億)、まちづくり促進事業会計(400億)、大阪府産業基盤整備協会(140億)、などがある。

試算の前提条件 【 22年8月版 】

■ 推計期間：平成23年度～42年度 ■ 推計ベース：22年度当初予算を基本として推計

歳入	府税	「経済財政の中長期試算」(22年6月内閣府)で想定されている慎重シナリオにおける名目経済成長率より															
		府税伸び率	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37以降
		今回試算	+1.6%	+1.7%	+1.6%						+1.9%			+1.7%	前年同額		
		(前回試算)	+0.4%	+1.3%						前年同額							
		※法人二税の超過課税については継続と仮定した上で試算															
	交付税等	22年度普通交付税の決定額をベースに、府税と社会保障関係経費の推計を反映															
	一般歳入	税関連歳入については府税の伸びに連動、その他については、23年度以降は原則22年度当初予算と同額															
	特定財源	現行制度をベースに歳出連動															
歳出	人件費	職員数は現時点での定数削減計画を反映。今後の給与改定は考慮せず。36年以降は、35年度と同額を見込む															
	社会保障関係経費	現制度下における社会保障関係経費を推計 国制度改正による影響が不明な26年度以降は、25年度と同額を見込む															
	公債費	「経済財政の中長期試算」(22年6月内閣府)で想定されている慎重シナリオにおける名目長期金利より															
		10年債金利	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37以降
	今回試算	1.7%	1.8%	2.0%		2.2%				3.2%			3.7%				
	(前回試算)	2.0%	2.5%						2.0%								
		※5年債の金利設定については別途算定															
	税関連歳出	府税収入の見込み額から推計															
	その他	原則、22年度当初予算と同額を見込んでいるが、財政収支への影響が大きいと考えられる事業で、事業計画等を前提に現時点で事業費が見込めるものについては、26年度まで個別に積み上げを行った(27年度以降は、原則として26年度と同額) ※財政収支に大きな影響を及ぼす可能性があるものの、発生すること及び発生時期が不確実であり定量的把握が困難な、いわゆる「将来リスク」については、別途、改革プランにおいて点検															